

学 生 便 覧



2022

日本医科大学

日本医科大学

建学の精神 濟生救民

学 是 克己殉公

教育理念 愛と研究心を有する質の高い
医師と医学者の育成

アドミッション・ポリシー

本学の学是は「克己殉公」、すなわち“わが身を捨てて、広く人々のために尽くす”ことであり、教育理念として「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」を掲げ、多くの臨床医、医学研究者、医政従事者を輩出してきました。

この学是、理念、そして歴史ある私立医科大学という特長を基盤に、最新の医学を教育・研究し、広く国際的な視野に立った見識と豊かな人間性を備えた医師、医学研究者の養成に努め、人々の健康の維持・増進、社会に貢献することを使命と考えています。

本学では、この学是、理念そして使命を理解・尊重し、豊かな資質を持った次のような人を求めています。

1. 医学を学ぶ目的意識が明確で、医師、医学者となるに必要な知識・技能の修得のために自ら努力する人
2. 生命倫理を尊重し、医学を学ぶための知識・知性および科学的論理性と思考力を備えた人
3. 病める人の心を理解し、相手の立場で物事を考えることができ、主体性を持ちつつ協働して学ぶことのできる人
4. 社会的な見識を有し、周囲との協調性を尊重しながら、自らを表現し、判断できる人
5. 世界の医学・医療の進歩と発展に貢献する強い意欲のある人

カリキュラム・ポリシー

本学では、学是「克己殉公」の精神に則り、「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」をミッションとしている。その理念に則り、本学学生が医師、医学者となるために必要な知識・技能・態度を修得し、自ら考え判断でき、生涯にわたって学ぶことができるように、カリキュラムを編成した。

1. コンピテンスの明確化と履修系統図の明示
すべてのカリキュラムが、8 領域からなるコンピテンスのどのコンピテンスを目指すものか明示し、学生自身が目的意識を持って学修を進める態度を身につける。
2. 能動的学修の重視
Early exposure プログラム、問題基盤型学習 (PBL)、準備学習時間の明示、学修支援システムを用いた e-Learning などの充実を図り、主体的に考え、あるいは周囲と協働して学修する態度を修得する。
3. コア・カリキュラムとの整合性の重視
各講義、各プログラムの担当範囲とコア・カリキュラム項目の関連を明示し、医師になるために必要な知識を確実に学習する。
4. 共用試験 (CBT, Pre-CC OSCE) の実施と Student Doctor 資格の取得
臨床実習を始めるために必要な知識・技能・態度を全国水準に基づいて評価し、その学習成果を確実にする。
5. 臨床実習教育の充実
期間を国際標準の約 70 週とし、クリニカル・クラークシップ方式主体で実施し、Workplace assessment を基本とした実習評価を行うことで、国際水準を満たすレベルの臨床能力を修得する。
6. 研究心、国際性、プロフェッショナリズムの涵養
研究配属、海外選択臨床実習、キャリア・ガイダンス、プロフェッショナルリズム教育などの充実により、医師、医学者となる自覚を持ち、思考力・判断力・表現力を向上させ、国際性やチーム医療のための協調性を涵養する。

ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成を教育理念とする本学の医学教育は、医師となるための基本的知識、技能、態度の修得、自主的かつ周囲と協働して問題を発見し解決する能力の涵養と豊かな人間性の陶冶を目標としており、これらの資質及び能力を修得し、本学の学則に基づくすべての試験科目および授業科目に合格した者に学士の学位を授与する。

日本医科大学コンピテンス・コンピテンシー

1. 克己殉公の精神を受け継ぐプロフェッショナルリズム

日本医科大学医学部学生は卒業時にその時代における克己殉公の精神のあり方を自らの文脈の中で理解し、医療の専門家としての自覚と倫理観に基づいて行動することができる。

【コンピテンシー】

1. 克己殉公の精神のもと、人間としてのあるべき姿を求め続けていくことができる。
2. 克己殉公の精神のもと、医師、医学者としての自覚をもち、常に社会からの負託に応える努力ができる。
3. 克己殉公の精神のもと、法的、倫理的規範に則り、患者に対し正直に、また守秘義務を果たし行動することができる。
4. 克己殉公の精神のもと、常に自らを律し、医学的知識・技能・態度の向上に努めることができる。
5. 克己殉公の精神のもと、患者とその家族、同僚、協力者、後進に対して、利他的、共感的、協力的態度で診療、研究、教育活動に従事することができる。
6. 克己殉公の精神のもと、医療マネジメントとその方法を理解し、行動することができる。

2. コミュニケーション能力

日本医科大学医学部学生は卒業時に多様な立場や考え方を理解し、尊重し、共感力をもって他者と接するコミュニケーション能力を持ち、医療の現場における良好な人間関係を構築することができる。

【コンピテンシー】

1. 相手の個人的、社会的、文化的背景を踏まえて傾聴し、相互の立場を尊重しながらコミュニケーションを図ることができる。
2. 患者やその家族に支持的、共感的に接することができる。
3. 医療チームの一員として、情報の収集や伝達、説明と同意、教育などの医療の基本となるコミュニケーションを実践できる。

3. 統合された医学知識

日本医科大学医学部学生は卒業時に基礎科学、基礎医学、行動科学、臨床医学、社会医学の知識をもち、統合した形で問題解決に応用することができる。

【コンピテンシー】

1. 正常な人体の構造と機能、および人の一生としての発達、成長、老化、死を理解している。
2. 基礎科学や行動科学に裏付けられた知識から、人の心理と行動について考察できる。
3. 基礎科学と基礎医学の分析的手法を用いて、病因と病態、構造と機能の異常を説明できる。
4. 疾病の構造を理解し、社会医学や予防医学の視点を加え、患者の問題解決を考察できる。
5. 生物統計学や疫学に関する基本的知識を有し、社会医学や予防医学の視点で考察できる。
6. 社会制度に基づいた保険・医療・福祉・介護を理解している。

4. 実践的診療能力

日本医科大学医学部学生は卒業時に患者中心の視点に立ち、臨床研修現場において適切な診療を行う能力を獲得することができる。

【コンピテンシー】

1. 患者の訴えや背景を理解し、身体所見に応じた病歴聴取や身体診察ができる。
2. 臨床推論を行い、疾患を診断できる。
3. 検査計画を立案し、結果の医学的解釈から治療計画を立案できる。
4. 基本的臨床手技ならびに救命救急処置ができる。
5. 感染対策を含めた医療安全の基本概念を理解し、安心・安全な医療に寄与できる。
6. 治療効果・経過・患者満足度を評価し、適切な対応ができる。
7. 病態に応じた適切なコンサルテーションができる。
8. 患者、家族を含むチーム医療の役割を理解し、その一員として多職種と円滑に連携して診療に参加することができる。

5. 科学的研究心と思考能力

日本医科大学医学部学生は卒業時に生涯を通じて、医学の進歩に関心を持ち、科学的探究心を維持し、問題に対して論理的、批判的思考をもって行動することができる。

【コンピテンシー】

1. 科学的探究心を持ち、問題を発見し、それを解決する科学的理論や方法論を挙げられる。
2. 医学研究により得られた結果を論理的、批判的に解析し、明解に情報発信することができる。
3. 医学研究の進歩に関心を持ち、正確な情報を新たに取り入れ、理解し活用することができる。
4. 研究倫理に配慮した医学研究を遂行できる。
5. 研究内容の位置付けや社会における役割を説明することができる。

6. 人々の健康の維持、増進を通じた社会貢献

日本医科大学医学部学生は卒業時に社会の現状を認識し、医療人の立場から人々が健やかに暮らせる社会の構築に努めることができる。

【コンピテンシー】

1. 適切な情報リテラシーのもと、保健・医療・福祉・介護などの国民の健康に係わる情報を積極的に収集できる。
2. 健康に関する種々の法律、規則、社会医療制度の仕組みを理解し説明できる。
3. 健康維持・増進のための課題を認識し、法規・制度を遵守しながらそれらの解決策を想起できる。
4. 地域医療におけるプライマリケア、介護・福祉、予防医学活動、災害医療に参画し、自らの行動を社会貢献に反映できる。

7. 次世代の育成、教育能力

日本医科大学医学部学生は卒業時に大学の教育、研究、医療における理念を次世代に受け継いでいく使命を認識し、チームにおけるリーダーシップを発揮しつつ後進の指導を行うことができる。

【コンピテンシー】

1. 建学の精神、学是、教育理念を次世代へ継承することができる。
2. グループ活動やチーム医療においてリーダーシップを発揮し、メンバーの指導、支援を行うことができる。
3. チーム医療において、リーダーシップを発揮し、チームのマネジメントを行うことができる。
4. 同僚や後進に医師となる上で必要な知識、技能、習慣についての指導、助言ができる。
5. 教育活動を通じて自らの学びが深まることを省察できる。

8. 豊かな人間性と国際性

日本医科大学医学部学生は卒業時に人類と生命に対する「愛」を内包する豊かな人間性を持ち、日本のアイデンティティを尊重しながら、広く世界に目を向け行動することができる。

【コンピテンシー】

1. 「愛」の本質を探究する幅広い教養を備えている。
2. 文化的・宗教的・社会的背景やその多様な価値観を受容し、尊重する姿勢を有する。
3. 語学力を基盤として、国際医療人・研究者のひとりとして行動できる。
4. 国内のみならず、国際保健の観点から医療問題の課題を説明できる。
5. 広く世界へ視野を広げ、「愛」の視点から医学の発展に寄与する態度を有する。

目 次

◎医学生生活のために	1
◎本学の沿革	2
◎2022年度学事予定表	3
◎2022年度学年担任・副担任一覧表	4
◎本学の組織・構成	5
◎諸規定	7
(1) 日本医科大学医学部学則	7
(2) 試験等に関する細則	23
GPA 制度に関する要項	29
下級年次不合格科目の再受験に関する要項	31
(3) 日本医科大学奨学金貸与規程	32
(4) 日本医科大学奨学金貸与施行規則	34
(5) 日本医科大学特別学資ローン運営規則	36
(6) 日本医科大学学生の表彰に関する細則	38
(7) 日本医科大学学生の懲戒に関する細則	40
(8) 日本医科大学医学部再入学に関する細則	51
(9) 日本医科大学学生アドバイザー制度運営細則	53
(10) ハラスメント防止小委員会運営要綱	55
ハラスメントについて	56
◎諸手続等	57
(1) 学生と関係のある事務分掌	57
(2) 諸届出・願出	58
(3) 学生証（IDカード）について	59
(4) 証明書の申請	59
(5) 遠隔地被保険者証	60
(6) 通学定期券の購入	60
(7) 学生旅客運賃割引証（学割）	60
(8) その他（注意事項等）	60
1) 学生用ロッカー	60
2) 遺失物・拾得物	61
3) 印鑑の携帯	61
4) 通学について	61
武蔵境校舎	62
千駄木校舎	64
5) 諸案内・郵便物について	61
6) 喫煙について	61
7) 施設利用施設利用時のマナーについて	61

(7) 禁煙相談について	95
(8) 証明書発行について	95
◎学生相談室	96
◎学生教育研究災害傷害保険（学研災）	98
◎学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）	98
◎奨学金等	99
◎国民年金	100
◎課外活動	101
(1) 学友会（運動部会、文化部会、その他）	101
(2) 学友会の学内・外の主な行事及び催物	101
(3) 課外活動中における事故発生時の連絡体制	103
(4) 部室について	103
(5) 日本医科大学課外活動団体に関する細則	104
◎厚生施設	113
(1) 日医大マリンハウス	113
(2) 牧心セミナーハウス	113
◎図書館・図書室	114
◎災害等への対策	118
(1) 自然災害の影響による授業・実習・試験等の対応について	118
(2) 大規模地震に対する学生の心得	120
(3) 災害用伝言ダイヤル等の活用	121
(4) 地震発生時の初動マニュアル	123
(5) 地震発生時の対応マニュアル	124
◎教育施設配置図	127
(1) 武蔵境校舎配置図	127
(2) 千駄木校舎配置図	130
◎校歌	135

医学部生活のために

学生部長 小川 令

新入生のみなさん、ご入学おめでとうございます！医学部での生活がどのようなものになるのか、期待と不安が入り交じっていることと思います。

私は、学生部長を仰せつかっている、形成外科学の小川と申します。学生部は日本医科大学医学部学則第44条で述べられているのですが、新入生に対するオリエンテーションの実施、個別生活指導、人間関係や生活上の悩み相談、心身の健康管理、進路・就学援助、奨学金・国民年金や傷害保険の紹介等を取り扱っています。

学生サポートに関しては「学生アドバイザー制度」を実施しています。上級生や医師・教員との縦の繋がりをより親密にする制度でありますので、是非ご参加いただき、上級生にいろいろ相談してください。また「オフィスアワー」という医師・教員が在室して皆さんの質問・相談にのる機会を設けています。これらをぜひご活用ください。

いまご覧になっているこの学生便覧には、日本医科大学に入学された皆さんが、本学での学生生活を円滑に、且つ楽しく送ることができるように、学内における勉学と生活上の規定や施設の利用方法等が紹介されています。本学設立の歴史的背景に始まり、学則や履修科目の紹介、試験進級、諸手続き、ICT（情報ネットワーク）利用等、学生生活において重要な事項が記載されていますので、是非本書に目を通していただきたいと思います。

本学には学生自身により自主的に管理運営されている日本医科大学学友会があります。学友会管轄のもとで課外活動をしており、学内の主な行事として学園祭や体育大会が開催されています。これらに参加して医学部生活を満喫していただきたいと思います。

これからの医学部生活では、将来自分が専門とする医学の専門領域に触れることとなります。しかし自分の目指す専門だけでなく、社会人としての幅広い教養を身につけることを期待しています。また人との出会いを大切に豊かな人間性を育み、「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」という本学の教育理念を実現できる医療者になることを願っています！

本学の沿革

- 明治 9 年 (1876) 4 月：長谷川泰により、西洋医学による医師養成学校『済生学舎』が設立された。実質的にはこれが本学の前身に当たる。
- 明治 36 年 (1903) 8 月：長谷川泰、「済生学舎」を廃校。
- 明治 37 年 (1904) 4 月：私立日本医学校が神田淡路町に設立され、多数の旧済生学舎学生を引き継いだ（現在の本学創立記念日 4 月 15 日）。
- 明治 43 年 (1910) 3 月：私立日本医学校は私立東京医学校を吸収合併し、文京区千駄木に移転。11 月同所に付属駒込医院（現在の付属病院）を開設。
- 明治 45 年 (1912) 7 月：私立日本医学専門学校となる。
- 大正 7 年 (1918) 4 月：校是を『克己殉公』と定める。
- 大正 8 年 (1919) 8 月：私立日本医学専門学校を日本医学専門学校と改称。
- 大正 13 年 (1924) 7 月：付属飯田町医院開設（後の付属第一病院）。
- 大正 15 年 (1926) 2 月：大学令により日本医科大学に昇格、予科を併設。
- 昭和 7 年 (1932) 4 月：予科を川崎市中原区小杉に移転。
- 昭和 12 年 (1937) 6 月：付属丸子病院開設（現在の武蔵小杉病院）。
- 昭和 19 年 (1944) 3 月：戦時、医学専門部併設（昭和 25 年閉校）。
- 昭和 27 年 (1952) 2 月：学制改革により新制日本医科大学となる。
- 昭和 27 年 (1952) 2 月：日本獣医畜産大学を学校法人日本医科大学に合併。
- 昭和 30 年 (1955) 1 月：医学進学課程設置。
- 昭和 35 年 (1960) 3 月：日本医科大学大学院医学研究科設置。
- 昭和 45 年 (1970) 4 月：専門課程、進学課程を一本化し、6 年制の一貫教育とした。
- 昭和 51 年 (1976) 5 月：桜木校舎（台東区上野桜木）を入手、ここに老人病研究所、ワクチン療法研究施設、看護専門学校等を収容。
- 昭和 52 年 (1977) 6 月：多摩永山病院開設。
- 昭和 58 年 (1983) 11 月：本学創立 80 周年記念式典が行われた。
- 昭和 61 年 (1986) 9 月：創立 80 周年記念付属病院東館改築竣工。
- 昭和 61 年 (1986) 11 月：済生学舎開校 110 周年記念祭が行われた。
- 昭和 62 年 (1987) 1 月：日本医科大学国際交流会館竣工。
- 平成 元年 (1989) 7 月：印旛校地開発基本構想「INBA - HITEC 構想」の大綱が決定した。
- 平成 2 年 (1990) 4 月：老人病研究所が武蔵小杉病院内に移転。
- 平成 6 年 (1994) 1 月：千葉北総病院開設。
- 平成 9 年 (1997) 10 月：付属第一病院閉院。
- 平成 18 年 (2006) 4 月：創立 130 周年記念式典が行われた。学校法人日本医科大学アクションプラン 21（千駄木再開発事業計画）を策定。
- 平成 20 年 (2008) 1 月：日本医科大学大学院（基礎医学大学院棟）竣工。
- 平成 20 年 (2008) 1 月：日本医科大学医学部（教育棟）竣工。
- 平成 26 年 (2014) 4 月：新丸子校舎閉舎により武蔵境校舎に移転。
- 平成 27 年 (2015) 4 月：老人病研究所を先端医学研究所に改称。
- 平成 30 年 (2018) 1 月：付属病院新病院棟竣工。
- 令和 3 年 (2021) 9 月：武蔵小杉病院新病院棟竣工。

令和4年度 学年担任・副担任一覧表

学 年	学年担任	副担任	
第1学年	准教授 浅井 真理子 〔医療心理学〕	講 師 藤 本 健 太 〔生物学〕	准教授 岩 田 衣 世 〔解剖学・神経生物学〕
第2学年	大学院教授 荒 川 亮 介 〔薬理学〕	教 授 長谷部 孝 〔生物学〕	准教授 齋 藤 文 仁 〔薬理学〕
第3学年	大学院教授 横 堀 将 司 〔救急医学〕	大学院教授 大 橋 隆 治 〔統御機構診断病理学〕	特任教授 土 佐 眞美子 〔形成外科学〕
第4学年	教 授 仁 藤 智香子 〔研究部共同研究施設〕	大学院教授 清 家 正 博 〔呼吸器内科学〕	准教授 三 井 亜希子 〔腎臓内科学〕
第5学年	大学院教授 山 口 博 樹 〔血液内科学〕	大学院教授 眞 島 任 史 〔整形外科学〕	准教授 厚 川 正 則 〔消化器内科学〕
第6学年	教 授 布 施 明 〔救急医学〕	大学院教授 杉 谷 巖 〔内分泌外科学〕	大学院教授 館 野 周 〔精神医学〕

本学の組織・構成

(1) 学校法人日本医科大学には次の組織がある。

1) 理事会、評議員会があり法人の運営に関わる重要事項を審議、決定する。その構成は次の通りである。

理事会：理事 12 人（理事長、常務理事、常任理事を含む）、監事 2 人以上 3 人以内

評議員会：評議員 36 人以上 42 人以内

(2) 学校法人日本医科大学に次の学校を設置している。

1) 大学・大学院

i 日本医科大学医学部

同 大学院

ii 日本獣医生命科学大学獣医学部

同 応用生命科学部

同 大学院獣医生命科学研究科

2) 専門学校

i 日本医科大学看護専門学校

(3) 日本医科大学

本学では、教育機関として、1) 医学部医学科と、2) 大学院医学研究科を設置しており、また大学設置基準に基づき、4つの付属病院（付属病院、武蔵小杉病院、多摩永山病院、千葉北総病院）、その他に付置施設（先端医学研究所）、図書館を設置している。

1) 医学部は、医学教育を6年一貫教育として実施するに当たって、その課程を基礎科学、基礎医学、臨床医学に三大区分し、各科目を履修することになっている。

i 基礎科学は必修科目で構成されており、第1年次から第2年次にわたって開講される。

第1年次科目（17科目）

医学入門、医学実地演習Ⅰ、医学実地演習Ⅱ、自然科学基礎(物理・化学・生物)、生物科学、生物学実験、物理学、化学、数学、スポーツ科学、外国語、人文社会科学、特別プログラム、セミナー、基礎医学総論Ⅰ〔解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)〕、基礎医学総論Ⅱ〔生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)〕、基礎医学総論Ⅲ〔生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)〕

第2年次科目（3科目）

基礎科学、医学実地演習Ⅲ、SGL (Small Group Learning)

ii 基礎医学ではすべてが必修科目であり、原則的には第2年次から第3年次の間に授業が行われる。

医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)、微生物学・免疫学・病理学(解析人体病理学)、病理学(統御機構・腫瘍学)、衛生学、薬理学、法医学、SGL (Small Group Learning)

以上のほか「特別プログラム」「研究配属」「臨床医学への基礎医学的アプローチ」等が行われる。

iii 臨床医学ではすべてが必修科目であり第3年次2学期から第4年次1学期にわたって各種コース講義及び、CBT (Computer Based Testing)、臨床実習前 OSCE (Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination)、SGL (Small Group Learning) が行われる。第4年次2学期後半から5年次にかけて付属各病院で臨床実習(クリニカルクラークシップ)と総合試験が行われる。第6年次は選択臨床実習(クリニカルクラークシップ)、社会医学コース、臨床実習後 OSCE (Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination)、総合試験が行われる。

2) 大学院医学研究科は、博士課程(4年制)で医学専攻がある。所定の授業科目を30単位以上修得し、学位論文を作成提出し、学位審査および最終試験に合格した者は博士(医学)の学位が授与される。医学専攻には次の分野がある。

医学研究科医学専攻分野一覧

専攻	分野
医学	<p>機能形態解析医学領域 分子解剖学、生体統御科学、解析人体病理学、細胞生物学、分子細胞構造学、循環器内科学、腎臓内科学、血液内科学、消化器内科学、内分泌糖尿病代謝内科学、呼吸器内科学、臨床放射線医学、皮膚粘膜病態学、頭頸部・感覚器科学、女性生殖発達病態学</p>
	<p>生体制御再生医学領域 男性生殖器・泌尿器科学、解剖学・神経生物学、感覚情報科学、生体機能制御学、遺伝子制御学、神経内科学、消化器外科学、乳腺外科学、内分泌外科学、呼吸器外科学、心臓血管外科学、脳神経外科学、整形外科学、分子遺伝医学、眼科学、救急医学、疼痛制御麻酔科学、形成再建再生医学</p>
	<p>健康社会予防医学領域 統御機構診断病理学、代謝・栄養学、薬理学、微生物学・免疫学、衛生学公衆衛生学、法医学、医療管理学、分子生物学、精神・行動医学、アレルギー膠原病内科学、小児・思春期医学、総合医療・健康科学、リハビリテーション学</p>

3) 日本医科大学付属の4病院

付属病院(東京都文京区千駄木)、
武蔵小杉病院(神奈川県川崎市)、
多摩永山病院(東京都多摩市)、
千葉北総病院(千葉県印西市)、
の4病院があり、臨床実習が行われる。

諸 規 定

(1) 日本医科大学医学部学則

第 1 章 総 則

(目的・使命)

第 1 条 日本医科大学医学部（以下「本学」という。）は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く医学を研究教授し、知的道徳的応用的能力を展開させることを目的とする。

2 前項の目的を達するために、広く医学を世界に求め、堅実公正な医師を育成することを使命とする。

(自己評価等)

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己点検委員会を設置し、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 自己点検委員会の組織等に関する事項については、別に定める。

(組織)

第 3 条 本学に医学科を置き、6 年の一貫教育を行う。

(収容定員)

第 4 条 収容定員は、入学定員 110 名、総定員 660 名とする。

(修業年限・修了年限・在学年限)

第 5 条 修業年限は 6 年とし、第 3 年次末をもって前期の修了年限とする。ただし、第 17 条の定めにより編入学した者については、修業年限を 5 年とする。

2 在学年限は、前項の規定する修業年限及び修了年限のそれぞれ 2 倍をこえることはできない。

3 同一学年の在学年限は原則として 2 年とし、学長が特別の事情があると認める者については、医学部教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、1 年に限り延長を認める。

第 2 章 授業科目（コース）・授業時数及び単位数

(授業科目)

第 6 条 授業科目は大別して基礎科学科目、基礎医学科目、臨床医学科目（コース）、その他の科目とする。

2 授業科目とその授業時数は別表 1 に定めるところによる。

3 本学における学科目は別表 2 に定めるところによる。

4 臨床医学コースは別表 3 に定めるところによる。

第3章 履修方法及び修了・卒業の認定

(履修方法・授業時数・単位の計算方法)

第7条 授業科目の履修は別表1に従い、所定の授業日数(又は単位数)を履修するものとする。

- 2 各年次の授業日数は、学年末試験、臨床実習期を含み、年間37週を原則とする。
- 3 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。
 - (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。

(授業科目修了の認定)

第8条 授業科目修了の認定は、試験等の成績に基づき、教授会の審議を経て、学長がこれを決定する。

- 2 成績の評価は、優・良・可・不可の4種類とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。
(優 80点以上、良 70点以上、可 60点以上、不可 59点以下)
- 3 次の各号の一に該当するものに受験資格を与える。
 - (1) 各年次の試験においては、その授業科目の規定の授業時数(講義と実習の合計時数)及び実習時数のそれぞれについて3分の2以上出席した者
 - (2) 臨床実習の受験資格については、別に定める。
- 4 必修科目に受験資格のない者は、その授業科目を再び履修しなければならない。
- 5 試験等に関する規定は別に定める。

(他大学等での履修認定)

第9条 教育上有益であると認めるときは、本学の定める国内外の他の大学、病院又は本学が認める関連施設において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学において修得したものと認定することができる。

- 2 第17条により入学した者が、本学入学前に修得した単位の認定については、教授会の審議を経て学長が決定する。

(卒業の認定)

第10条 第5条に定めた修業年限以上在学し、全ての科目及びコースの試験に合格した者に対して、学長は教授会の審議を経て卒業を認定する。

(卒業証書及び学位の授与)

第11条 卒業の認定を受けた者は、教授会の審議を経て、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学とする。
- 3 本学において授与する卒業証書・学位記の様式は、別記様式1のとおりとする。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年・学期)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとし、これを次の学期に分ける。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日（授業を行わない日）及び休業期間（授業を行わない期間）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (3) 創立記念日 4月15日
 - (4) 春季休業 3月21日から4月7日まで
 - (5) 夏季休業 7月19日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
- 2 前項に定める他、学長は臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 学長が必要と認めたときは、休業日及び休業期間を変更することがある。

第5章 入学・休学・退学

(入学時期)

第14条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(転入学)

第16条 他の大学医学部又は医科大学の学生で、その大学長の許可を得て、本学に転入学を希望する者は、欠員のある場合に限り、試験の上入学を許可することがある。

(編入学)

第17条 本学に編入学を希望する者については、選考のうえ編入学を許可することができる。

2 この場合の入学年次は、第2年次とする。

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の受験料 60,000 円及び別に定める書類を添えて指定の期日までに願出しなければならない。

(入学選考)

第19条 入学の選考は、学力及び人物について行う。

(入学手続)

第20条 入学の選考に合格したものは、指定の期日までに、誓約書、保証書、卒業証明書、住民票
その他所定の書類を提出するとともに、入学金 1,000,000 円及び第 30 条による学費を納付しなければならない。

2 既納の入学金及び学費は返戻しない。ただし、所定の期日までに入学辞退を申し出た場合は、既に納めた学費を返還する。

3 第1項の手続をしない者は、入学を許可しない。

(入学許可)

第21条 前条の手続を完了した者は、教授会の審議を経て、学長が入学を許可し、学籍に登録する。

(本籍・住所・姓名変更)

第22条 学生及び保証人が本籍又は住所等を変更した場合は、直ちに届出なければならない。

2 学生が姓名を変更した場合には、住民票記載事項証明書を添えなければならない。

(休学)

第23条 疾病その他止むを得ない事由により、2ヵ月以上修学することができない者は、休学願に保証人連署の上、その事由を証明する書類を添えて学長に願出するものとし、許可を得なければならない。

2 疾病その他の事由により修学することが不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第24条 休学は2年以内とする。ただし、前条第2項の場合に限り、更に1年を限度として延長することができる。

- 2 休学期間は通算して4年以内とする。
- 3 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第25条 休学期間中にその事由が消滅して復学しようとする者は、復学願に保証人連署の上学長に願ひ出るものとし、許可を得なければならない。ただし、当該休学が疾病による場合は医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとする者は、退学願に保証人連署の上学長に願ひ出るものとし、許可を得なければならない。

(再入学)

第27条 退学した者で、再入学を願ひ出る者は、学長が原学年又はそれ以下に再入学を許可することがある。

(除籍)

第28条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 成業の見込みのない者
- (2) 第5条の在学年限をこえた者
- (3) 第24条第1項又は第2項にそれぞれ定める期間をこえて、なお復学できない者
- (4) 学費の納入を督促された後、30日以上納付しない者
- (5) 1年以上行方不明の者
- (6) 死亡届が提出された者

(転学)

第29条 他の大学へ転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第6章 学 費

(学費)

第30条 学生が納付しなければならない学費は、授業料、実習費、施設整備費及び教育充実費とする。

(金額・納付時期・学費の額の変更)

第31条 学費の金額及び納付時期は、これを次のとおり定める。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 授業料 | 2,500,000 円 (年額) |
| 施設整備費 | 1,000,000 円 (年額) |

ただし、平成 30 年度入学者から適用する。

(2) 学費は、毎年 4 月 30 日までに納付するものとする。

ただし、第 20 条第 1 項の入学手続をする際に納付すべき学費の納付期限は、同条同項により別途指定する期日までとする。

(3) 止むを得ない理由の願い出によっては、期間を定めて分納を認めることができる。

(4) 第 20 条第 2 項のただし書きの場合を除き、既納の学費は返戻しない。

2 在学中、授業料その他について変更があった場合には新たに定められた金額を納付するものとする。

3 学年の中途において卒業する見込みの者の納付する学費の取扱いは、別に定める。

(特待生の学費)

第32条 入学試験の成績が特に優秀で、人物に優れている者を特待生として、学費の一部を免除することができる。

2 特待生に関する事項は別に定める。

(停学及び休学中の学費)

第33条 停学又は休学中の者についての学費は減免することがある。

(退学者の学費)

第34条 退学する者は、その年度における学費を納付しなければならない。

第 7 章 聴 講 生

(聴講生)

第35条 本学所定の授業科目のうち 1 科目又は数科目について聴講を希望する者がある時は、教育研究に支障がない限り、学長が、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する取扱いは別に定める。

第8章 公開講座

(公開講座)

第36条 本学に公開講座を設けることがある。

第9章 賞 罰

(表彰)

第37条 品行学業ともに優秀な者を、表彰することがある。

2 表彰に関する事項については、別に定める

(懲戒)

第38条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分にもとる行為ありと認められるものは懲戒に処する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続きについては、別に定める

第39条 表彰及び懲戒は、学長がこれを行う。

第10章 職員組織

(職員組織)

第40条 本学の職員組織として学長、医学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員組織の職制及び定員に関しては、別に定める。

第11章 教授会

(教授会)

第41条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任教授をもって組織する。

3 教授会は、学長がこれを招集し、その議長となる。

(役割)

第42条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び医学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長又は医学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会規則)

第43条 教授会の運営に関する規則は別に定める。

第12章 厚生補導

(厚生補導)

第44条 学生の厚生補導に関する事項を取扱うために学生部を設ける。

第13章 学則の改廃

(学則の改廃)

第45条 本学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

付 則

この学則は、昭和 30 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 41 年 4 月 1 日 一部改正（学部の入学生定員 80 名から、100 名に変更した）

昭和 49 年 4 月 1 日 一部改正（学部の実習費を設定した）

昭和 54 年 1 月 10 日 一部改正（学部の授業料、実習費、施設整備費を学費としてスライド制を導入した）

昭和 57 年 1 月 10 日 一部改正（学部の教育充実費を設定した）

昭和 60 年 4 月 1 日 一部改正（全面的に見直した）

昭和 62 年 4 月 1 日 一部改正（受験資格の取り扱いを一部変更した）

ただし、第 9 条第 3 項第 1 号の改正規定は、昭和 62 年度入学者から適用し、昭和 61 年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成 2 年 4 月 1 日 一部改正（講座を新設し、講座の名称を一部変更した）

平成 3 年 4 月 1 日 一部改正（授業料のただし書きを挿入した）

平成 3 年 7 月 1 日 一部改正（大学設置基準、学位規則の改正等により一部改正した）

ただし、第 6 条、第 14 条、第 18 条及び第 29 条の改正規定は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。（大学設置基準の改正により自己評価等を設定した）

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。（ただし、基礎科学の所定単位については平成元年度以前の入学者は従前どおりとする。入学手続上の戸籍抄本を住民票に変更した。また第 7 章外国人学生全文を削除した）

附 則

この学則は、平成 6 年 11 月 1 日から施行する。（日本医科大学組織規則制定により、医学部主任から医学部長に職名を変更した）

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。（学則の改廃は理事会の承認から議決を必要とするに変更した）

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。（姓名変更上の戸籍抄本を住民票記載事項証明書に変更した）

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。また教育充実費を6年間の分納に変更した)

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成10年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第5条第3項の改正事項は、平成13年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。(基礎科学における所定単位を変更した。ただし、基礎科学の所定単位については、平成13年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。(別表1の3・4年授業時限配当表の診断学・検査医学を基本臨床実習に改め、5・6年授業時限配当表を新たに作成した。これに伴い、別表3のコース名称診断学・検査医学を基本臨床実習に改める。)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。(別表1の1年授業時限配当表の選択科目Aの医学物理学を削除し、備考欄に入学試験で「生物」を受験しなかった者は生物系の選択科目(注5)を履修することとし、欄外に(注5)に生物系選択科目を記載する。)

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。(基礎科学の所定単位については、平成16年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成17年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。(基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成18年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 100 名から 110 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 110 名から 112 名に変更した。基礎科学の履修科目数及び所定単位については、平成 21 年度以前の入学者は従前どおりとする。)

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員を 112 名から 114 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 7 条第 2 項、第 13 条第 1 項の改正規定は、平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 114 名から 116 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 116 名から 118 名に変更した。)

附 則

この学則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(学部の入学定員 118 名(臨時定員 8 名含む)から 110 名(恒久定員)に変更した。)
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
入学定員	121	121	110	110	110	110	110
総定員	697	704	700	696	690	682	671

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
入学定員	126	126	110	110	110	110	110
総定員	716	728	722	714	703	692	676

附 則

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
入学定員	123	110	110	110	110	110
総定員	735	727	716	705	689	673

(別表2)

学 科 目 名

(別表3)平成28年度入学者より適用

臨床医学コース名

基礎科学	基礎医学	臨床医学	
生物学	解剖学(分子解剖学)	内科学	臨床医学総論
物理学	解剖学(生体構造学)	精神医学	循環器
化学	生理学(システム生理学)	小児科学	消化器
数学	生理学(生体統御学)	放射線医学	呼吸器・感染・腫瘍・乳腺
スポーツ科学	生化学・分子生物学(代謝・栄養学)	皮膚科学	神経・リハビリ
外国語	生化学・分子生物学(分子遺伝学)	総合医療学	救急と生体管理
心理学	薬理学	リハビリテーション学	放射線医学
哲学	病理学(解析人体病理学)	外科学	内分泌・代謝・栄養
倫理学	病理学(統御機構・腫瘍学)	脳神経外科学	アレルギー・膠原病・免疫
歴史学	微生物学・免疫学	整形外科学	社会医学
文化人類学	衛生学・公衆衛生学	産婦人科学	血液・造血器
法学	法医学	耳鼻咽喉科学	腎・泌尿器
国文学	医療管理学	泌尿器科学	産婦人科学
社会学		眼科学	運動・感覚
経済学		麻酔科学	小児・思春期医学
		救急医学	頭頸部・耳鼻咽喉科学
		形成外科学	眼科学
			皮膚科学
			形成・再建・再生
			精神医学
			麻酔・集中管理・疼痛制御
			基本臨床実習

様式 1

Number	第 号
Nippon Medical School	卒業証書・学位記
hereby confers upon	(氏 名)
	年 月 日生
who has successfully completed the course of study prescribed by the School the degree of	本学所定の課程を修めて
Bachelor of Medicine	本学を卒業したことを認め
(年 月 日)	学士 (医学) の学位を授与する
醫 市	大醫日 學科本
[signature]	年 月 日
学 長 氏 名	日本医科大学長 (氏 名)
President of Nippon Medical School	長科日 之大本 印學醫

(2) 試験等に関する細則

(昭和 52 年 4 月 1 日細則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学医学部学則(以下「学則」という。)第 8 条第 5 項に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(授業)

第 2 条 本学は 6 年一貫教育の主旨に基づき、授業を前期(1. 2. 3 年次)、後期(4. 5. 6 年次)に分けて実施する。

(試験)

第 3 条 試験は、各年次の試験科目ごとに行い、その成績は試験科目ごとに決定する。

(試験科目)

第 4 条 各年次ごとの試験科目は次のとおりとする。

第 1 年次 医学入門、医学実地演習Ⅰ、医学実地演習Ⅱ、自然科学基礎(物理・化学・生物)、生物科学、生物学実験、物理学、化学、数学、スポーツ科学、外国語、人文社会科学、特別プログラム、セミナー、基礎医学総論Ⅰ〔解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)〕、基礎医学総論Ⅱ〔生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)〕、基礎医学総論Ⅲ〔生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)〕

(計 17 科目)

第 2 年次 基礎科学、医学実地演習Ⅲ、SGL(Small Group Learning)、医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)、微生物学、免疫学、病理学(解析人体病理学)、病理学(統御機構・腫瘍学)

(計 14 科目)

第 3 年次 衛生学・公衆衛生学、薬理学、法医学、SGL(Small Group Learning)、臨床医学総論、循環器、消化器、呼吸器・感染・腫瘍・乳腺、神経・リハビリ、放射線医学、内分泌・代謝・栄養、アレルギー・膠原病・免疫、血液・造血器、腎・泌尿器の各コース(10 コース)

(計 14 科目)

第 4 年次 小児・思春期医学、産婦人科学、救急と生体管理、運動・感覚、頭頸部・耳鼻咽喉科学、眼科、皮膚科学、形成・再建・再生、精神医学、麻酔・集中管理・疼痛制御、基本臨床実習、統合臨床の各コース(12 コース)、CBT(Computer Based Testing)、臨床実習前 OSCE(Pre-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination)、SGL(Small Group Learning)

(計 15 科目)

第 5 年次 病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、総合試験

(計 19 科目)

第 6 年次 社会医学、臨床実習後 OSCE(Post-Clinical Clerkship Objective Structured Clinical Examination)、総合試験

(計 3 科目)

(成績評価)

第5条 成績の評価は、学則第8条第2項によって行う。

2 前項の評価において、学長は、複数の授業科目又は授業科目の一部等から構成されるプログラムについて、修了証を発行することができる。

(受験資格)

第6条 受験資格は、学則第8条第3項により与えられるものとし、臨床実習の資格については、次のとおりとする。

(1) 各学年の臨床実習については、原則としてそれぞれの担当する学科目ごとに学則第8条第3項に定める基準により各学科目の受験資格を与えるものとする。

(2) 特別の事由により前号の基準に満たない者については、当該大学院教授が成業の見込みがあると認め、かつ医学部教授会の審議を経て、学長が受験資格ありと決定した場合に限り、前号の規定にかかわらず受験できるものとする。

2 学則第8条第3項による受験資格の有無は試験日程の開始日の1週間前までに掲示するものとする。ただし、第3学年及び第4学年のコース試験では、試験の2日前までとする。

(出席調査)

第7条 出席の調査は、授業担当者又は委嘱された者が行い、その記録は教務担当者が集計する。

(再試験)

第8条 基礎科学科目、基礎医学及び臨床系各コースの試験の成績が合格の水準に達していない者に対しては、再試験を行う。ただし、基本臨床実習、SGL、総合試験及び追試験の再試験は行わない。

2 再試験は、原則として学年末に1回行う。

3 再試験を受ける者は、試験日程掲示後所定の期間内に手続をするものとする。

(追試験)

第9条 病気又は止むを得ない事情で試験が受けられなかった者に対しては、追試験を行う。ただし、再試験の追試験及び追試験の追試験は、大学が出席停止を命じた場合その他の止むを得ない事情として学長が認めた場合を除き、行わない。

2 追試験を受ける者は、欠席したその試験当日中に、教務課又は武蔵境校舎事務室に連絡し、3日以内に、その理由に必要な書類を添えて、学長に届出、許可を得るものとする。

(試験の実施)

第10条 試験の日程は、開始日の2週間前までに掲示する。

2 試験は、各科目の責任者の権限と責任のもとに行い、試験監督は科目責任者又は委嘱された教育職員と教務担当係員が行う。ただし、教務担当係員は、主として事務的仕事に当たる。

(留年)

第11条 次の各号の一に該当する者は、留年とする。

(1) 1年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目のある者は、1年次に留める。ただし、不合格科目が2科目以内で、1年次のグレード・ポイント・アベレージ(試験科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。)が別に定める基準以上である者については、仮進級を認める。

(2) 2年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の試験科目を含め、不合格科目のある者は、2年次に留める。ただし、次のいずれかに該当する者については、仮進級を認める。

イ 1年次の不合格科目が2科目以内である者

ロ 2年次の不合格科目が2科目以内である者で、2年次のGPAが別に定める基準以上である者

- ハ 2年次の不合格科目が2科目以内かつ1年次の不合格科目が2科目以内である者で、2年次のGPAが別に定める基準以上である者
- (3) 3年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の試験科目を含め、不合格科目がある者は、3年次に留める。
- (4) 4年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目がある者は、4年次に留める。
- (5) 5年次の終了時において、受験無資格科目がある者、臨床実習科目に不合格科目がある者又は総合試験が不合格の者は、5年次に留める。
- (6) 6年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目がある者は、6年次に留める。
- 2 GPAの算出については、別に定める。
- 3 下級年次の不合格科目の再受験については、別に定める。

(留年者の教育)

第12条 各学年の留年者は、留年した学年の全科目を再履修し、受験資格を得た上であらためて受験し、合格しなければならない。下級年次不合格科目についても再受験し、合格しなければならない。ただし、カリキュラムの改定が行われた場合には、学長が別の定めをすることができる。

(処分)

第13条 次の各号の一に該当する者は、学則第28条及び第38条に準じて取り扱う。

- (1) 正当な理由なく、出席日数の不足により受験資格を獲得できなかった者
- (2) 正当な理由なく、試験を受験しなかった者
- (3) 試験中、不正行為のあった者

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

(付 則)

この規定は、昭和52年4月1日より施行する。

昭和54年4月1日改正

昭和56年4月1日改正

昭和60年4月1日改正

昭和61年4月1日改正

昭和62年4月1日改正 ただし、10(留年)の改正規定は昭和62年度入学者から適用し、昭和61年度以前の入学者は従前のおりとする。

昭和63年6月8日改正

平成2年4月1日改正 ただし、10(留年)の改正規定は平成2年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成3年4月1日改正

平成4年4月1日改正

附 則

この規定は、平成5年4月1日から施行する。

(ただし、10(留年)の改正規定は平成5年度入学者から適用し、平成4年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。(全面的に見直した)

附 則

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 2 条(授業)、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の改正規定は平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の規定は、平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は、平成 10 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条(試験科目)第 6 年次及び第 11 条(留年)第 5 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前のおりとする。)

	読み替え後の規定	平成 10 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 6 年次	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、総合試験 (計 24 科目)	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学 (計 23 科目)
(留年) 第 11 条 (5)	6 年次の終了時において、未取得科目のある者又は総合試験が不合格の者は、臨床実習期に留める。	6 年次の終了時において、未取得科目のある者は、臨床実習期に留める。

附 則

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、第 2 条 (授業)、第 4 条 (試験科目)、第 8 条 (再試験及び手続)、第 11 条 (留年) 及び第 12 条 (留年者の教育) は平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者は、平成 21 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条 (試験科目) 第 2 年次、第 11 条 (留年) 第 1 項第 2 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前とおりとする。)

	読み替え後の規定	平成 21 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 2 年次	英語、情報科学演習、運動生理学、福祉社会論、医療心理学、医療倫理学、歴史学又は哲学、人間学 (計 8 科目) 医事法学、解剖学 (分子解剖学)、解剖学 (生体構造学)、生理学 (システム生理学)、生理学 (生体統御学)、生化学・分子生物学 (代謝・栄養学)、生化学・分子生物学 (分子遺伝学) (計 7 科目)	英語、情報科学演習、運動生理学概論又は体力トレーニング論、福祉社会特論、臨床心理学特論、英米文化論、日欧比較文化論、倫理学、歴史学又は哲学、医学史 (計 10 科目) 医事法学、解剖学 (分子解剖学)、解剖学 (生体構造学)、生理学 (システム生理学)、生理学 (生体統御学)、生化学・分子生物学 (構造生物学・代謝学)、生化学・分子生物学 (分子遺伝学・栄養学) (計 7 科目)
第 5 年次	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、総合試験 (計 19 科目)	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、リウマチ学、総合試験 (計 20 科目)
(留年) 第 11 条	(2) 2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。 イ 基礎科学科目の必修科目に受験無資格科目がある者又は不合格の科目がある者 ロ 取得単位数が 12.8 に満たない者 ハ 選択科目の合格科目数が 6 に満たない者 二 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者	(2) 2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。 イ 基礎科学科目の必修科目に受験無資格科目がある者又は不合格の科目がある者 ロ ロ 取得単位数が 7.2 に満たない者 ハ 選択科目の合格科目数が 4 に満たない者 二 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条（試験科目）、第 8 条（再試験及び手続）、第 11 条（留年）及び第 12 条（留年者の教育）は平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条（試験科目）は平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条（試験科目）、第 8 条（再試験）及び第 9 条（追試験）は平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

日本医科大学 GPA 制度に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、試験等に関する細則第11条第1項第1号、第2号及び第2項に基づき、日本医科大学医学部（以下「本学」という。）におけるグレード・ポイント・アベレージ（試験科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。）を算出する制度（以下「GPA制度」という。）を定めることにより、本学における適切な学修指導に資することを目的とする。

(評価)

第2条 学生が受験した試験科目の成績の評語及びグレード・ポイント（各評価に与えられる数値をいう。以下「GP」という。）は次表のとおりとする。

評語	修了認定基準	GP	評価基準	100点満点上の目安
優 (A)	合格	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90点以上
		3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80点以上 90点未満
良 (B)	合格	2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	70点以上 80点未満
可 (C)	合格	1	到達目標を達成している	60点以上 70点未満
		0	再試験又は仮進級に伴う不合格科目の再受験で到達目標を達成している	60点
不可 (D)	不合格	0	到達目標を達成していない	60点未満

(GPA の算出方法)

第3条 GPA算出の計算式は次のとおりとし、算出された数値に小数点以下3位がある場合は、小数点以下3位の値を四捨五入するものとする。

【学年 GPA算出の計算式】

$$\text{学年 GPA} = \frac{\text{当該年次の試験科目の GP の総和}}{\text{当該年次の試験科目数}}$$

【累積 GPA算出の計算式】

$$\text{累積 GPA} = \frac{\text{在学期間の総試験科目の GP の総和}}{\text{在学期間の総試験科目数}}$$

(仮進級認定の GPA 基準)

第 4 条 試験等に関する細則第 11 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で定める GPA 基準は「1.20」とする。

(対象試験科目)

第 5 条 GPA 算出の対象は、試験等に関する細則第 4 条に定める試験科目とする。

(GPA 通知)

第 6 条 GPA 通知においては、教員・学生ポータルを用いて学年 GPA と累積 GPA を公開するものとする。

(GPA の活用)

第 7 条 本学においては、GPA を進級認定のほか教育内容等の改善のための組織的な研修、学修指導、学修支援、学生生活支援、授業科目間の成績評価基準の平準化等に活用するものとする。

(改廃)

第 8 条 この要項の改廃は、学長の決裁を必要とする。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。

下級年次不合格科目の再受験に関する要項

平成 30 年 9 月 28 日制定

(目的)

第 1 条 この要項は、試験等に関する細則第 11 条第 3 項に基づき、仮進級した学生による下級年次不合格科目再受験制度（以下「再受験制度」という。）を定めることにより、適切な学修指導に資することを目的とする。

(適用科目)

第 2 条 再受験制度が適用される科目は、試験等に関する細則第 4 条に定める試験科目のうち、仮進級時に不合格であった試験科目とする。

(試験の実施方法)

第 3 条 再受験制度による試験の実施方法は、科目責任者が決定する。(客観試験、論述試験、口頭試問、レポート、e-learning 等)

(試験の実施時期)

第 4 条 再受験制度による試験の実施時期は、科目責任者が決定する。

(成績評価)

第 5 条 再受験制度による試験の成績評価は、試験等に関する細則第 5 条によって年度ごとに行う。

(改廃)

第 6 条 この要項の改廃は、学長の決裁を必要とする。

附 則

この要項は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。

(3) 日本医科大学奨学金貸与規程

平成 11 年 6 月 1 日
制定

最新改正平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が日本医科大学（以下「本学」という。）の学生に対して奨学金を貸与すること等の措置を講ずることにより、本学学生の就学及び育成に寄与することを目的とする。

(奨学金の資金)

第 2 条 前条の奨学金の貸与に要する資金は、本学の予算に計上するものとする。

(奨学生選考委員会)

第 3 条 奨学生を選考するため、本学に奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長、医学部長、基礎科学主任、学生部長及び学生部副部長を常任委員並びに学年担任を委員として構成する。

3 委員会の委員長は学長とする。

(奨学金貸与の申請)

第 4 条 奨学金の貸与を申請する者は、毎年度、所定の書類を委員会に提出することとする。

(奨学生の決定)

第 5 条 前条の規定により奨学金の貸与の申請があったときは、委員会が別に定める事項について審査して選考し、学長が決定する。

(奨学金の貸与額)

第 6 条 奨学金の貸与額は、学費相当額を限度とする。

(奨学金の交付)

第 7 条 奨学金の交付は、原則として学費の額から控除する方法により行う。

(奨学金の利子)

第 8 条 貸与した奨学金は、無利子とする。

(奨学金の返済)

第 9 条 交付された奨学金の返済は、奨学生の卒業後 3 年目以降において、10 年間の元金均等割賦の方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金が交付された者に特別の事情が生じた場合は、委員会においてその者からの申請の内容等について審査し、奨学金返済の期間及び方法を変更することができる。

(延滞利息)

第 10 条 奨学金の返済を延滞した者には、独立行政法人日本学生支援機構が適用する延滞利息の計算方法により算出した額を、延滞利息として請求する。

(繰上返済)

第 11 条 奨学金を交付された者が、奨学金返済の請求又は督促に応じない場合には、第 9 条の規定にかかわらず、期日を繰り上げて返済させることができる。

(特別学資ローン)

第12条 この規程に基づく奨学金貸与の制度を補完するものとして、別途、本学の学生が法人指定の金融機関から学費の融資を受けることにつき、法人が保証の便を与える制度（以下「特別学資ローン」という。）を設ける。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、本学事務局がこれを担当する。

(規則への委任)

第14条 この規程に基づく奨学金貸与及び第12条に規定する特別学資ローンの各実施については、それぞれ別に定める規則によるものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 11 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和53年 4 月 1 日制定の日本医科大学奨学金貸与規程による奨学金を受けた者については、従前の規程を適用し、適用者の返済終了をもって従前の規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(新丸子主任を基礎科学主任に変更した)

(4) 日本医科大学奨学金貸与施行規則

平成 11 年 6 月 1 日
制定

最新改正平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、日本医科大学奨学金貸与規程第 14 条の規定に基づき、奨学金の貸与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(奨学生選考委員会)

第 2 条 奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、常任委員及び委員総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開催することができない。

(議事)

第 3 条 委員会の議事は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員会の審査・選考)

第 4 条 奨学生の選考は、委員会において次に掲げる事項について審査して行うものとする。

- (1) 学業成績（1 年生については入学試験成績）
- (2) 家庭の経済事情
- (3) 人物考査
- (4) 健康状態
- (5) その他特殊事情

(奨学金の貸与申請)

第 5 条 奨学生として決定された者（以下「奨学生決定者」という。）が奨学金の貸与を申請する場合は、連帯保証人及び保証人各 1 名を必要とする。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む親権者又はこれに代わるものとし、本人と連帯して奨学金の返済の責を負うものとする。

3 第 1 項の保証人は、連帯保証人の次に奨学金の返済の責を負うものとする。

(申請及び借入れの書式)

第 6 条 前条第 1 項の申請及び借入れに係る書式は、別に定める。

(奨学生の決定通知)

第 7 条 学長が奨学生として決定したときは、事務局学事部教務課が本人、連帯保証人及び保証人に通知する。

(奨学金の貸与)

第 8 条 奨学金の貸与を受ける学生は、事前に第 6 条に規定する書類を事務局学事部教務課に提出しなければならない。

2 奨学金の貸与は、事務局学事部教務課において、現金の交付に代えて学費より控除する方法により行い、その場合には所定の領収証を徴するものとする。

(届出義務)

第 9 条 奨学生又は奨学生であった者（以下「本人」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく事務局学事部教務課に届出なければならない。

- (1) 本人、連帯保証人及び保証人の氏名、住所、職業、その他重要事項の変更
- (2) 連帯保証人又は保証人の死亡、傷害事故その他の事由による変更
- (3) 奨学生の休学、復学又は退学

(奨学金の停止、中止)

第 10 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を停止し、又は中止する。

- (1) 休学又は退学したとき。
- (2) 停学又は除籍処分を受けたとき。
- (3) 奨学生としての本分を怠り、又は提出書類に虚偽の記載を行ったとき。
- (4) 家庭の経済事情の変動により、奨学金を必要としなくなったとき。

(奨学金の返済)

第11条 奨学金の返済は、奨学生の卒業後3年目以降において、10年間の元金均等年賦の方法により行う。

2 前項の返済時期は、毎年12月末日までとする。

3 奨学金の返済は、奨学金の貸与を受けた者（以下「奨学金貸与者」という。）、連帯保証人又は保証人の都合により、第1項の期間を短縮して行うことができる。

4 前2項の返済事務は、事務局学事部庶務課において行う。

(貸与総額及び返済方法の通知)

第12条 奨学金の貸与総額及び返済方法については、返済開始日以前に奨学生決定者、連帯保証人及び保証人に対し、事務局学事部教務課より通知する。

(延滞利息)

第13条 奨学金の返済を3ヵ月以上滞納したときは、理由の如何を問わず、延滞した日から延滞利息を支払うものとする。

2 前項の延滞利息の額は、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の延滞利息の計算方法により算出した額とする。

3 延滞利息の受入事務は、事務局学事部庶務課において行う。

(返済猶予)

第14条 奨学金貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金貸与者、連帯保証人及び保証人連署の上、期限を付した奨学金返済の猶予の申請をすることができるものとする。

(1) 疾病等やむを得ない事由により、第11条第1項の規定により定めた返済が困難となったとき。

(2) その他特別の理由により返済の猶予を必要とするとき。

2 返済を猶予された者は、猶予期間が終了した年の翌年から、学長が指示する方法により奨学金を返済しなければならない。

(返済免除)

第15条 本人が死亡又は重度の心身障害により、奨学金の全部又は一部の返済が不可能となったときは、本人、連帯保証人又は保証人の申請により、その全部又は一部の返済を免除することができる。

(強制返済)

第16条 本人が奨学金の返済を故意に遅延した場合、第10条各号の規定に該当する場合及び返済の請求又は督促を無視した場合は、交付した奨学金を強制返済させることがある。

(規定の準用)

第17条 第10条、第14条、第15条及び第16条に規定する事項については第4条の規定を準用し、委員会において審査し、学長が決定するものとする。

(規則の改廃)

第18条 この規則の改廃は、学長を経て理事会の承認を必要とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和53年4月1日制定の日本医科大学奨学金貸与施行規則による奨学金を受けた者については、従前の規則を適用し、適用者の返済終了をもって従前の規則を廃止する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(5) 日本医科大学特別学資ローン運営規則

平成 15 年 10 月 1 日
制定

最新改正平成 26 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、日本医科大学奨学金貸与規程第 1 4 条に基づき、日本医科大学（以下「本学」という。）の学生が経済的理由で本学指定の金融機関（以下「銀行」という。）から学費の融資を受ける際、銀行に対して学校法人日本医科大学（以下「法人」という。）が融資金額の保証を行うことにより、学生の就学及び育成に寄与することを目的とする。

(特別学資ローン)

第 2 条 この規則において特別学資ローンとは、法人が保証を行う銀行の学費の融資をいう。

(保証の額等)

- 第 3 条 この規定に基づく特別学資ローンの累積総額は、3 億円を超えないものとする。
- 2 この規定に基づく年間の特別学資ローンの総額は、4 千万円を超えないものとする。
 - 3 この規定に基づく学生 1 人当たりの特別学資ローンの限度額は、2 千万円とする。
 - 4 保証する学生数及び保証金額は、特別学資ローンを希望する学生数と第 1 項から第 3 項の限度額とを勘案して決定する。

(対象者)

第 4 条 特別学資ローンの対象者は、本学医学部の在學生とする。

(融資資金の用途)

- 第 5 条 銀行から融資を受けた資金は、全て学費（授業料、実習費、施設整備費及び教育充実費）に充当するものとする。
- 2 前項の融資資金の受け入れ、その管理及び学費への充当の方法等については、法人が別に定めるところによるものとする。

(融資期間等)

- 第 6 条 融資条件は、銀行の規定による。ただし、融資期間については以下のとおりとする。
- (1) 融資期間は、最長 17 年（元金返済据置き期間含む、初回融資から返済終了まで）とする。
 - (2) 融資期間は、初回融資学年により異なる。
 - (3) 契約後、融資期間の変更はできない。ただし、申請により在学中であれば変更は可能とする。

(保証人)

第 7 条 法人が特別学資ローンを受ける学生のために銀行に対する保証債務を履行することとなった場合に取得する当該学生に対する求償債権を担保するため、当該学生は、予め、法人に対し、別に定める条件に適合する連帯保証人及び保証人各 1 名をそれぞれ立てなければならない。

(募集)

- 第 8 条 毎年度 3 月に希望者の募集を行う。
- 2 学長が必要と認めた場合、臨時に募集を行うことができる。

(申請書類等)

第 9 条 申請に関する書類及び申請手続きは、別に定める。

(選考委員会)

第10条 特別学資ローンを受ける学生を選考するため、本学に特別学資ローン委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、学長、医学部長、基礎科学主任、学生部長、学生部副部長、各学年担任、事務局長、学事部部长及び法人財務部部长をもって構成する。
- 3 委員会の委員長は、学長とする。
- 4 委員長に事故あるときは、医学部長がその職務を代行する。

(選考)

第11条 学生の選考については、次に定める基準に基づき書類審査及び面接を行う。

- (1) 家庭の経済状況
- (2) 学業成績
- (3) 授業の出席状況
- (4) その他

(選考学生の推薦及び理事長の承認)

第12条 委員会の選考結果に基づき、学長は理事長に対し選考した学生を推薦し、理事長の承認を得るものとする。

(一括繰上げ返済)

第13条 融資を受けた学生が途中退学した場合は、融資金額を一括繰上げ返済するものとする。

(事務)

第14条 この規則に関する事務は、本学事務局が担当する。

- 2 特別学資ローンの管理に関する事務は、法人財務部が担当する。

(改廃)

第15条 この規則の改廃は、学長を経て理事会の承認を必要とする。

附 則

この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 日本医科大学学生の表彰に関する細則

平成 10 年 1 月 1 日
制定

最新改正平成 29 年 3 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学大学院学則第 46 条及び日本医科大学医学部学則第 37 条に基づき、学生の表彰に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第 2 条 日本医科大学(以下「本学」という。)学生のうち、次の各号の一に該当する者があるときは、これを表彰することができる。

- (1) 学業成績が特に優秀で、人物に優れた者
- (2) 課外活動等において本学の名誉・発展に寄与し、特に功績のあった者
- (3) その他学生の模範となり、表彰に値する功績のあったと認められた者

(表彰の種類)

第 3 条 表彰は、学長賞、武蔵境賞、千駄木賞、橘賞、桜賞、大学院研究賞及び大学院最優秀研究賞とし、その運用は次のとおりとする。

(1) 学長賞

- ア 在学期間を通じて学業成績が特に優秀で人物に優れた者、1 名に対し卒業時に与えられる。
- イ その他本学学生の最高の榮譽に相応しい功績のあった者に与えられる。

(2) 武蔵境賞及び千駄木賞

- ア 第 1 年次から第 5 年次の各年次終了時において、学業成績が特に優秀で人物に優れた者、各年次 1 名に対し与えられる。
- イ 第 1 年次については武蔵境賞、第 2・3・4・5・6 年次については千駄木賞とする。

(3) 橘賞

課外活動等において特に優れた成果を収めた個人又は団体、ボランティア活動等で社会の模範となる行為を行った個人又は団体及びその他本賞に相応しい功績のあった個人又は団体等を対象に与えられる。

(4) 桜賞

自主的学術・研究活動において特に優れた成績を収めた個人又は団体を対象に与えられる。

(5) 大学院研究賞及び大学院最優秀研究賞

学位を授与された者の中から、優秀な者に対して与えられ、優秀な者については大学院研究賞、特に優秀な者については大学院最優秀研究賞とする。

2 前項に定める各賞の選考基準は別に定める。

(表彰者の決定)

第 4 条 前条第 1 号から第 4 号に該当する者があるときは、学生部委員会においてこれを審議し、医学部教授会の審議を経て学長が表彰者を決定し、前第 5 号に該当する者があるときは、大学院委員会においてこれを審議し、大学院教授会の審議を経て学長が表彰者を決定する。ただし、武蔵境賞

及び千駄木賞は、学生部委員会の審議を省略し、委員長に一任することができる。

2 学生部委員会は、必要によって選考委員会を置くことができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、原則として最高学年については卒業式時に、それ以外の学年については入学式時に行う。ただし、その表彰の種類によっては適宜これを行う。

(改廃)

第6条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年6月1日から施行する。(第2年次の新丸子賞を千駄木賞に変更した)

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年3月1日から施行する。

(7) 日本医科大学学生の懲戒に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本医科大学大学院学則48条第3項及び日本医科大学医学部学則第38条第3項に規定する学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）及び学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）に基づいて大学に与えられた教育上の権限により、一定の事由の発生を要件として、学生に対して一定の制裁を与える不利益処分である。

2 懲戒は、前項に定める法理に従い、教育の一環として行うものでなければならず、対象となる行為の態様、結果及び影響等を総合的に判断し、適切、慎重かつ迅速に行わなければならない。

3 本細則の運用にあたっては、当該学生の基本的人権を尊重するよう留意するとともに、教育上必要な配慮をするものとする。

(懲戒の対象行為)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 重大な交通法規違反
- (5) 情報倫理に反する行為
- (6) 大学院学則及び医学部学則その他本学の諸規程に違反する行為
- (7) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (8) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の内容)

第4条 懲戒の内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学期間に含める。

(その他の教育的措置)

第5条 大学院医学研究科長又は医学部長（以下「研究科長等」という。）は、前条に定める懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

2 研究科長等は、前項に定める嚴重注意を行ったときは、「別記様式1」により、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。

(懲戒の量定)

第6条 懲戒処分の量定は、別表に定める懲戒処分の標準例（以下「標準例」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状態等並びに行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度
- (3) 過去の非違行為の有無
- (4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第7条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。
- (2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(事案の報告)

第8条 学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する研究科長等は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎)

第9条 研究科長等は、当該事案が第4条第1項第2号に定める停学又は同項第3号に定める退学に該当することが明白であると認めるときは、学長の承諾を得て懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

(事実の調査等)

第10条 学長は、学生による事件事故が学生の懲戒に当たる行為と思慮するときは、研究科長等に当該事案にかかる事実調査及び懲戒処分に関する審議を命ずるものとする。

- 2 研究科長等のうち、学長の指名を受けた者は、前項に定める事実調査等を行うため調査委員会を設置しなければならない。
- 3 調査委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 研究科長等のうち、学長の指名を受けた者
 - (2) 教務部長
 - (3) 学生部長
 - (4) 学長が指名した教員 若干名
- 4 委員会に委員長を置き、前項第1号の者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 6 委員会は、委員総数の過半数の委員の出席を要する。
- 7 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

- 8 調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 9 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。
- 10 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 11 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学長に提出しなければならない。
- 12 学長は、前項の報告書を受理したときは、懲戒の要否等について判断するため、大学院教授会又は医学部教授会（以下「教授会等」という。）の審議に付さなければならない。
- 13 研究科長等は、「別記様式 2」による報告書を作成し、前項の規定による審議の結果を学長に報告しなければならない。

（懲戒処分の決定）

第11条 学長は、教授会等の審議を経て、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。

- 2 学長は、報告書の内容に疑義があるときは、当該研究科長等に説明を求め、さらに再調査を行うことを指示することができる。

（懲戒処分の通知）

第12条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書（「別記様式 3」）を交付して行う。

- 2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

（懲戒処分の効力）

第13条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付したときから発生するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

（懲戒処分の期間）

第14条 懲戒処分の期間は、処分の効力が発生した日の翌日から起算し、暦日計算による。

（懲戒処分の公示）

第15条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を告示（「別記様式 4」）により学内に公示する。

- 2 公示の期間は 2 週間とする。

（不服申立て）

第16条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して 10 日以内に、学長に対して、不服申立書（「別記様式 5」）により不服申立てを行うことができる。

- 2 学長は、再審査の必要があると認めたときは、当該研究科長等に対し再調査を指示する。
- 3 学長は、再審査の必要がないと認めたときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。
- 4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。
- 5 学長は、再審査の結果により、第 11 条第 1 項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第 12 条及び第 15 条に定める手続きを行う。
- 6 不服申立てにより、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、不服申立てにより懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第17条 研究科長等は、当該学生の反省の度合い等を勘案し、教授会等の審議を経て、学長に無期の停学の解除又は有期の停学の期間の短縮を申し出ることができる。

- 2 学長は、研究科長等からの申し出に基づき、当該停学の解除の時期又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して3月未満の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第18条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等にはその内容を記載しないものとする。

(学籍の異動)

第19条 懲戒に関し、事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に、退学又は休学の申し出があったときは、この申し出を受理しないものとする。

- 2 休学中の学生が停学処分となったときは、当該学生の停学期間中の休学を認めないものとする。

(教務上の措置)

第20条 中間試験又は期末試験等、単位認定に係る試験における不正行為により、停学処分を受けた学生の教務上の措置は、不正行為を行った科目は不合格(0点)とする。

(停学期間中の指導)

第21条 研究科長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(担当部署)

第22条 学生の懲戒に関する事務は、事務局学事部が担当する。

(改廃)

第23条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

【懲戒処分の標準例】（第6条関係）

区分	行為の内容	懲戒の標準
犯罪行為	殺人、強姦、強盗、放火、身代金誘拐、傷害等の凶悪な犯罪行為又はこれらの犯罪行為の未遂行為を行った場合	退学
	窃盗、詐欺、恐喝、脅迫、強要、過失致死、過失傷害等の凶悪な犯罪行為を行った場合	退学又は停学
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等であって、刑法等に抵触する場合	退学、停学又は訓告
	痴漢、のぞき見、盗撮行為等の犯罪行為であって、刑法、軽犯罪法等に抵触する場合	退学、停学又は訓告
	ハラスメントに起因する犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	ストーカー行為等の規制等に関する法律に抵触する行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	薬物犯罪（禁止薬物の使用、禁止薬物の売買又はその仲介等及び薬物となり得る植物の栽培）を行った場合	退学又は停学
	コンピュータ又はネットワークの不正使用による犯罪行為を行った場合	退学、停学又は訓告
非違行為	本学の財物に対し、故意に著しく物的損害を与えた場合	退学又は停学
	一気飲み等により飲酒を強要し、重大な事態に至った場合	退学又は停学
	未成年者自らの飲酒又は未成年と知りながら飲酒をすすめた場合	停学又は訓告
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占領	退学又は停学
	本学が管理する建造物又は器物の損傷、汚損、不法改築等	停学
	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	退学、停学又は訓告
	飲酒運転（酒気帯び運転を含む。以下同じ。）無免許運転、大幅な制限速度超過違反（制限速度30キロ以上の超過）等の悪質な運転による死亡事故又は後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学
	ひき逃げ、あて逃げ、飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な運転による人身事故を伴う交通事故を起こした場合	退学又は停学
	飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学
	前方不注意等の相当な過失のある、死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学
	前方不注意等の相当な過失のある、上記以外の人身事故を伴う交通事故を起こした場合	停学又は訓告
※上記以外の反則金に該当する交通法規違反については、懲戒処分の対象としない。		
行為 試験不正	本学が実施する試験等における極めて悪質な行為（替え玉受験、試験問題の不正入手等）	退学又は停学
	本学が実施する試験等における上記以外の不正行為（ノート類や携帯電話等を不正に使用したカンニング等）	停学

試験不正行為	本学が実施する試験等における極めて悪質な行為の教唆又はほう助行為を行った場合	退学、停学又は訓告
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合	停学又は訓告
	日本医科大学教職員等の研究活動に係る不正行為及び公正性確保に関する規程第4条第1項に定める不正行為	退学、停学又は訓告

別記様式1（第5条関係）

〔別紙参照〕

別記様式2（第10条関係）

〔別紙参照〕

別記様式3（第12条関係）

〔別紙参照〕

別記様式4（第15条関係）

〔別紙参照〕

別記様式5（第16条関係）

〔別紙参照〕

別記様式1 (第5条関係)

令和 年 月 日

日本医科大学長 殿

職 名 : _____

氏 名 : _____ 印

下記のとおり、嚴重注意を行ったので、日本医科大学学生の懲戒に関する細則第5条第2項の規定に基づき報告します。

記

1. 所属・氏名等

所 属 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

2. 事案の概要

3. その他参考事項

令和 年 月 日

日本医科大学長 殿

職 名 : _____

氏 名 : _____ ⑩

下記のとおり、教授会における審議の結果について、日本医科大学学生の懲戒に関する細則第10条第13項の規定に基づき報告します。

記

1. 所属・氏名等

所 属 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

2. 事案の概要

3. 懲戒処分の要否

4. 教授会の審議年月日

5. その他参考事項

懲戒処分書

所 属 : _____

入学年度 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

日本医科大学大学院学則第48条、日本医科大学医学部学則第38条及び日本医科大学学生の懲戒に関する細則に基づき、次のとおり懲戒処分に処す。

なお、日本医科大学学生の懲戒に関する細則第16条第1項の規定に基づき、この懲戒処分書を受領した後、10日以内に日本医科大学長に対して不服申立てをすることができます。

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

(訓告の場合)

訓 告

処分理由 _____

令和 年 月 日

日本医科大学長

⑩

告 示

日本医科大学大学院学則第48条、日本医科大学医学部学則第38条及び日本医科大学学生の懲戒に関する細則に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1. 懲戒処分となった学生の所属等

所 属 : _____

入学年度 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____

2. 処分内容

(退学の場合)

退 学

(停学の場合)

無期停学又は停学（有期停学の場合は期間を明記する）

(訓告の場合)

訓 告

3. 処分理由

令和 年 月 日

日本医科大学長

不 服 申 立 書

令和 年 月 日

日本医科大学長 殿

所 属 : _____

学籍番号 : _____

氏 名 : _____ (印)

私は、令和 年 月 日付けで懲戒処分を受けましたが、これについて
下記の理由により不服申立てを行います。

記

(不服申立ての理由等)

(8) 日本医科大学医学部再入学に関する細則

制定 平成 22 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学医学部学則（以下「学則」という。）第 27 条に定める再入学について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出願資格)

第 2 条 再入学を出願できる者は次のとおりとする。

- (1) 傷病等健康上の理由により退学した者
- (2) 経済的理由により退学した者
- (3) 成績不良に起因し退学した者
- (4) その他の理由により退学した者。ただし、懲戒による退学者は除く。

2 再入学後退学した者は、再び再入学することはできない。

3 第 1 項第 3 号により退学した者が再入学を出願できるのは、退学した年度の翌々年度までとする。

(再入学出願手続)

第 3 条 再入学を出願する者は、所定の期日までに次の各号の書類等を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 再入学願書（本学所定用紙）
- (2) 再入学理由
- (3) その他本学が定める書類
- (4) 再入学検定料 60,000 円

(再入学審査委員会)

第 4 条 再入学の申請があった場合、学長は再入学審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 医学部長
- (3) 医学研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 教務部長
- (6) 研究部長
- (7) その他学長が指名した委員若干名

3 委員会の委員長を医学部長とする。

4 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

5 委員会が必要であると認めた場合には、委員以外のものを出席させ、意見を求めることができる。

6 委員会は、第 5 条第 2 項をもって解散する。

(選考方法)

第 5 条 再入学の選考は、原則として書類審査、面接及び学力試験により行う。

2 再入学の選考項目及び合否の判定は、委員会で審議し学長が決定する。

(再入学の期日)

第6条 再入学の期日は、出願した年度の翌年4月1日とする。

(再入学手続)

第7条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、学則第31条に定める学費を納付しなければならない。ただし入学金は免除する。

(改廃)

第8条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

(9) 日本医科大学学生アドバイザー制度運営細則

制定 平成 30 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この運営細則は日本医科大学学生アドバイザー制度（以下「アドバイザー制度」という）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(目的)

第 2 条 アドバイザー制度は、学生アドバイザーによる学生生活全般に関する指導及び助言を行うとともに学年を越えた学生間の交流を深めることを目的とする。

(構成)

第 3 条 アドバイザー制度は、次の教員および組織で構成する。

- (1) 学生（正）アドバイザー 50 名
- (2) 学生（副）アドバイザー 50 名
- (3) 学生アドバイザー委員会

(委嘱)

第 4 条 学生（正）アドバイザーは、学生部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 学生（副）アドバイザーは、学生（正）アドバイザーの推薦に基づき、学長が委嘱する。

3 学生（正）アドバイザー及び学生（副）アドバイザーの任期は、1 期 2 年とし、再任のときは、連続 3 期 6 年を超えないものとする。

(業務)

第 5 条 学生（正）アドバイザー及び学生（副）アドバイザーの業務は、次のとおりとする。

- (1) 担当学生グループと定期的な会合を持ち、学生の意見・要望を聴取し、適切な指導・助言を与える。
- (2) 必要に応じて個別に担当学生グループの学生と面談し、学修状況、学生生活に関する諸問題について学年担任と連携して対応し、問題解決への指導、助言を行う。
- (3) 担当学生グループの学生と卒後も連絡、連携できるように努め、大学、本学学生、卒業生との連携・交流に繋がるよう尽力する。

(学生アドバイザー委員会)

第 6 条 アドバイザー制度の運営のために学生部に学生アドバイザー委員会を置く。

2 学生アドバイザー委員会委員長は学生部長の推薦に基づき、学長が任命する。

3 学生アドバイザー委員会委員長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

4 学生アドバイザー委員会委員は学生（正）アドバイザー及び学生（副）アドバイザーがこれに当たる。

(委員会の開催及び活動報告)

第 7 条 委員会は、原則として年 2 回開催する。

2 委員長は、臨時に委員会を開催することができる。

3 委員会は、委員総数の過半数の委員の出席を要するものとする。ただし、委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は、出席とみなす。

4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の関係者を出席させ、意見を聞くことができる。

5 委員会は、学生（正）アドバイザー及び学生（副）アドバイザーからの学生に関する報告を受けるとともに、対応策を協議し、教務部委員会、学生部委員会等に上申する。

(経費)

第8条 アドバイザー制度の経費は、大学予算から支出する。支給額は別に定める。

(補則)

第9条 この細則に定めるもののほか、学生アドバイザー制度の管理運営に関し必要な事項は、学生アドバイザー委員会の議を経て、学生アドバイザー委員会委員長が別に定める。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

－学生アドバイザー制度について－

本学では学生アドバイザー制度が平成16年4月から施行されている。

本制度は米国の医科大学で取り入れられているピアサポートシステム（上級生が下級生の勉強をはじめ学生生活上の様々な面について支援するシステム）に類似したシステムで、医師・医学者としての先輩である先生方（教授、准教授、講師等）が、上級生、下級生の学生からなるグループ単位のアドバイザーとして学生の疑問・質問や相談に適宜適切に対応し、先輩と後輩との縦の連携を構築することを目的とするシステムである。

(10) ハラスメント防止小委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、憲法、教育基本法及び男女雇用機会均等法等の趣旨に則り、日本医科大学（以下「本学」という。）の全ての学生が、個人としての尊厳が尊重され快適な勉学環境を確保するために、学生部委員会のもとにハラスメント防止小委員会（以下「防止小委員会」という）を設置し、ハラスメントの防止及び発生した場合の適切な措置を講ずることに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ハラスメントとは、相手の望まない言動により相手を不快にし、屈辱感等を与え、また、勉学の環境を悪化させる行為をいう。

(任務)

第3条 防止小委員会は、本学内におけるハラスメントに関し、次に掲げる事項を取り扱う。

- (1) ハラスメント防止に関する情報収集及び啓発・予防活動
- (2) ハラスメントに関する相談
- (3) ハラスメントに関する事実確認及び調査
- (4) ハラスメントに関する申立人の救済
- (5) その他ハラスメントに関する事項

(構成等)

第4条 防止小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
 - (2) 学生部副部長
 - (3) 学生アドバイザー委員会委員長
 - (4) 学生相談室長
 - (5) 学年担任
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 2 学長及び医学部長は、随時出席し助言するものとする。
- 3 防止小委員会の委員長は学生部長とし、副委員長は学生部長が任命する。
- 4 第1項及び第2項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 防止小委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 防止小委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

(相談受付窓口)

第6条 ハラスメントが発生した場合において、申立人の救済及び問題解決に適切かつ迅速に対処するため、相談受付窓口を設置する。

- 2 相談受付窓口の担当は、防止小委員会委員とし、委員の氏名及び連絡先を開示する。

(守秘義務)

第7条 防止小委員会委員及び事務担当者は、関係者の名誉やプライバシー保護のために、職務上知り得た他人の秘密を正当な理由なく他に漏洩してはならない。

(事務)

第8条 防止小委員会の事務を、日本医科大学事務部が担当する。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、学生部委員会及び教授会を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

本学では、ハラスメントの防止及び発生した場合の適切な措置を講ずるため、「ハラスメント防止小委員会」を設置しています。

ハラスメントについて

ハラスメントとは、相手の望まない言動により相手を不快にし、屈辱感を与え、また、勉学の環境を悪化させる行為を言います。

このような行為を受けた場合は、ハラスメント防止小委員会委員が相談窓口になりますので、一人で悩まずに相談して下さい。〔秘密厳守〕

なお、ハラスメント行為については、学則に則り処分の対象となります。

【令和4年度ハラスメント防止小委員会委員】

学生部長	小川 令	03 (3822) 2131 内線 25684
学生部副部長	石井 庸介 武藤 三千代	03 (3822) 2131 内線 24244 0422 (34) 3394 武蔵境校舎
学生アドバイザー委員長	小川 令	03 (3822) 2131 内線 25684
学生相談室長	吉川 栄省	0422 (34) 3394 武蔵境校舎
第1学年担任	浅井 真理子	0422 (34) 3394 武蔵境校舎
第2学年担任	荒川 亮介	03 (3822) 2131 内線 5245
第3学年担任	横堀 将司	03 (3822) 2131 内線 24325
第4学年担任	仁藤 智香子	03 (3822) 2131 内線 24051
第5学年担任	山口 博樹	03 (3822) 2131 内線 24073
第6学年担任	布施 明	03 (3822) 2131 内線 24324

諸 手 続 等

(1) 学生と関係のある事務分掌

1) 武蔵境校舎事務室ならびに教務課

学生諸君に直接関係のある事務を担当しているのは、武蔵境校舎では事務室、千駄木校舎では教務課である。

その主な業務内容は、次のとおりである。

A) 教務関係

- i 授業時間割・試験日程に関すること
- ii 授業科目に関すること
- iii 授業の出欠席に関すること
- iv 学籍およびその移動に関すること
- v 各種証明書に関すること
- vi 各種届・願に関すること
- vii その他

B) 学生関係

- i 休学・復学・退学等に関すること
- ii 奨学金に関すること
- iii 学生表彰に関すること
- iv 健康管理に関すること
- v 課外活動に関すること
- vi 施設利用に関すること
- vii 遺失物・拾得物に関すること
- viii その他学生生活に関すること

事務窓口取扱時間

	平 日 (月～金)
武蔵境校舎事務室	8:40～17:10
千駄木校舎教務課	8:30～17:00

(2) 諸届出・願出

修学上および課外活動等において、諸届出・願出をするには、事由に応じて下記の書類が必要である。所定の用紙は、武蔵境校舎事務室および教務課にあるので、必要事項を記入して、届け出・願い出ること。

なお、願出にあたっては下記の注意事項を厳守すること。

種 別	注 意 事 項
選択科目履修登録票	指定期日までに提出すること。
セミナー履修登録票	指定期日までに提出すること。
授業欠席届 (SGL・クリニカルクラーク シップを含む)	登校後3日以内に武蔵境校舎事務室または教務課に提出すること。 3日以上連続して欠席の場合は理由書または診断書を添付すること。
試験欠席届	欠席したその試験当日中に武蔵境校舎事務室または教務課に連絡し、3日以内に理由書（診断書等）を添えて届け出ること。
追試験願	試験欠席届と一緒に願い出ること。
再試験申請書	試験日程発表後定められた期間内に再試験料(1科目につき10,000円)を添えて願い出ること。
学費分納願	当該年度の学費を一括納入することが経済上困難な者は、願出（3月25日迄）により分納を認めることがある。
休学願	傷病、またはやむをえない事由により、2ヶ月以上の欠席を要するとき。理由書（病気の場合は診断書）添付
復学願	休学の期間満了のとき、または休学期間内において、その事由が消滅したとき。理由書（病気の場合は診断書）添付
退学願	傷病、その他の理由により、退学しようとするとき。理由書（病気の場合は診断書）、学生証添付
再入学願	やむをえない理由で、本学を退学した者が再入学を願い出るとき。
改姓届	住民票記載事項証明書（変更後の氏名が記載されたもの）
本籍変更届	住民票記載事項証明書（変更後の本籍が記載されたもの）
住所変更届	学生証添付
保証人変更届	理由書添付
施設・物品借用願	使用日の1週間前までに願い出ること。
物品借用	教務課で備品借用台帳に記載し借用すること。
課外活動 } 計画届 学外合宿 }	課外活動を行う際には、所定のルールに従い期日までに活動届を提出すること。
課外活動中における 事故報告書	課外活動中に事故が発生した場合は、速やかに提出すること。 (原則24時間以内)
病院実習届 病院見学届	病院実習・見学を希望する場合は、必ず事前に先方の承諾を受けること。 実習・見学届は、実習・見学開始日の2週間前までに提出すること。 (依頼書発行手続きのため)

(3) 学生証 (IDカード) について

学生証は、本学学生としての身分を証明するものであると同時に、個人情報が記録された重要なカードである。学内では常に携帯し、取扱いには十分留意すること。

千駄木校舎においては、本学関連施設(教育棟、大学院棟、付属病院、中央図書館)への入退館の際には、学生証が必要となっている。また、教科目によっては、学生証にて出欠確認を行っており、学生証を忘失した時限の出欠に関しては、講義に出席していた場合でも欠席扱いとなる。(紛失等により再発行の手続きを行っても、学生証が再交付されるまでの期間は、欠席扱いとなる。)

(その他の注意事項)

◎学生証は、以下の場合これを提示しなければならない。

- 1) 本学教職員の請求があった時。
- 2) 試験を受ける場合。
- 3) 通学定期券又は学生割引乗車券を購入時、また、それを利用して乗車船し、係員の請求があった場合。

◎学生証は、他人に貸与又は譲渡することはできない。

◎学生証を紛失した際は、直ちに再発行(手数料1万円)の手続きを行うこと。

但し、盗難により警察署への届出番号がある場合、学長がやむを得ない理由と判断した場合の手数料は無料とすることがある。

その他の再発行日については、申請日より1週間後とする。

◎現住所等記載事項に変更が生じた場合、磁気の不具合により入退館が出来なくなった時は、直ちに届出の上、再発行を受けること(無料)。この場合、翌日の9時迄に発行する。再発行された学生証は、それまで使用していたものと引き換えになる。後日提出は認めない。

◎通学定期乗車券発行控の記載欄がなくなった場合は、申し出ること。

◎卒業、退学等により学籍を離れる場合は、直ちに返却しなければならない。

◎学生証の複数枚所持、他人に貸与または譲渡した場合、教室に放置する等不正使用した場合、懲戒(訓告、停学、退学)の対象となる場合がある。

(4) 証明書の申請

1) 申請方法

- i 各種証明書を必要とする場合は、武蔵境校舎事務室又は教務課で証明書交付申請書に必要事項を記入の上、本人が所定の手数料を添えて窓口に応じ込むこと。
- ii 証明書の発行は、通常、申請日の翌日になる。ただし、証明書の種別によっては数日後になることもあるので、申請の際に窓口で確認すること。

2) 各証明書の手数料

種別 (和文)	料金	種別 (洋文)	料金
在学証明書	300 円	在学証明書	500 円
卒業見込証明書	300 円	卒業見込証明書	500 円
成績証明書	500 円	成績証明書	1,000 円
推薦書	500 円	ECFMG 書類	500 円
抗体価証明書	500 円	抗体価証明書	1,500 円
予防接種証明書	500 円	海外 CC 用証明書 (健康診断・予防接種・抗体価証明)	1,500 円
健康診断書 (本学書式・他病院指定書式)	500 円	予防接種証明書	1,500 円

(5) 遠隔地被保険者証

自宅外通学者（特に地方出身者等）は、健康保険被保険者証『遠隔地被保険者証』を手元に取り寄せておくこと。なお、手続は次のとおりである。

- i 大学から在学証明書の交付を受ける。
- ii 自分が現在住んでいる『市・区・町・村』発行の住民票の交付を受ける。
- iii 交付を受けた在学証明書・住民票を添えて、次の各事務取扱窓口にて『遠隔地被保険者証』の交付申請をする。
 - a) 国民健康保険の場合は、被保険者（父等）が在住する『市・区・町・村』の役所の健康保険被保険者証取扱窓口にて行う。
 - b) 政府管掌・組管掌保険の場合は、被保険者（父等）が勤務する事業所に提出して手続をしてもらう。

(6) 通学定期券の購入

JR 東日本（バスを含む）、私鉄（バスを含む）、地下鉄等を利用する場合は、各駅の備え付け所定用紙に必要事項を記入し、学生証を添えて申し込み購入する。また、区間の異なる通学定期券を複数所持することはできない。

(7) 学生旅客運賃割引証（学割）

JR 東日本等で片道区間 100 km を超えて旅行する場合、学割を使用して普通乗車券を購入するときは 2 割引となる。

学割を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入の上、武蔵境校舎事務室又は教務課に申し込むこと。

学割の使用上の注意

- i 学割の有効期間は発行日から 3 ヶ月間である。但し、年度をまたいでの使用はできない。
- ii 学割の使用は本人に限られているので、他人に譲ることはできない。不正使用すると多額の追徴金が科せられる他、本学全学生に対して通学定期券の発売及び学割発行が停止されることになるので、使用に際しては十分注意すること。
- iii 学割で乗車する場合は、常に学生証の携帯が義務づけられている。

(8) その他（注意事項等）

1) 学生用ロッカー

大学では、学生諸君の携帯品（教材等）の保管場所として、学生用ロッカーを配置し、各自に貸与している。学生用ロッカーは、両校舎（武蔵境校舎・千駄木校舎）にそれぞれ配置されているので、次のことに注意して使用すること。

- i 指定されたロッカーは鍵を購入して施錠する。
- ii 貴重品の管理を含めて盗難には十分気をつける。
- iii ロッカー室内共用部及びロッカー内を汚さない。指定されたロッカー以外の内外に私物を放置しない。
- iv 進級（特に 1 年から 2 年）ならびに卒業にあたっては使用者の指定替えが行われるので、指定日までに明け渡し、鍵の紛失等により使用不能等になることのないようにする。

2) 遺失物・拾得物

学内での遺失物・拾得物は、一時的に武蔵境校舎事務室または教務課で保管される。

持主の判明した物品については本人に連絡する。

3) 印鑑の携帯

大学に提出する書類（届書・願書等）は、捺印を必要とする場合が多いので、通学する時には、必ず印鑑を携帯すること。特に、追試験の願出等には印鑑が必要である。

4) 通学について

武蔵境校舎と千駄木校舎とでは条件の違いがあり、通学に当たっては、公共の交通機関を利用することを原則とする。武蔵境校舎は、62～63頁、千駄木校舎は64～65頁を参照すること。

5) 諸案内・郵便物について

- i 学生諸団体宛（学友会・各部活動・同好会等）の郵便物等は武蔵境校舎事務室、教務課の窓口にて受け渡しする。
- ii 学生個人宛の郵便物は、取り扱わないので注意すること。

6) 喫煙について

指定された場所以外、大学・病院敷地内は全面禁煙としている。成人として社会ルール、市区町村の条例を守り、周りへの配慮も忘れてはならない。将来は患者さんの健康維持・増進を図る立場となる医師を目指している者として、禁煙することが望ましい。

7) 施設利用時のマナーについて

大学施設の共用部には私物やごみを放置しないこと。なお、放置された私物の盗難や紛失については大学は一切責任を負わない。他の利用者が快適に施設を使用できるよう周りへの配慮を忘れず利用すること。

－武蔵境校舎－

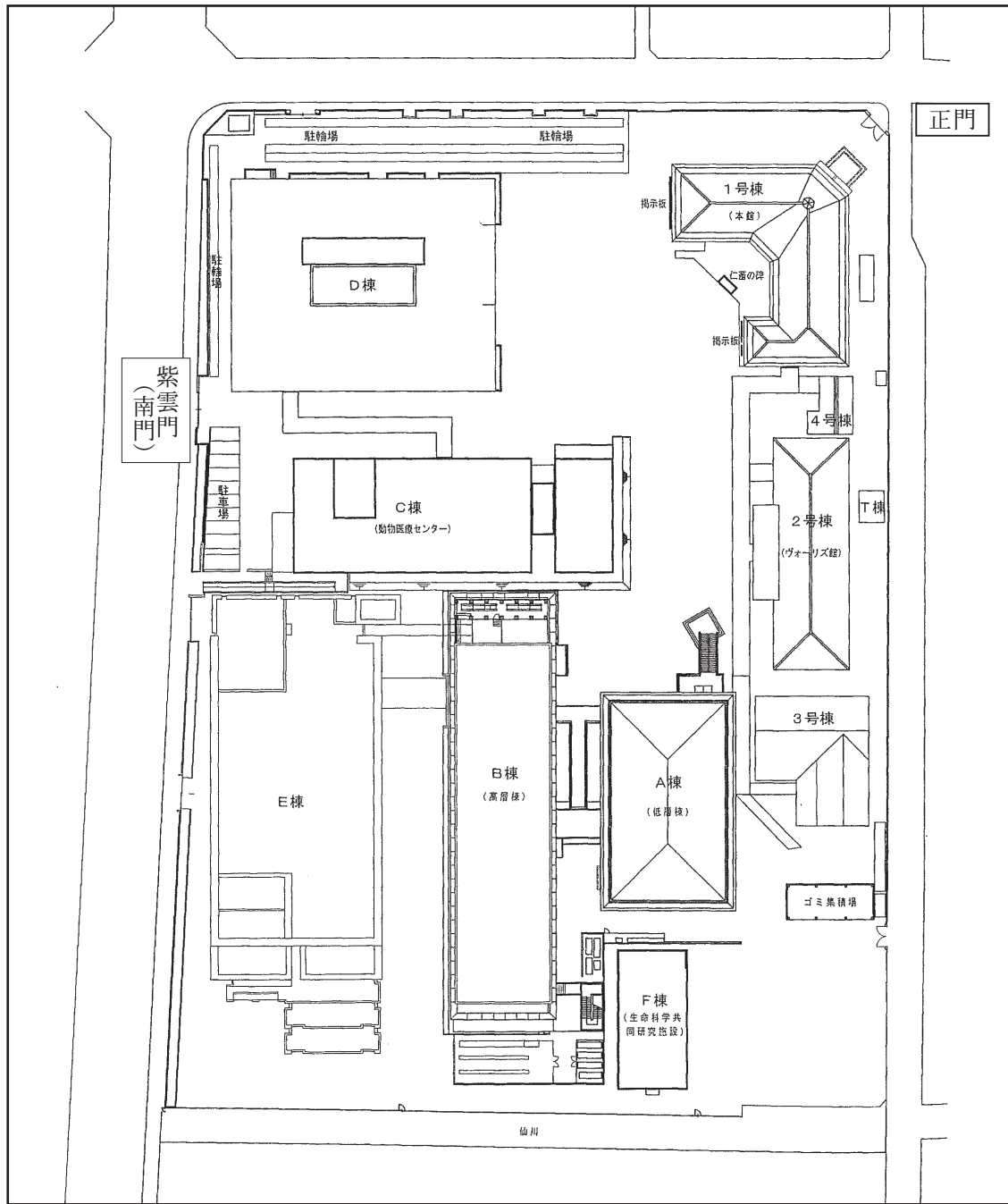
武蔵境校舎は、JR 武蔵境駅から徒歩 2 分という通学には大変便利な場所にあるので、公共交通機関による通学を原則とします。

- ・自動車
オートバイ 本学では、学生が自動車・オートバイ（原付を含む）で通学することを禁止しています。
- ・自転車 自転車通学は認めておりますが、登録制をとっていますので、交通ルールや交通マナー、下記の自転車通学心得を遵守してください。

自転車通学心得

1. 自転車通学を希望する者は、駐輪場利用登録申請書にて願出を行い、許可を受けると共に駐輪シールの交付を受けなければなりません。なお、願出書の受付は、武蔵境校舎事務室が行います。
2. 交付を受けた駐輪シールは、自転車後部の目立つ場所に貼付してください。
3. 指定された駐輪場以外への駐輪は厳禁とします。違反した自転車は撤去し、悪質な違反者に対しては駐輪許可を取り消します。
4. 無許可にて乗り入れた者に対しては、違反自転車の撤去等厳しく処分します。
5. 大学休業期間中等における長期に亘る放置は厳禁とします。放置された自転車は撤去し、一定期間後処分します。なお、処分の際に発生する料金（実費）は、駐輪許可を受けた者に対して請求します。
6. 自転車には鍵を掛けて駐輪してください、駐輪場での盗難、損害事故等については、本学はその責任を負いません。
7. 武蔵境校舎への自転車の乗り入れは、紫雲門（南門）からのみとなっており、正門からの乗り入れは禁止となっております。ただし、下校時につきましては、正門からの利用も認めております。
8. 構内では、必ず自転車から下車し、走行しないようにしてください。

武蔵境校舎学内略図



－千駄木校舎－

千駄木校舎では、自転車による通学を認めています。（自動車、オートバイ、原付での通学は禁止）学生専用駐輪場の使用を希望する学生は、以下注意事項に同意し、自転車登録の手続きをしてください。

1. 駐輪登録

- (1) 教務課窓口にて、所定の手続きを行ってください。
(車両の色、防犯登録番号〔警視庁の黄色いシール等〕等を届け出てもらいます。)
- (2) 駐輪許可証（シール）を受領し、自転車後輪の泥除け部分等目立つところにシールを貼ってください。（シールが確認できない場合、違反車両として撤去される場合があります。）

2. 注意事項

駐輪場

- (1) 駐輪場は、別紙地図を参照してください。
- (2) 指定駐輪場所からはみ出さないこと。
- (3) 自転車は、帰宅の際毎日必ず乗って帰ること。

駐輪登録

- (4) 年度毎に必ず一度行うこと。
- (5) 駐輪登録は一人1台のみとします。違反が発覚した場合には、駐輪登録を抹消します。
- (6) 大学の判断で、駐輪登録を認めないことがあります。
- (7) 駐輪場が満車になり次第、登録を中止します。
- (8) 防犯登録のない自転車の登録はできません。

撤去処分

- (9) 無断駐輪車両は、発見次第撤去後処分します。
- (10) 長期間放置（乗車している形跡が見られない車両）についても撤去処分します。
- (11) 撤去処分に要した費用については、登録者に請求します。

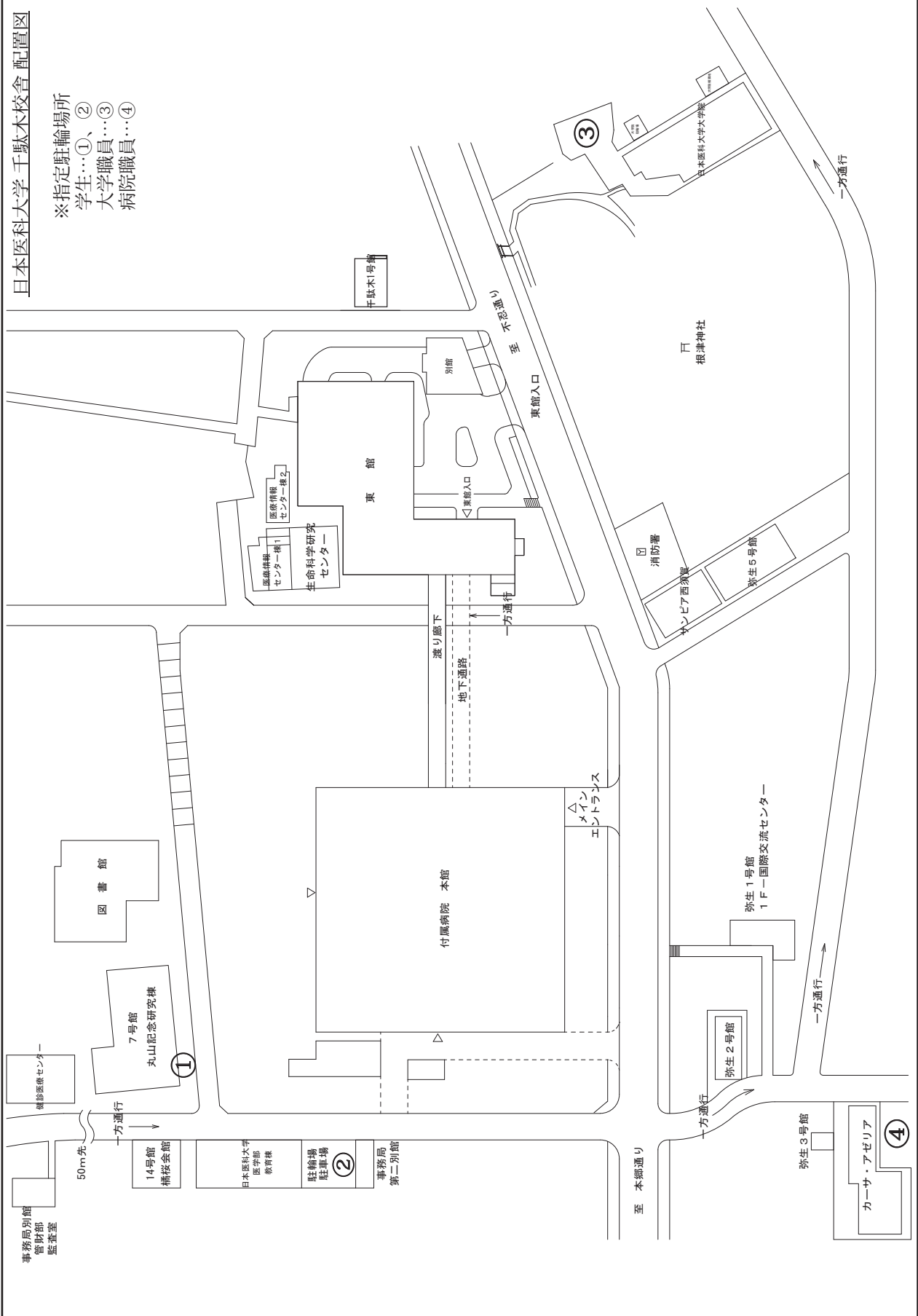
その他

- (12) 駐輪場で万一、車両の破損や盗難等にあっても、大学は一切の責任を負いません。
- (13) オートバイや原付、自動車の駐車が確認された場合、警察に通報しレッカー移動します。
- (14) 卒業等により大学の籍がなくなった時は、各自の責任で自転車を引き取ること。
- (15) 上記注意事項は、改正されることがあります。その際は学生ポータルシステムに掲載します。

日本医科大学 千駄木校舎 配置図

※指定駐輪場所

- 学生…①、②
- 大学職員…③
- 病院職員…④



本学における ICT（情報ネットワーク）利用

本学では、各種 ICT（情報ネットワーク）のサービスを提供しています。

サービス内容、利用に際しての遵守・禁止事項及び利用方法について説明します。

（1）学内 ICT 利用資格

1) 利用資格

本学に在籍する医学部生及び大学院生に対して、各種 ICT サービスを提供しています。

2) 利用資格の失効

退学、除籍、大学院修了等で本学に在籍しなくなった場合、利用資格は失効します。

ただし、医学部卒業生は NMS メール（参照 4.2）は削除されず、永続的に利用可能です。

3) 利用資格の停止

遵守・禁止事項（参照 3）に違反した場合、利用資格を停止することがありますのでご注意ください。

（2）ユーザ ID とパスワード

1) ユーザ ID

各種 ICT サービスを利用するためのユーザ ID です。

ユーザ ID は入学時に付与し、利用資格の失効までは同一のユーザ ID を利用します。

2) パスワード

入学時にユーザ ID に対応する初期パスワードを付与します。利用開始にあたり、初期パスワードは必ず変更してください。

学生ポータルシステム（参照 4.1）と NMS メール（参照 4.2）利用の初期パスワードは、同一のものを発行しますが、その後のパスワード管理は各自になっていますので、ご注意ください。

パスワードを忘れた場合は、パスワード再設定の申請手続きが必要です。窓口は、千駄木校舎中央図書館 3 階 ICT 推進センターです。パスワードは個人情報のため、管理しておらず、お教えできませんのでご了承ください。

パスワードの変更方法は、ICT 推進センター ホームページ (<https://www.nms.ac.jp/ict/>)

> 提供サービス > パスワード再設定・変更に掲載しています。

（3）遵守・禁止事項

1) 遵守事項

各種 ICT サービスを教育研究以外の目的で利用してはなりません。

各種 ICT サービス利用に際しての遵守・禁止事項を守らなければなりません。

2) 禁止事項

ユーザ ID 及びパスワードを他人に教えてはなりません。

他人のユーザ ID 及びパスワードを聞き出し、また、利用してはなりません。

法令（個人情報保護法、著作権法等）に抵触する行為を行ってはなりません。

システムのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費又は占有し、他人の利用を妨害してはなりません。

各種 ICT サービスを破損し、混乱させ、性能を変更する等、故障の原因となるような行為をしてはなりません。

各種 ICT サービスに不正なデータを流してはなりません。

各種 ICT サービスで知り得た情報を SNS(Facebook、LINE、Twitter 等)等のインターネット上に公開してはなりません。

(4) 利用できる ICT サービス

1) 学生ポータルシステム（電子掲示板・学生向け情報提供等サービス・LMS（学修支援システム））

【電子掲示板】

授業時間割、授業時間の変更、試験日程、諸案内、呼出し等の必要事項を学内外で各自の PC やスマートフォンから確認できるサービスです。

また、学生ポータル上に重要な連絡がある場合、メールで通知するサービスも提供しています。このメッセージ転送は初期設定で各自の NMS メール宛になっておりますが、追加でメールアドレスを登録することも可能です。

学生生活にとって重要な事項が多いので、毎日必ず一度は学生ポータルシステムにアクセスして、各種案内等を確認する習慣をつけてください。

※学生ポータルシステムの利用方法、機能については、学生便覧の 69 頁に掲載しています。

【学生向け情報提供等サービス】

学生ポータルシステムから学生生活で便利な情報を提供するサービスとして、スケジュール機能（週間及び月間の各自の講義スケジュール）を利用できます。

【LMS（学修支援システム）】

シラバスと連携した授業フォルダが表示され、講義資料のダウンロードやレポートの提出、受講した講義を動画にて再確認し復習できるサービスです。

2) NMS メール

本学では Google 社が提供しているメールサービス「Gmail」を利用しています。

メールアドレスはユーザ ID に日本医科大学ドメイン「@nms.ac.jp」を追加したものです。

インターネットに接続でき、ホームページ閲覧ソフトウェア（ブラウザ）が使える環境であれば、学内外問わずどこからでも利用できます。

メールの利用方法は、ICT 推進センター ホームページ (<https://www.nms.ac.jp/ict/>)

> 提供サービス > メールを使いたい > メールを使うには（設定）に掲載しています。

3) 無線 LAN 「eduroam (エデュローム)」

無線 LAN アクセスポイントを利用した無線 LAN 「eduroam」は、無線ネットワークアダプタを持つ PC、スマートフォンから利用可能です。

学内での利用可能エリアは以下のとおりです。

- 千駄木校舎：教育棟、大学院棟、事務局第 2 別館、図書館
- 武蔵境校舎：E 棟 2 階 / 3 階 各教室
- その他：多摩永山病院 研修医棟 2 階、千葉北総病院 CC 棟

ID を含む設定方法については、日本医科大学学内専用ホームページ(日本医科大学ホームページ>学内の方へ>トップページ：<https://www.nms.ac.jp/w3in/>)のマニュアル(https://www.nms.ac.jp/w3in/apply/eduroam_02.pdf)に掲載しています。

4) 無線 LAN 「wlan-nms」 「wlan-gaku-kosugi」

無線 LAN アクセスポイントを利用した高速無線 LAN 「wlan-nms」は、無線ネットワークアダプタを持つ PC、スマートフォンから利用可能です。利用開始するには「学術ネットワーク接続申請書」の提出が必要で、1 人 1 台 (PC に相当するもの) のみ申請可能です。

学内での「wlan-nms」の利用可能エリアは以下のとおりです。

- 千駄木校舎：教育棟、大学院棟 B1 階 / B2 階、橘桜会館 B1 階 / 3 階
- 武蔵境校舎：武蔵境校舎 E 棟 2 階 / 3 階ラウンジ、2 階大教室、中教室、各実習室

「学術ネットワーク接続申請書」は、ICT 推進センター ホームページ (<https://www.nms.ac.jp/ict/>) > 提供サービス > 各種申請書ダウンロード > 学術ネットワーク接続申請書をご利用ください。

5) 共用 PC 環境

学内には自習や情報検索のために共用 PC が設置してあります。

設置場所は以下のとおりです。

- 千駄木校舎：教育棟地下 1 階
 - 武蔵境校舎：E 棟 2 階 (※)、E 棟 3 階
 - その他：武蔵小杉病院 5 階医局エリア、多摩永山病院 研修医棟 2 階、千葉北総病院 CC 棟
- ※は講義優先です。利用する場合は、部屋の空き状況を確認してください。
確認先：※武蔵境校舎事務室

共用 PC は大学の資産です。ルールを守って利用してください。

- ・機器は丁寧に扱ってください。
- ・共用 PC 操作中の飲食は禁止です。
- ・周りの利用者に迷惑となるような大きな声での私語や携帯電話での通話は禁止です。

学生ポータルシステムの利用方法

学生ポータルシステムでは、休講・補講・教室変更の情報や学生個人への連絡、教員から履修者へのお知らせ等を確認できます。

学生生活にとって重要な情報を掲載しているので、毎日必ず一度は学生ポータルシステムにアクセスして、各種案内等を確認する習慣をつけましょう。

学生ポータルシステムへのアクセス方法



以下のURLからアクセスできます。(PC・スマートフォン共通)

https://cmj1.nms.ac.jp/portal_nms/top.do

※スマートフォンでアクセスした場合は自動的にスマートフォン専用画面で表示されます。

【PCからアクセスする場合】

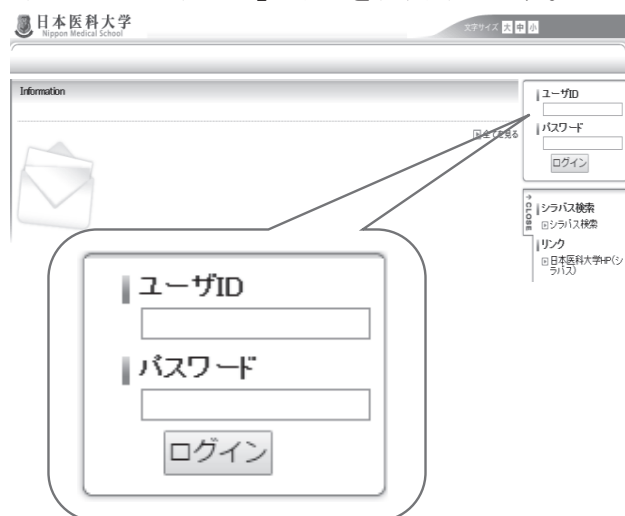
日本医科大学ホームページ<https://www.nms.ac.jp/college/> または上記URLを直接入力

①ポータルサイトへのリンク(バナー)をクリックします。



【スマートフォンからアクセスする場合】

②本学発行の「ユーザID」と「パスワード」を入力して「ログイン」ボタンをクリックします。



①上記のQRコードを読み取るか、URLを直接入力してログイン画面にアクセスします。

②本学発行の「ユーザID」と「パスワード」を入力して「ログイン」ボタンをクリックします。

★パスワードを失念した場合は、ICT推進センターにて再設定手続きを行ってください。

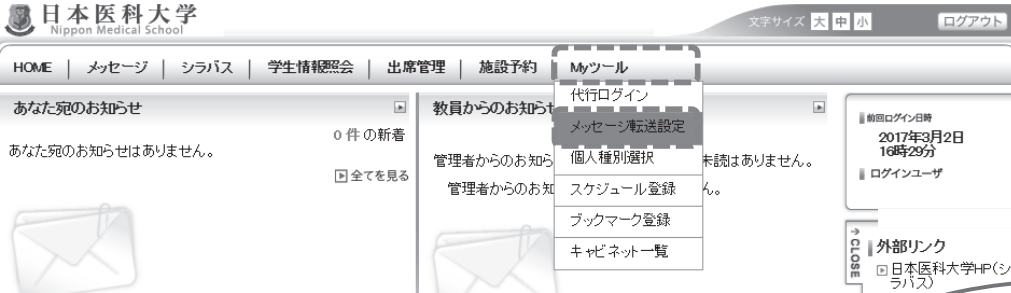
メッセージ転送設定

便利機能♪

大学からの連絡を確実に受けられるよう、よく利用するメールアドレスへのメッセージ転送設定を行うようにしてください。

【PCから設定する場合】

①メニューバー「Myツール」の「メッセージ転送設定」を選択します。



②「アドレス2」と「アドレス3」に転送したいアドレスを入力します。

③転送内容と転送するメッセージ種別を選択します。

④「入力内容を確認する」ボタンを押して確定します。

《アドレス1》
大学のメールアドレスが既に入力されています。これは削除できません。

メッセージ転送設定

設定内容入力 → 設定内容確認 → 設定完了

送信元メールアドレス portalinfo@nms.ac.jp

★注意事項★
メール受信/拒否設定で上記の送信元メールアドレスからのメール受信を許可してください。

アドレス1	xxxxxxxxxx@nms.ac.jp (80文字以内で記入してください。)	転送内容1	タイトル	件数
アドレス2	<input type="text"/>	転送内容2	タイトル	件数
アドレス3	<input type="text"/>	転送内容3	タイトル	件数

転送時刻 07:00

メッセージ種別
 全選択
 大学からのお知らせ
 あなた宛のお知らせ
 講義連絡
 全解除

入力内容を確認する

《メールアドレスに使用できる文字》
半角英数字
0~9, A~Z, a~z
半角記号
-!#\$%'+/=/?^_{}|~.

【スマートフォンから設定する場合】



①「Myツール」の「メッセージ転送」をタップします。

②「アドレス2」又は「アドレス3」に転送したいアドレスを入力します。

③転送内容と、転送するメッセージ種別を選択します。

④「入力内容を確認する」ボタンをクリックして確定します。

＊ ＊ 学生ポータルサイト利用の注意事項 ＊ ＊

- OSやソフトウェアは、セキュリティに関する設定、アップデートを適切に行い、最新の状態を保つようにしてください。
- 利用時は、ユーザID・パスワードの管理にご注意ください。
- 大学が、個人のパスワードをお尋ねすることは一切ありません。大学を装った詐欺メールには十分ご注意ください。
- WebブラウザのBackボタンを利用しないでください。基本的にはメニューバーを利用してください。

メッセージ転送設定 MENU

★注意事項★
メール受信/拒否設定で下記の送信元メールアドレスからのメール受信を許可してください。

送信元メールアドレス
portalinfo@nms.ac.jp

アドレス1
メールアドレス

転送内容1
タイトル

アドレス2
メールアドレス

転送内容2
タイトル

アドレス3
メールアドレス

転送内容3
タイトル

転送時刻
07:00

メッセージ種別
 大学からのお知らせ
 あなた宛のお知らせ
 講義連絡

入力内容を確認する

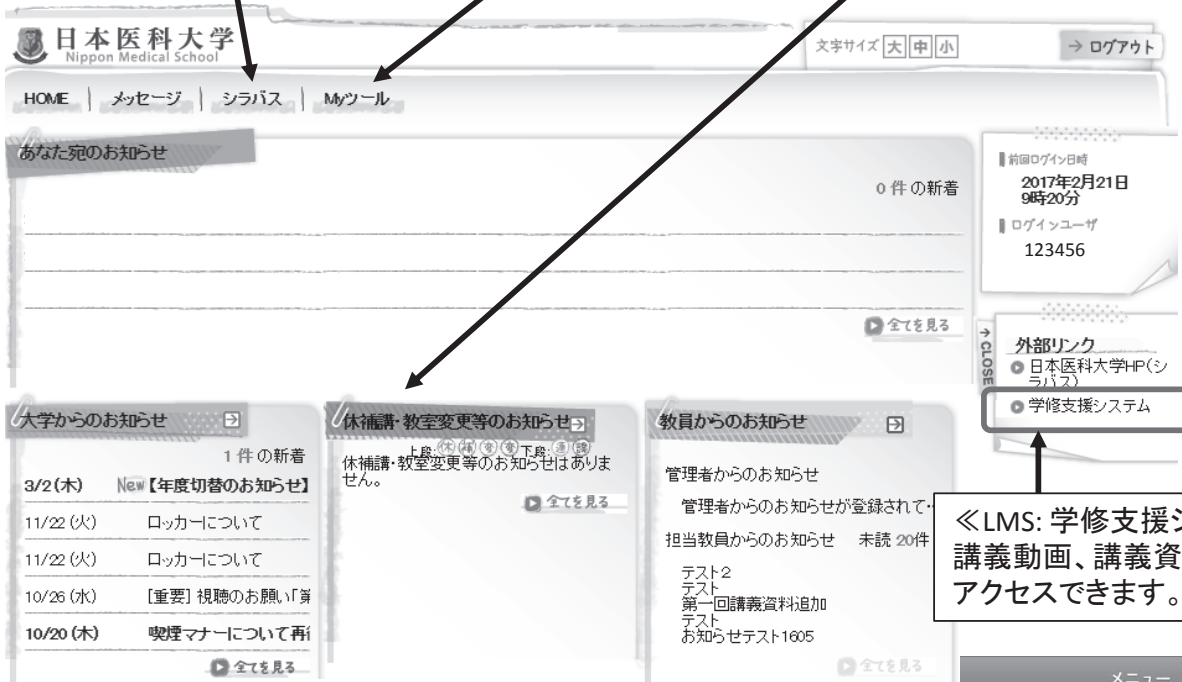
システム画面イメージ

【PC画面ホーム↓】

《Myツール》
メッセージ転送やブックマーク登録などの機能を使って、個人ごとに学生ポータルサイトを使いやすく設定することができます。

《シラバス》
シラバスを照会できます。

《休補講・教室変更等のお知らせ》
休講、補講、教室変更等の情報が確認できます。



《LMS: 学修支援システム》
講義動画、講義資料等にアクセスできます。



《週間スケジュール》
履修している講義情報が表示されます。
自分でスケジュールを登録することもできます。

《教員からのお知らせ》
学修支援システムのお知らせが表示されます。
画面右側のリンクより学修支援システムにアクセスすると、学内はもちろん、自宅や通学中でも講義資料の参照等の予習・復習ができるようになります。



【スマートフォン画面 ホーム→】

※スマートフォンでアクセスした場合は自動的にスマートフォン専用画面で表示されます。

授業科目の履修

(1) 授業科目の分類

本学ではより良い医学教育を実施するために6年一貫教育の体制をとっている。その教育課程を大別すると、次のようになる。

- 1) **基礎科学**：この課程では将来の医師、医学者に求められる人格、教養、倫理性を養うとともに、専門の医学を学習するのに必要な基礎的能力を身につけることを目標にしている。人文、社会、自然の各系にわたる科目と、外国語、スポーツ科学の諸科目、それにやや特殊な自然科学系諸科目、医学概論等が開講されている。将来の医学の方向に目を据えた時、この課程は極めて大きな意味を持つものである。
- 2) **基礎医学**：科学としての医学の専門的諸分野を体系的に深く学習する課程である。解剖学、生理学など本来の基礎医学科目に、衛生学・公衆衛生学、法医学等の社会医学系の科目が加わる。これらの科学的な学習を通して、医学知識の習得と共に、医師に要求される適確な分析力、判断力が養われること、さらにまた医学の社会性への理解が深まることを期待している。
- 3) **臨床医学**：医師を育てるために必要な専門的知識と技術、態度を習得させる最終課程である。内科学、外科学をはじめ広範な領域にわたる科目が課されており、さらにいくつかの特別教育科目が用意されている。この課程の後半では、3～4名の小グループに分かれて、効果的な実地修練を目指した綿密なカリキュラムのもとに、各付属病院のベッドサイドで医学の実践について直接の指導を受ける。医学は元来さまざまな形態の医療につながる極めて人間的なもので、単なる科目としては捉え切れない部分を持っているが、この実地修練によって真の医学の姿を体得することになろう。なお、これに先立つ早期の実地修練の場として、低学年でも大学内で看護業務の実習、学外地域病院での見学実習、介護・療養施設などでの実習の場が設けられている。

以上のように大分類されるが1)、2)ではほとんどが必修科目であり、教育上の配慮から、各学年ごとの履修科目として配当されている。各学年、各学期別の授業時間数の配当については、「シラバス」を参照すること。

(2) 選択科目

1) 履修の登録

選択科目の単位を取得するためには、「シラバス」を参照して、受講科目を決め、指定された期間内に選択科目履修届を武蔵境校舎事務室に提出しなければならない。

履修科目の確認については、提出された履修届をもとに「履修登録確認表」を作成するので、各自履修科目を確認し、間違っている場合は指定期間内に武蔵境校舎事務室に申し出ること。

なお、履修登録期間中の授業は学則第8条第3項の授業時限数に含まれる。

2) セミナーの登録

セミナーの単位を取得するためには、「シラバス」を参照して、受講科目を決め、指定された期間内にセミナー履修届を武蔵境校舎事務室に提出しなければならない。

履修科目の確認については、提出された登録票をもとに「履修登録確認表」を作成するので、各自履修科目を確認し、間違っている場合は指定期日内に事務室に申し出ること。

(3) 研究配属

第3学年1学期（90時限）に研究配属が設けられる。（平成26年度入学生より）

研究配属の目標として本学の教育目標として掲げられている「優れた医師」には、医学・医療に携わる上で正確な知識と技術、科学的な思考力と判断力、豊かな人間性と高い倫理観が要求される。このような医師の養成には、学生が自ら学ぶ姿勢を身に付けていることが必須の条件であることは言うまでもない。平成4年度から開始された「基礎配属」はこの流れに添って企画されたもので、学生が自らテーマを選び、実験（学習）計画を立案し、実行し、討論を行い、結論を導くという体験の場である。平成28年度からは「研究配属」として実施されている。

(4) 授業科目履修上の心得

授業を履修するに当たっては、履修方法、受験資格、定期試験の科目別実施時期、再試験と追試験、成績評価、履修科目修了の認定、留年制度等について、あらかじめ十分に理解しておき、万事遺漏がないようにすることが極めて重要である。これらの事項については、「学則第8条および第10条」および「試験等に関する細則」に細かく規定されているので、これらを熟読しておくこと。なお試験には、規定されているものの他に、授業時間中等に行う中間試験もあり、随時レポートの提出を求められることもあるので注意すること。

(5) 受験上の注意事項

試験を受験する際は、以下の諸注意を遵守し、不正行為またはそれに準ずるとみなされる行為を行わないこと。

1. 試験場には、筆記用具以外は原則として持ち込まず、携帯電話やスマートフォンを含む通信機能を備える電子機器、腕時計等の持ち込みは禁止する。鞆などの荷物はロッカーに収納しておくこと。
2. 試験開始10分前には指定された座席に着席し、番号札の下に学生証を写真の面を表にして置くこと。
3. 試験場では全て試験監督者の指示に従うこと。指示に従わない者、また態度不良の者は退場させることがある。
4. 原則として、遅刻は認めない。但し、交通機関の遅れ等、やむを得ない事情により遅刻する場合は30分まで認め、それ以降については、試験監督者の判断とする。
5. 試験開始後30分を経過しないと退室することは出来ない。
6. 机の上には、筆記用具以外置かないこと。筆記用具は、鉛筆・シャープペンシル・消しゴムのみとする。耳栓の使用も認めない。ハンカチ、ティッシュペーパー（中身のみ）、目薬については、試験監督者が許可した場合のみ、机の上に置くことが認められる。必要な場合は、試験開始前に許可を得ること。
7. 膝掛け等の使用は、試験監督者に申し出て、許可された場合に限る。

8. 必要に応じマスクの着用は認めるが、外すように試験監督者が指示した場合は、それに従うこと。帽子の着用は認めない。
9. 体調不良やトイレ等、やむを得ない理由により試験の途中で退室したい時は挙手し、試験監督者の許可を得てから席を離れること。退室に際しては、試験監督者が同行する。
10. 問題用紙及び解答用紙の回収が全て終了するまでを試験時間とする。
11. 試験監督者が、不正行為若しくはそれに準ずるとみなされるような行為であると判断した場合は、直ちに解答用紙を回収し、退室を命ずる。なお、不正行為は学則第 38 条に基づき、退学を含む懲戒処分の対象となる。

(6) 交通ストライキ等による交通機関不通の場合の授業

- 1) JR 東日本のストライキの場合：ストライキが当日午前 6 時までに解除されない時は、午前中の授業は休講とする。その後午前 10 時まで解除されない時は、午後の授業も休講とする。
- 2) 私鉄のストライキの場合：私鉄のストライキの場合、武蔵境校舎での授業については、1) の JR 東日本のストライキの場合と同様に扱う。
- 3) 都内の地下鉄、バス等のストライキの場合：広範なストライキの場合は、1) の JR 東日本のストライキの場合と同様に扱う。(前日の正午までに扱いを学生ポータルサイトおよび本学ホームページに掲載するので、十分に注意すること。)
- 4) ストライキ解除後の授業の出席の取り扱い：ストライキ解除後に行われる授業に、交通混乱のために出席できなかった場合は、状況を書き添えた欠席届が提出されれば出席の扱いとすることができる。
- 5) 使用する交通機関が事故、台風等で不通の場合は、4) の場合に準ずる。

(7) 学校保健安全法施行規則第 18 条の感染症による授業(クリニカルクラークシップ含む) 及び定期試験欠席の取り扱いについて

1. 学校保健安全法施行規則第 18 条に定められている感染症（以下学校感染症）に罹患した場合、同規則第 19 条に定められている期間は、出席停止扱いとなります。従って、学校感染症に罹患したことにより授業(クリニカルクラークシップ含む)・定期試験を欠席した学生が、所定の申請手続きを行った場合、欠席扱いにはなりません。(公認欠席)
学校感染症及び出席停止期間については、94～95 頁を参照して下さい。
申請の手続きは、以下の通りです。
 - (1) 登校可能となった日を含む 3 日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）に、「授業（試験）欠席届」に「診断書（診断名・出席停止期間が明記されたもの）」を添えて武蔵境校舎事務室または教務課へ提出して下さい。
記載漏れがある場合は、欠席届は受理されませんので注意して下さい。(欠席扱いになります)
 - (2) 定期試験欠席については、(1) に加え「追試験願」を提出することにより、追試験を受験することができます。欠席届の提出のみでは受験できませんので注意して下さい。また、学校感染症に罹患したことにより、追試験対象科目の試験を欠席した場合、(1) 及び (2) の手続きを行うことにより追試験を受験することができます。

(8) 忌引による授業（クリニカルクラークシップ含む）及び定期試験欠席の取り扱いについて

1. 近親者に不幸があり欠席する（した）場合、所定の手続きを行うことにより、欠席扱いにはなりません。（公認欠席）

手続きは、以下の通りです。

- (1) 事前若しくは葬儀後3日以内（締切日が窓口業務を行わない日の場合は、その翌日まで）に、「授業（試験）欠席届」に、忌引を証明できる書類（会葬礼状等）を添えて武蔵境校舎事務室または教務課へ提出して下さい。
- (2) 定期試験欠席については、(1)に加え「追試験願」を提出することにより、追試験を受験することができます。なお、忌引による公認欠席扱いの対象は定期試験のみで、再試験及び追試験は対象外となります。従って、再試験及び追試験を忌引で欠席した場合、原則として再度の試験は実施されません。

【忌引日数】

- ・ 1 親等（父母、養父母、配偶者等）5日以内
- ・ 2 親等（祖父母、兄弟姉妹等）2日以内
- ・ 3 親等（曾祖父母、おじ、おば等）2日以内

※いずれも通夜・葬儀の日を含む連続した日数。（土・日・祝日含む）

例）2親等の方の葬儀が金曜日にあり欠席した場合、金曜日と土曜日が忌引対象（公認欠席）となります。

※いとは4親等のため、対象外です。

(9) オフィスアワー

学生の質問や相談に応じるために、基本的に予約なしで学生が教員の研究室等を訪問できるオフィスアワーを設けています。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
医療心理学	吉川 英省	常勤		火曜日	昼休み	武蔵境校舎 医療心理学教授室	医学部
医療心理学	浅井 真理子	常勤		火曜日	昼休み	医療心理学教室	医学部
数学	中澤 秀夫	常勤			教室在室時いつでも ※事前にメール予約	武蔵境校舎 数学教授室	医学部
数学	貝塚 公一	常勤			教室在室時いつでも ※事前にメール予約	武蔵境校舎 数学セミナー室	医学部
物理学	藤崎 弘士	常勤			教室在室時いつでも ※事前にメール予約	物理学教室	医学部
物理学	菊地 浩人	常勤		月曜日	17:10~19:10	物理学教室	医学部
化学	中村 成夫	常勤		火曜日、金曜日	昼休み	化学教授室 (武蔵境校舎3階)	医学部
化学	高橋 恭子	常勤		水曜日、木曜日	昼休み	化学教員室 (武蔵境校舎3階)	医学部
化学	武田 洋一	常勤		金曜日	昼休み、放課後	化学教員室 (武蔵境校舎3階)	医学部
生物学	長谷部 孝	常勤		火曜日	昼休み	武蔵境校舎 生物学セミナー室	医学部
生物学	藤本 健太	常勤		月曜日	放課後	武蔵境校舎 生物学セミナー室	医学部
英語	崎村 耕二	常勤		木曜日	昼休み(12:30-13:20)		医学部
英語	Steven Kirk	常勤		金曜日	昼休み(12:30-13:20)	武蔵境校舎 外国語教室	医学部
英語	西川 純恵	常勤		水曜日	昼休み(12:30-13:20)	武蔵境校舎 外国語教室	医学部
スポーツ科学	三上 俊夫	常勤		木曜日	17:00~18:00	スポーツ科学研究室A	医学部
スポーツ科学	武藤 三千代	常勤		木曜日	17:00~18:00	スポーツ科学研究室B	医学部
共同研究施設	濱田 知宏	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
共同研究施設 (薬理学分野)	浅田 穰	常勤		金曜日	昼休み	臨床系研究室事務室	大学院・医学部
実験動物管理室	秋元 敏雄	常勤		木曜日	昼休み	実験動物管理室 (大学院棟地下2階)	大学院・医学部
実験動物管理室	大畠 久幸	常勤			昼休み	実験動物管理室 (大学院棟地下2階)	大学院・医学部
実験動物管理室	丸山 基世	常勤		火曜日	昼休み	実験動物管理室 (大学院棟地下2階)	大学院・医学部
臨床系研究室	浅田 穰	常勤		月曜日	昼休み	臨床系研究室事務室	大学院・医学部
形態解析研究室	澤井 信彦	常勤		水曜日	昼休み(12:00~13:30) ※事前連絡あればいつでも可	大学院棟 B1C02	大学院・医学部
分子解剖学	瀧澤 俊広	常勤		月曜日	13:00~17:00	分子解剖学スタッフルーム	大学院・医学部
分子解剖学	瀧澤 敬美	常勤		月曜日	13:00~17:00	分子解剖学スタッフルーム	大学院・医学部
分子解剖学	野口 隼矢	常勤		月曜日	13:00~17:00	分子解剖学スタッフルーム	大学院・医学部
分子解剖学	櫻井 孝信	常勤		月曜日	13:00~17:00	分子解剖学スタッフルーム	大学院・医学部
分子解剖学	木下 裕太	常勤		月曜日	13:00~17:00	分子解剖学スタッフルーム	大学院・医学部
生体統御科学	柿沼 由彦	常勤		月・木曜日	昼休み(12:30~13:20)	スタッフルーム(4D08)	大学院・医学部
生体統御科学	根本 崇宏	常勤		月曜日~金曜日	17:00~18:00	スタッフルーム(4D08)	大学院・医学部
生体統御科学	鈴木 健治	常勤		月曜日	昼休み(12:30~13:20)	スタッフルーム(4D08)	大学院・医学部
生体統御科学	眞野 あすか	常勤		月曜日	昼休み(12:30~13:20)	スタッフルーム(4D08)	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
生体統御科学	竹中 康宏	常勤		月曜日	昼休み(12:30~13:20)	スタッフルーム(4D08)	大学院・医学部
解析人体病理学	清水 章	常勤		金曜日	11:30~13:30	大学院棟 2D09	大学院・医学部
解析人体病理学	寺崎 泰弘	常勤		水曜日	11:30~13:30	大学院棟 2D09	大学院・医学部
解析人体病理学	功刀 しのぶ	常勤		月曜日	9:00~11:00	大学院棟 2D08	大学院・医学部
解析人体病理学	寺崎 美佳	常勤		火曜日	9:00~11:00	大学院棟 2D08	大学院・医学部
解析人体病理学	遠田 悦子	常勤		月曜日	9:00~11:00	大学院棟 2D08	大学院・医学部
解析人体病理学	田村 浩一	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	石崎 正通	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	湯本 典夫	非常勤		水曜日	11:00~13:00	千葉北総病院病理診断科	医学部
解析人体病理学	北村 博司	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	中山 智子	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	長嶋 洋治	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	長濱 清隆	非常勤				メール対応	医学部
解析人体病理学	遠藤 陽子	非常勤				メール対応	医学部
細胞生物学	岩井 佳子	常勤		月曜日	昼休み	大学院棟2階	大学院
細胞生物学	橋口 昌章	常勤		月曜日	昼休み	大学院棟2階	大学院
細胞生物学	宮部 斉重	常勤		月曜日	昼休み	大学院棟2階	大学院
分子細胞構造学	福原 茂朋	常勤		金曜日	14:00~17:00	先端医学研究所病態解析学 部門教授室 (大学院棟1D04)	大学院
分子細胞構造学	弓削 進弥	常勤		火曜日	14:00~17:00	先端医学研究所病態解析学 部門(大学院棟1D01)	大学院
分子細胞構造学	石井 智裕	常勤		水曜日	14:00~17:00	先端医学研究所病態解析学 部門(大学院棟1D01)	大学院
循環器内科学	清水 渉	常勤	付属病院	月曜日	14:00~16:00	教授室(弥生5号館3階)	大学院・医学部
循環器内科学	小林 義典	非常勤	東海大学 八王子病院	火曜日	12:00~13:00	教授室	医学部
循環器内科学	宮本 正章	常勤	付属病院	火曜日	12:00~13:00	循環器内科医局	大学院・医学部
循環器内科学	八島 正明	常勤	付属病院	月曜日	12:00~13:00	循環器内科医局	大学院・医学部
循環器内科学	浅井 邦也	常勤	千葉北総病院	火曜日	12:00~13:00	部長室	大学院・医学部
循環器内科学	宮内 靖史	常勤	千葉北総病院	火曜日	12:00~13:00	部長室	大学院・医学部
循環器内科学	高野 仁司	常勤	付属病院	水曜日	12:00~13:00	准教授室	大学院・医学部
循環器内科学	山本 剛	常勤	付属病院	火曜日	12:00~13:00	准教授室	大学院・医学部
循環器内科学	高野 雅充	常勤	千葉北総病院	火曜日	12:00~13:00	准教授室	大学院・医学部
循環器内科学	小谷 英太郎	常勤	多摩永山病院	火曜日	12:00~13:00	部長室	大学院・医学部
循環器内科学	丸山 光紀	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	12:00~13:00	部長室	大学院・医学部
循環器内科学	岩崎 雄樹	常勤	付属病院	水曜日	12:00~13:00	准教授室	大学院・医学部
循環器内科学	淀川 顕司	常勤	付属病院	木曜日	12:00~13:00	循環器内科医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
循環器内科学	時田 祐吉	常勤	付属病院	水曜日	12:00～13:00	循環器内科医局	大学院・医学部
循環器内科学	太良 修平	常勤	付属病院	火曜日	12:00～13:00	循環器内科医局	大学院・医学部
循環器内科学	小林 宣明	常勤	千葉北総病院	火曜日	12:00～13:00	内科医局	大学院・医学部
循環器内科学	白壁 章宏	常勤	千葉北総病院	月曜日	12:00～13:00	集中治療室医局	大学院・医学部
腎臓内科学	酒井 行直	常勤	付属病院	火曜日	14:00～16:00	医局(東館M2階)	大学院・医学部
腎臓内科学	柏木 哲也	常勤	付属病院	火曜日	14:00～16:00	医局(東館M2階)	大学院・医学部
腎臓内科学	平間 章郎	常勤	腎クリニック	火曜日	14:00～16:00	医局(東館M2階)	大学院・医学部
腎臓内科学	三井 亜希子	常勤	付属病院	火曜日	14:00～16:00	医局(東館M2階)	大学院・医学部
腎臓内科学	金子 朋広	常勤	多摩永山病院	火曜日	15:00～16:00	多摩永山病院 内科医局	医学部
腎臓内科学	山田 剛久	常勤	千葉北総病院	水曜日	14:00～15:00	北総病院 内科医局	医学部
腎臓内科学	大塚 智之	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	7:30～9:00	A4病棟 カンファレンスルーム	医学部
血液内科学	山口 博樹	常勤	付属病院	木曜日	17:00～18:00	弥生5号館3階	医学部
血液内科学	脇田 知志	常勤	付属病院	金曜日	17:00～17:30	医局	医学部
血液内科学	横瀬 紀夫	常勤	北総病院			メール対応	医学部
血液内科学	尾崎 勝俊	常勤	多摩永山病院			メール対応	医学部
血液内科学	永田 安伸	常勤	北総病院			メール対応	医学部
血液内科学	由井 俊輔	常勤	付属病院	金曜日	17:00～17:30	医局	医学部
血液内科学	朝山 敏夫	常勤	付属病院	金曜日	17:00～17:30	医局	医学部
消化器内科学	岩切 勝彦	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	教授室(弥生5号館)	大学院・医学部
消化器内科学	川本 智章	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	教授室(弥生1号館)	大学院・医学部
消化器内科学	厚川 正則	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	准教授室(千駄木1号館)	大学院・医学部
消化器内科学	辰口 篤志	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
消化器内科学	田中 周	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	医学部
消化器内科学	河越 哲郎	常勤	付属病院	木曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
消化器内科学	川見 典之	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院
消化器内科学	星野 慎太郎	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院
消化器内科学	二神 生爾	常勤	武蔵小杉病院	金曜日(隔週)	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
消化器内科学	小高 康裕	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	16:00～17:00	武蔵小杉病院 内科医局	大学院
消化器内科学	藤森 俊二	常勤	千葉北総病院	水曜日	16:00～17:00	消化器・肝臓内科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
消化器内科学	津久井 拓	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～17:00	多摩永山病院 内科医局	大学院・医学部
消化器内科学	三井 啓吾	常勤	多摩永山病院	火曜日	16:00～17:00	多摩永山病院 内科医局	医学部
内分泌糖尿病代謝内科学	福田 いずみ	常勤	付属病院	木曜日	10:00～12:00	糖尿病・内分泌代謝内科 医局	大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科学	稲垣 恭子	常勤	付属病院	月曜日	11:00～13:00	糖尿病・内分泌代謝内科 医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
内分泌糖尿病代謝内科	岡島 史宜	常勤	千葉北総病院	火曜日	16:00～17:00		大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科	石川 真由美	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	10:00～13:00	武蔵小杉病院 内分泌・糖尿病・動脈硬化内科 執務室	大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科	長尾 元嗣	常勤	付属病院	火曜日	9:00～10:00	糖尿病・内分泌代謝内科 医局	大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科	長峯 朋子	常勤	千葉北総病院	火曜日	16:00～17:00	千葉北総病院 内科医局	大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科	小林 俊介	常勤	付属病院	月曜日	16:00～17:00	糖尿病・内分泌代謝内科 医局	大学院・医学部
内分泌糖尿病代謝内科	八木 孝	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	16:00～17:00	武蔵小杉病院 内分泌・糖尿病・動脈硬化内科 執務室	大学院・医学部
呼吸器内科学	清家 正博	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	教授室	大学院・医学部
呼吸器内科学	吾妻 安良太	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	14:00～16:00	教授室	大学院・医学部
呼吸器内科学	久保田 馨	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	教授室	大学院・医学部
呼吸器内科学	勝俣 範之	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	14:00～16:00	部長室	大学院・医学部
呼吸器内科学	藤田 和恵	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	医局	大学院・医学部
呼吸器内科学	廣瀬 敬	常勤	多摩永山病院	金曜日	14:00～16:00	部長室	大学院・医学部
呼吸器内科学	齋藤 好信	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	医局	大学院・医学部
呼吸器内科学	岡野 哲也	常勤	千葉北総病院	木曜日	14:00～16:01	部長室	大学院・医学部
呼吸器内科学	田中 庸介	常勤	付属病院	水曜日	9:00～17:00	医局	大学院・医学部
呼吸器内科学	神尾 孝一郎	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	15:00～17:00	医局	大学院・医学部
呼吸器内科学	野呂 林太郎	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	医局	大学院・医学部
呼吸器内科学	宮永 晃彦	常勤	付属病院	水曜日	14:00～16:00	医局	大学院・医学部
臨床放射線医学	汲田 伸一郎	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	院長室(東館M2階)	大学院・医学部
臨床放射線医学	林 宏光	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院・医学部
臨床放射線医学	村上 隆介	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院・医学部
臨床放射線医学	市川 太郎	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	16:00～17:00	放射線科読影室(3階)	大学院・医学部
臨床放射線医学	町田 幹	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院・医学部
臨床放射線医学	福嶋 善光	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院
臨床放射線医学	桑子 智之	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院
臨床放射線医学	桐山 智成	常勤	付属病院	水曜日	16:30～17:30	RI読影室(本館B1階)	大学院
臨床放射線医学	上田 達夫	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	本館地下1階血管撮影室	大学院
臨床放射線医学	関根 鉄朗	常勤	武蔵小杉病院	木曜日	14:00～15:00	放射線科読影室(3階)	大学院
臨床放射線医学	小林 由子	常勤	多摩永山病院	金曜日	9:00～9:30	放射線科読影室(B館1階)	大学院
臨床放射線医学	嶺 貴彦	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～17:00	放射線センター読影室(C棟1階)	大学院
臨床放射線医学	杉原 史恵	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	本館地下1階血管撮影室	大学院
臨床放射線医学	前林 勝也	常勤	付属病院	金曜日	16:30～17:30	本館地下3階治療計画室	大学院
臨床放射線医学	城 正樹	常勤	付属病院	木曜日	16:30～17:30	中央読影室(本館B1階)	大学院

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
皮膚粘膜病態学	佐伯 秀久	常勤	付属病院	木曜日	15:00～17:00	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	船坂 陽子	常勤	付属病院	木曜日	15:00～17:00	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	帆足 俊彦	常勤	付属病院	木曜日	15:00～17:00	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	市山 進	常勤	付属病院	木曜日	14:00～16:30	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	尾崎 紗恵子	常勤	付属病院	木曜日	14:00～16:30	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	伊東 慶悟	常勤	武蔵小杉病院			メール対応	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	荻田 あづさ	常勤	武蔵小杉病院			メール対応	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	神田 奈緒子	常勤	千葉北総病院			メール対応	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	岡崎 静	常勤	千葉北総病院			メール対応	大学院
皮膚粘膜病態学	大塚 洋平	常勤	千葉北総病院			メール対応	大学院
皮膚粘膜病態学	三神 絵理奈	常勤	付属病院	木曜日	14:00～16:30	図書館視聴覚室	大学院・医学部
皮膚粘膜病態学	長田 真一	常勤	多摩永山病院			メール対応	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	大久保 公裕	常勤	付属病院	水曜日	9:00～11:00	教授室	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	藤倉 輝道	常勤	付属病院	金曜日	14:00～15:00	医学教育センター (教育棟1階)	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	松根 彰志	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	15:00～16:00	部長室	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	後藤 穰	常勤	付属病院	随時相談		准教授室	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	松延 毅	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	坂本 耕二	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	酒主 敦子	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	佐久間 直子	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	村上 亮介	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	小町 太郎	常勤	千葉北総病院	水曜日	16:00～17:00	耳鼻咽喉科外来	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	吉野 綾穂	常勤	付属病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
頭頸部・感覚器科学	細矢 慶	常勤	多摩永山病院	随時相談		耳鼻咽喉科医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	鈴木 俊治	常勤	付属病院	水曜日	13:00～15:00	教授室	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	桑原 慶充	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:00	医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	豊島 将文	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:00	医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	市川 雅男	常勤	千葉北総病院	金曜日	14:00～16:00	千葉北総病院医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	中井 章人	常勤	多摩永山病院	火曜日	14:00～16:00	多摩永山病院教授室	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	関口 敦子	常勤	多摩永山病院	火曜日	14:00～16:00	多摩永山病院医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	林 昌子	常勤	多摩永山病院	月曜日	14:00～16:00	多摩永山病院医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	松島 隆	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	13:00～15:00	武蔵小杉病院医局	大学院・医学部
女性生殖発達病態学	川端 伊久乃	常勤	付属病院	木曜日	14:00～16:00	医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
男性生殖系・泌尿器科学	近藤 幸尋	常勤	付属病院	月曜日	9:00～12:00	教授室	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	木村 剛	常勤	付属病院	水曜日	9:00～12:00	医局	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	濱崎 務	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	9:00～12:00	部長室	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	佐藤 三洋	常勤	多摩永山病院	水曜日	9:00～12:00	部長室	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	鈴木 康友	常勤	千葉北総病院	水曜日	9:00～12:00	部長室	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	木全 亮二	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	9:00～12:00	医局	大学院・医学部
男性生殖系・泌尿器科学	戸山 友香	常勤	千葉北総病院	水曜日	9:00～12:00	医局	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	石井 寛高	常勤		月曜日、金曜日	昼休み、17:20以降	セミナー室	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	岩田 衣世	常勤		月曜日、金曜日	昼休み、17:20以降	セミナー室	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	肥後 心平	常勤		月曜日、金曜日	昼休み、17:20以降	セミナー室	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	服部 裕次郎	常勤		月曜日、金曜日	昼休み、17:20以降	セミナー室	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	渡辺 雄貴	常勤		月曜日、金曜日	昼休み、17:20以降	セミナー室	大学院・医学部
解剖学・神経生物学	西 真弓	非常勤		担当講義後 またはメール対応		セミナー室	医学部
解剖学・神経生物学	松崎 利行	非常勤		担当講義後 またはメール対応		セミナー室	医学部
感覚情報科学	金田 誠	常勤		月曜日	昼休み	教授室(4D06)	大学院・医学部
感覚情報科学	荻原 郁夫	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
感覚情報科学	伊 成珠	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
感覚情報科学	石井 俊行	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
感覚情報科学	赤木 巧	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
感覚情報科学	雁木 美衣	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(4D05)	大学院・医学部
感覚情報科学	世古 裕子	非常勤				メール対応	医学部
生体機能制御学	南 史朗	常勤		木曜日	12:00～14:00	大学院棟 研究員室	大学院
生体機能制御学	折笠 千登世	常勤		火曜日	12:00～14:00	大学院棟 研究員室	大学院
生体機能制御学	鈴木 由香	常勤		水曜日	12:00～14:00	大学院棟 研究員室	大学院
生体機能制御学	中田 朋子	常勤		月曜日	12:00～14:00	大学院棟 研究員室	大学院
遺伝子制御学	田中 信之	常勤		月曜日	午後	先端医学研究所遺伝子制御学部門教授室(大学院棟3D05)	大学院
遺伝子制御学	中嶋 亘	常勤		水曜日	午後	先端医学研究所遺伝子制御学部門(大学院棟3D11)	大学院
遺伝子制御学	阿部 芳憲	常勤		火曜日	午後	先端医学研究所遺伝子制御学部門(大学院棟3D11)	大学院
神経内科学	木村 和美	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	教授室(弥生5号館2階)	大学院・医学部
神経内科学	山崎 峰雄	常勤	千葉北総病院	火曜日	13:00～15:00	千葉北総病院内科医局	大学院・医学部
神経内科学	長尾 毅彦	常勤	多摩永山病院	火曜日	13:00～15:00	多摩永山病院医局	医学部
神経内科学	永山 寛	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	大学院・医学部
神経内科学	西山 康裕	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
神経内科学	松本 典子	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
神経内科学	齊藤 智成	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
神経内科学	酒巻 雅典	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
神経内科学	須田 智	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
神経内科学	青木 淳哉	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
神経内科学	鈴木 健太郎	常勤	付属病院	火曜日	13:00～15:00	神経内科医局	医学部
消化器外科学	吉田 寛	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	教授室	大学院・医学部
消化器外科学	真々田 裕宏	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	金沢 義一	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	山田 岳史	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	萩原 信敏	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	櫻澤 信行	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	松下 晃	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	吉岡 正人	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	園田 寛道	常勤	付属病院	火曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	清水 哲也	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	進士 誠一	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	松田 明久	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	上田 純志	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	岩井 拓磨	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	武田 幸樹	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	代永 和秀	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	中田 亮輔	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	上田 康二	常勤	付属病院	火曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	安藤 文彦	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	栗山 翔	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	増田 寛喜	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	川島 万平	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	日下部 誠	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	大野 崇	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	鈴木 幹人	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	香中 伸太郎	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	入江 利幸	常勤	付属病院	月曜日	16:00～16:30	付属病院消化器外科医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
消化器外科学	鈴木 英之	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院部長室	大学院・医学部
消化器外科学	渡辺 昌則	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	松本 智司	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	南村 圭亮	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	川野 陽一	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	柿沼 大輔	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	新井 洋紀	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	金谷 洋介	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	原 敬介	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	篠塚 恵理子	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	青木 悠人	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	保田 智彦	常勤	千葉北総病院	火曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	犬飼 惇	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	安康 勝喜	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	小川 祐太郎	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	松永 龍	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	山形 周	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～16:30	千葉北総病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	牧野 浩司	常勤	多摩永山病院	木曜日	14:30～15:00	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	丸山 弘	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	横山 正	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	神田 知洋	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	向後 英樹	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	野村 聡	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	堀田 正啓	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	古木 裕康	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	関口 久美子	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	浅見 敬一	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	岡本 浩和	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	山下 貴正	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	林 光希	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	櫻井 宏貴	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～16:30	多摩永山病院外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	谷合 信彦	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 院長室	大学院・医学部
消化器外科学	松谷 毅	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
消化器外科学	水谷 聡	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	太田 竜	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	千原 直人	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	勝野 暁	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	横山 康行	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	高田 英志	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	三島 圭介	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	和田 由大	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	清水 貴夫	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	山際 亮	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	塩田 美桜	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	中村 優圭	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
消化器外科学	濱口 暁	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～16:30	武蔵小杉病院 消化器外科医局	大学院・医学部
乳腺外科学	武井 寛幸	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	教授室	大学院・医学部
乳腺外科学	栗田 智子	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	乳腺科医局	大学院・医学部
乳腺外科学	范姜 明志	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	乳腺科医局	大学院・医学部
乳腺外科学	佐野 恵美	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	乳腺科医局	大学院・医学部
乳腺外科学	八木 美緒	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	乳腺科医局	大学院・医学部
乳腺外科学	蒔田 益次郎	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	14:30～16:00	教授室	医学部
乳腺外科学	眞鍋恵理子	常勤	武蔵小杉病院	火曜日	12:00～13:00	外科医局	医学部
乳腺外科学	柳原 恵子	常勤	多摩永山病院	金曜日	16:00～17:00	臨床研修棟2階	大学院・医学部
乳腺外科学	鈴木えりか	常勤	多摩永山病院	木曜日	16:00～17:00	消化器外科医局	医学部
乳腺外科学	飯田 信也	常勤	千葉北総病院	木曜日	16:00～17:00	外科医局	医学部
乳腺外科学	関 奈紀	常勤	千葉北総病院	土曜日	13:00～16:00	外来	医学部
内分泌外科学	杉谷 巖	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	教授室(弥生5号館1階)	大学院・医学部
内分泌外科学	赤須 東樹	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	16:00～17:00	武蔵小杉病院	大学院・医学部
内分泌外科学	長岡 竜太	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	内分泌外科医局 (東館M2階)	医学部
内分泌外科学	軸菌 智雄	常勤	付属病院	木曜日 (第2、第4)	16:00～17:00	内分泌外科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
内分泌外科学	齋藤 麻梨恵	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	内分泌外科医局 (東館M2階)	医学部
呼吸器外科学	臼田 実男	常勤	付属病院	木曜日	16:00～17:00	弥生5号館207 臼田教授室	大学院・医学部
呼吸器外科学	窪倉 浩俊	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～17:00	C館2階赤須・窪倉講師室	大学院・医学部
呼吸器外科学	井上 達哉	常勤	付属病院	金曜日	16:00～17:00	東館M2階 呼吸器外科医局	大学院・医学部
呼吸器外科学	平井 恭二	常勤	千葉北総病院	金曜日	15:00～17:00	呼吸器外科医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
心臓血管外科学	石井 庸介	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	心臓血管外科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
心臓血管外科学	別所 竜蔵	常勤	千葉北総病院	水曜日	16:00～17:00	院長室	大学院・医学部
心臓血管外科学	藤井 正大	常勤	千葉北総病院	木曜日	13:30～14:30	心臓血管外科部長室	大学院・医学部
心臓血管外科学	宮城 泰雄	常勤	付属病院	木曜日	9:00～12:00	付属病院・外来	大学院
心臓血管外科学	坂本 俊一郎	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	15:00～16:00	武蔵小杉病院執務室	大学院・医学部
心臓血管外科学	佐々木 孝	常勤	付属病院	金曜日	12:00～13:00	心臓血管外科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
心臓血管外科学	丸山 雄二	常勤	付属病院	火曜日	16:00～17:00	心臓血管外科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
心臓血管外科学	鈴木 憲治	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	14:00～15:00	武蔵小杉病院執務室	大学院・医学部
心臓血管外科学	栗田 二郎	常勤	付属病院	水曜日	16:00～17:00	心臓血管外科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
心臓血管外科学	川瀬 康裕	常勤	千葉北総病院	金曜日	15:00～16:00	心臓血管外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	森田 明夫	常勤	付属病院	火曜日 (第3を除く)	14:00～16:30	脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	足立 好司	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	13:30～17:00	武蔵小杉病院5階執務室	大学院・医学部
脳神経外科学	玉置 智規	常勤	多摩永山病院	水曜日	15:00～17:00	永山病院脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	田原 重志	常勤	付属病院	木曜日	午前	脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	村井 保夫	常勤	付属病院	月曜日	13:30～16:30	脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	金 景成	常勤	千葉北総病院	火曜日	13:00～16:30	千葉北総病院 脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	梅岡 克哉	常勤	千葉北総病院	水曜日	13:00～17:00	千葉北総病院 脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	國保 倫子	常勤	千葉北総病院	月曜日、水曜日	15:00～17:00	千葉北総病院 脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	佐藤 俊	常勤	付属病院	火曜日	15:00～17:30	脳神経外科医局・外来	大学院・医学部
脳神経外科学	森本 大二郎	常勤	付属病院	火曜日	13:00～17:00	脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	額 健太	常勤	千葉北総病院	火曜日、木曜日	15:00～17:00	千葉北総病院 脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	山崎 道生	常勤	多摩永山病院	水曜日	13:00～17:00	多摩永山病院 脳神経外科医局	医学部
脳神経外科学	亦野 文宏	常勤	付属病院	火曜日	14:00～17:00	脳神経外科医局	大学院・医学部
脳神経外科学	白銀 一貴	非常勤	多摩永山病院			メール対応	大学院・医学部
脳神経外科学	樋口 直司	常勤	付属病院			メール対応	大学院・医学部
脳神経外科学	石坂栄太郎	常勤	武蔵小杉病院	木曜日	13:00～17:00	武蔵小杉病院医局, メール対応	大学院・医学部
脳神経外科学	野崎 俊樹	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	13:00～17:00	武蔵小杉病院医局, メール対応	大学院・医学部
脳神経外科学	山口 昌紘	常勤	千葉北総病院	月曜日	13:00～16:30	千葉北総病院 脳神経外科医局	医学部
脳神経外科学	馬場 栄一	常勤	多摩永山病院	月曜日	14:00～17:00	多摩永山病院 脳神経外科医局	医学部
脳神経外科学	久保田麻紗美	常勤	付属病院			メール対応	医学部
脳神経外科学	榎本 弘幸	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	14:00～17:00	武蔵小杉病院医局, メール対応	大学院・医学部
脳神経外科学	尾関 友博	常勤	付属病院			メール対応	医学部
脳神経外科学	諫山晃士郎	常勤	多摩永山病院			メール対応	医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
脳神経外科学	能中 陽平	常勤	付属病院			メール対応	医学部
分子遺伝医学	酒井 真志人	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟3F 3D01 またはメール対応	大学院・医学部
分子遺伝医学	宮川 世志幸	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟3F 3D03 またはメール対応	大学院・医学部
分子遺伝医学	菱川 大介	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟3F 3D03 またはメール対応	大学院・医学部
分子遺伝医学	山崎 吉之	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟3F 3D03 またはメール対応	大学院・医学部
分子遺伝医学	豊島 翔大	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟3F 3D03 またはメール対応	大学院・医学部
眼科学	高橋 浩	常勤	付属病院	木曜日	16:00～17:00	教授室	大学院・医学部
眼科学	堀 純子	常勤	多摩永山病院	月曜日	15:00～17:00	多摩永山病院眼科部長室	大学院・医学部
眼科学	小早川 信一郎	常勤	武蔵小杉病院	木曜日	15:00～17:00	武蔵小杉病院 C館3階眼科部長室	大学院・医学部
眼科学	中元 兼二	常勤	付属病院	水曜日	10:30～11:30	眼科医局(東館1階)	大学院・医学部
眼科学	五十嵐 勉	常勤	千葉北総病院	水曜日	13:00～14:00	眼科部長室	大学院・医学部
眼科学	國重 智之	常勤	付属病院	火曜日	11:00～12:00	眼科医局(東館1階)	大学院・医学部
救急医学	横堀 将司	常勤	付属病院	火曜日	11:00～14:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	布施 明	常勤	付属病院	火曜日	11:00～13:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	増野 智彦	常勤	付属病院	火曜日	11:00～13:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	新井 正徳	常勤	付属病院	火曜日	11:00～13:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	中江 竜太	常勤	付属病院	火曜日	11:00～13:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	畝本 恭子	常勤	多摩永山病院	木曜日	11:00～13:00	多摩永山病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	工藤 小織	常勤	多摩永山病院	水曜日	11:00～13:00	多摩永山病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	原 義明	常勤	千葉北総病院	月曜日	9:00～11:00、 13:00～15:00	千葉北総病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	五十嵐 豊	常勤	付属病院	火曜日	13:00～14:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
救急医学	小笠原 智子	常勤	付属病院	火曜日	13:00～14:00	連絡場所は付属病院 救命救急センター医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	岸川 洋昭	常勤	付属病院	金曜日	13:00～17:00	付属病院麻酔科・ペインクリ ニック医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	鈴木 規仁	常勤	付属病院	月曜日	13:00～17:00	付属病緩和ケア科医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	石川 真士	常勤	付属病院	水曜日	13:00～17:00	付属病院麻酔科・ペインクリ ニック医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	保利 陽子	常勤	付属病院	火曜日	13:00～17:00	付属病院麻酔科・ペインクリ ニック医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	間瀬 大司	常勤	付属病院	木曜日	13:00～17:00	付属病院外科系集中治療科 医局	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	尾藤 博保	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	13:00～17:00	武蔵小杉病院 麻酔科部長室	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	杖下 隆哉	常勤	多摩永山病院	金曜日	13:00～17:00	多摩永山病院 麻酔科部長室	大学院・医学部
疼痛制御麻酔科学	金 徹	常勤	千葉北総病院	金曜日	13:00～17:00	北総病院麻酔科部長室	大学院・医学部
形成再生再生医学	小川 令	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	教授室 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	小山 太郎	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	水野 博司	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
形成再生再生医学	小野 真平	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	藪野 雄大	常勤	多摩永山病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	赤石 諭史	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	朝日林太郎	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	青木 律	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	かづき れいこ	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	市野瀬 志津子	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	若林 奈緒	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	松本 典子	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	小池 幸子	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	宇佐美 慧	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	梅澤 裕己	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	土佐 眞美子	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	石井 暢明	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	江浦 重義	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	秋元 正宇	常勤	千葉北総病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	土肥 輝之	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	高田 弘弥	常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	桑原 大彰	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	16:00～18:00	形成外科医局 またはメール対応	医学部
形成再生再生医学	奥田 貴久	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	野本 俊一	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	青木 雅代	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
形成再生再生医学	村上 正洋	非常勤	付属病院	月曜日	16:00～18:00	メール対応	医学部
統御機構診断病理学	大橋 隆治	常勤		金曜日	13:00～16:00	大学院棟 2D06	大学院・医学部
統御機構診断病理学	坂谷 貴司	常勤		木曜日	13:00～16:00	病理学資料室 (東館地下1階)	大学院・医学部
統御機構診断病理学	工藤 光洋	常勤		月曜日	15:00～17:00	大学院棟 2D05	大学院・医学部
統御機構診断病理学	堂本 裕加子	常勤		木曜日	13:00～16:00	病理学資料室 (東館地下1階)	大学院・医学部
統御機構診断病理学	石野 孔祐	常勤		月曜日	13:00～17:00	大学院棟 2D05	大学院・医学部
統御機構診断病理学	許田 典男	常勤	武蔵小杉病院	金曜日	15:00～17:00	武蔵小杉病院病理診断科 (B棟2階)またはメール対応	大学院・医学部
統御機構診断病理学	羽鳥 努	常勤	千葉北総病院	木曜日	13:00～15:00	千葉北総病院病理診断科 またはメール対応	医学部
統御機構診断病理学	永田 耕治	常勤	多摩永山病院	木曜日	13:00～15:00	多摩永山病院病理診断科 またはメール対応	医学部
統御機構診断病理学	恩田 宗彦	非常勤		金曜日	10:00～14:00	病理学資料室 (東館地下1階)	医学部
統御機構診断病理学	彭 為霞	非常勤				メール対応	医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
統御機横断病理学	清水 道生	非常勤				メール対応	医学部
統御機横断病理学	澁谷 誠	非常勤				メール対応	医学部
代謝・栄養学	大石 由美子	常勤		火曜日	昼休み	教授室(3D06)	大学院・医学部
代謝・栄養学	岩崎 俊雄	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(3D07)	大学院・医学部
代謝・栄養学	草野 輝男	常勤		月曜日	午後	スタッフ室(3D07)	大学院・医学部
代謝・栄養学	早川 清雄	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(3D07)	大学院・医学部
代謝・栄養学	小池 博之	常勤		月曜日	昼休み	スタッフ室(3D07)	大学院・医学部
薬理学	荒川 亮介	常勤		金曜日	昼休み	大学院棟 4D02	大学院・医学部
薬理学	齋藤 文仁	常勤		月曜日	昼休み	大学院棟 4D02	大学院・医学部
薬理学	小林 克典	常勤		金曜日	昼休み	大学院棟 4D02	大学院・医学部
薬理学	坂井 敦	常勤		月曜日	昼休み	大学院棟 4D02	大学院・医学部
薬理学	池田 裕美子	常勤		金曜日	昼休み	大学院棟 4D02	大学院・医学部
微生物学・免疫学	森田 林平	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
微生物学・免疫学	根岸 靖幸	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
微生物学・免疫学	若林 あや子	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
微生物学・免疫学	大倉 定之	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
微生物学・免疫学	石橋 真理子	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
微生物学・免疫学	佐々木 文之	常勤		金曜日	11:00～12:00	微生物・免疫学 カンファラーム	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	川田 智之	常勤		火曜日、水曜日	昼休み	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	大塚 俊昭	常勤		火曜日、金曜日	昼休み、17:00～18:00	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	稲垣 弘文	常勤		水曜日	昼休み、17:00～18:00	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	李 英姫	常勤		火曜日	昼休み、17:00～18:00	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	平田 幸代	常勤		火曜日、金曜日	昼休み、17:00～18:00	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	加藤 活人	常勤		火曜日	昼休み	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	陣内 裕成	常勤		火曜日	昼休み	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
衛生学公衆衛生学	伊藤 亜里	常勤		水曜日	昼休み	セミナー室(3D09)	大学院・医学部
法医学	金涌 佳雅	常勤				メール対応	大学院・医学部
法医学	山口 晃志	常勤				メール対応	大学院・医学部
法医学	崔 范来	常勤				メール対応	医学部
法医学	市川 実咲	常勤				メール対応	医学部
法医学	【註】法医学教室の所在地は千葉北総地区ため、研究室訪問前に日時確認と予約が必要です						
精神・行動医学	舘野 周	常勤	付属病院	月曜日	14:00～15:00	准教授室(弥生1号館3階)	大学院・医学部
精神・行動医学	木村 真人	常勤	北総病院	月曜日	14:00～15:00	部長室(北総病院)	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
精神・行動医学	岸 泰宏	常勤	武蔵小杉病院	月曜日	14:00～15:00	部長室(武蔵小杉病院)	大学院・医学部
精神・行動医学	下田 健吾	常勤	北総病院	月曜日	14:00～15:00	メンタルヘルス科医局	大学院・医学部
精神・行動医学	肥田 道彦	常勤	付属病院	月曜日	14:00～15:00	精神神経科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
精神・行動医学	朝山 健太郎	常勤	付属病院	月曜日	14:00～15:00	精神神経科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
精神・行動医学	山本 正浩	常勤	付属病院	月曜日	14:00～15:00	精神神経科医局 (東館M2階)	大学院・医学部
精神・行動医学	須原 哲也	非常勤				メール対応	大学院・医学部
精神・行動医学	中村 秀一	非常勤				メール対応	医学部
精神・行動医学	鈴木 英朗	非常勤				メール対応	医学部
精神・行動医学	伊藤 敬雄	非常勤				メール対応	医学部
精神・行動医学	上田 諭	非常勤				メール対応	医学部
精神・行動医学	成重 竜一郎	非常勤				メール対応	医学部
精神・行動医学	金 禹瓚	非常勤				メール対応	医学部
アレルギー・膠原病内科学	桑名 正隆	常勤	付属病院	金曜日	10:00～12:00	教授室(弥生5号館2階)	大学院・医学部
アレルギー・膠原病内科学	岳野 光洋	常勤	武蔵小杉病院	木曜日	16:00～17:00	部長室	医学部
アレルギー・膠原病内科学	白井 悠一郎	常勤	付属病院	木曜日	9:00～12:00	医局(東館M2階)	医学部
アレルギー・膠原病内科学	五野 貴久	常勤	付属病院	水曜日	15:00～17:00	医局(東館M2階)	医学部
小児・思春期医学	伊藤 保彦	常勤	付属病院	金曜日	14:00～16:00	教授室(弥生5号館1階)	大学院・医学部
小児・思春期医学	浅野 健	常勤	千葉北総病院	月曜日	14:00～16:00	浅野部長室	大学院・医学部
小児・思春期医学	右田 真	常勤	武蔵小杉病院	水曜日	14:00～16:00	右田部長室(5階医局)	大学院・医学部
小児・思春期医学	島 義雄	常勤	武蔵小杉病院			メール対応	大学院・医学部
小児・思春期医学	川上 康彦	常勤	多摩永山病院	月曜日	14:00～16:00	川上部長室	大学院・医学部
小児・思春期医学	深澤 隆治	常勤	付属病院	月曜日	10:00～12:00	付属病院准教授室	大学院・医学部
小児・思春期医学	上砂 光裕	常勤	多摩永山病院			メール対応	大学院・医学部
小児・思春期医学	植田 高弘	常勤	付属病院	月曜日	10:00～12:00	付属病院准教授室	大学院・医学部
小児・思春期医学	五十嵐 徹	常勤	武蔵小杉病院			メール対応	大学院・医学部
小児・思春期医学	柳原 剛	常勤	付属病院	月曜日	14:00～16:00	付属病院准教授室	大学院・医学部
小児・思春期医学	楢崎 秀彦	常勤	付属病院	月曜日	14:00～16:00	付属病院准教授室	大学院・医学部
小児・思春期医学	早川 潤	常勤	武蔵小杉病院			メール対応	大学院・医学部
小児・思春期医学	竹田 幸代	常勤	多摩永山病院			メール対応	大学院・医学部
小児・思春期医学	山西 慎吾	常勤	付属病院	月曜日	10:00～12:00	小児科医局(東館M2階)	大学院・医学部
小児・思春期医学	渡邊 誠	常勤	付属病院	月曜日	10:00～12:00	小児科医局(東館M2階)	大学院・医学部
総合医療・健康科学	安武 正弘	常勤	付属病院	水曜日	9:00～12:00	教授室	大学院・医学部
総合医療・健康科学	小原 俊彦	常勤	付属病院	木曜日	9:00～12:00	医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施(但し、春季・夏季・冬季休業を除く)しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

日本医科大学大学院・医学部オフィスアワー

令和4年4月1日現在

所属	教員名	勤務 形 態	所属病院 (臨床医学分野のみ)	実施曜日 (原則として 毎週実施※1)	実施時間	実施場所 (メール対応の場合、アドレス は教務課に確認すること)	担当授業
総合医療・健康科学	塚田 弥生	常勤	武蔵小杉病院	木曜日	14:00～16:00	部長室	大学院・医学部
総合医療・健康科学	兵働 英也	常勤	付属病院	水曜日	9:00～12:00	医局	大学院・医学部
リハビリテーション学	青柳陽一郎	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:40	メール対応もしくは教授室	大学院・医学部
リハビリテーション学	李 卿	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:40	メール対応もしくは教授室	大学院・医学部
リハビリテーション学	北川 常実	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:40	メール対応もしくは リハビリテーション科医局	大学院・医学部
リハビリテーション学	角南 英子	常勤	付属病院	月曜日	15:00～16:40	メール対応もしくは リハビリテーション科医局	大学院・医学部
リハビリテーション学	和田 勇治	常勤	千葉北総病院	月曜日	15:00～16:40		大学院・医学部
リハビリテーション学	水野 江美	常勤	千葉北総病院	月曜日	15:00～16:40	メール対応もしくは リハビリテーション科医局	大学院・医学部

※1・原則として毎週実施（但し、春季・夏季・冬季休業を除く）しますが、会議等が行われた場合には止むを得ず実施しない場合があります。

健康管理

(1) 学生定期健康診断の実施について

本学では、全学生を対象とし学校保健安全法に基づき定期健康診断を実施している。医師を志す者として、自己の健康状態を把握することが義務づけられている。なお、大学での健康診断を受診しなかった場合、自費で医療機関を受診し、診断書を指定の期間までに提出すること。

(2) 感染予防に係る検査及び予防接種について

第1学年で、下記の検査を実施している。(検査料等学生負担有り)

- ①クオンティフェロン検査
- ②ウイルス抗体検査 (麻疹・風疹・水痘・ムンプス)
- ③B型肝炎抗原・抗体検査

※陰性者には外部機関でのワクチン接種を指示する。

なお、全学年の学生を対象に、毎年11月頃にインフルエンザ予防接種を実施している。(希望者のみ。但し、インフルエンザが流行する時期に臨床実習を実施する第4学年および第5学年は原則全員接種とする。費用は全額大学負担)

また、本学では感染予防の立場から、定期健康診断に加え、上記感染症に対する予防接種を完了していない学生の臨床実習および病院実習への出席は認めていない。但し、アレルギー等により予防接種ができない者は、予め書面で申告しておくこと。

(3) 修学中の身体面の健康管理

修学中における健康管理については、校医が相談に応じるので予め連絡の上、適切な指導・助言を受けること。

(4) 医務室について

学生一人ひとりが健康な学生生活を過ごせるように、武蔵境・千駄木の各校舎に医務室がある。医務室では、校医による健康相談や禁煙相談(要予約)や必要があれば、付属病院をはじめ適切な医療機関への紹介状を作成している。

医務室の情報に関しては本学ホームページ (<https://www.nms.ac.jp/college.html>)
ホーム > 医学部 > 学生生活 > 学生サポート > 医務室 から閲覧可能。

■武蔵境校舎

担当校医・相談日

吉川 栄省 随時 ※但し、事前予約制。

連絡先 health-musashi@nms.ac.jp

<救急対応>

1. 医務室を利用する場合

体調不良による休憩、応急処置(解熱鎮痛薬、胃腸薬等)の処置を希望する際は、武蔵境校舎事務室へ申し出ること。

2. 医療機関を受診する場合

症状に応じて近隣の医療機関を紹介するので、校医、または武蔵境校舎事務室へ申し出ること。

■千駄木校舎

担当校医・相談日

鈴木 達也 毎週火曜日 14時00分～16時30分

保利 陽子 隔週水曜日または金曜日 14時00分～16時00分

連絡先 health@nms.ac.jp

<救急対応>

1. 医務室を利用する場合

現在、常勤スタッフがいないため、体調がすぐれず休憩をしたい時、ケガや感冒の症状がある時など、医務室の利用を希望するときには、必ず教務課窓口へ申し出ること。

2. 付属病院を受診する場合

学内で救急対応が必要となった際、独歩が可能もしくは車椅子で受診が可能な場合、総合診療センターまたは該当診療科を受診できるか教務課が確認を行う。学生は予め連絡を入れ、保険証を持参し受診する必要がある。新規で受診する際は、診察券を作成する必要がある。

・病院診療時間内(8時00分～16時00分) 内線 3304(総合診療センター受診相談)

・当直時間内(16時00分～翌朝8時00分) 及び土曜日

内線 3045(時間外救急受付：中央受付A)

3. 学内で救急対応が必要な場合・判断に迷う緊急の場合

実習中や学内で発生した大きな怪我や火傷、呼吸困難や意識消失など早急に対応が必要な場合は、直接高度救命救急センターや心臓血管集中治療室の支援を受けることができる。授業中であれば、担当の先生を通して、学内での課外活動中などの場合は教務課等を通じて、下記の番号に連絡をする必要がある。尚、大学院棟での心肺停止など緊急事態の場合は、119番に速やかにコールをすること。独歩や車椅子での移動が可能な場合は上記・2の方法で確認を行う。

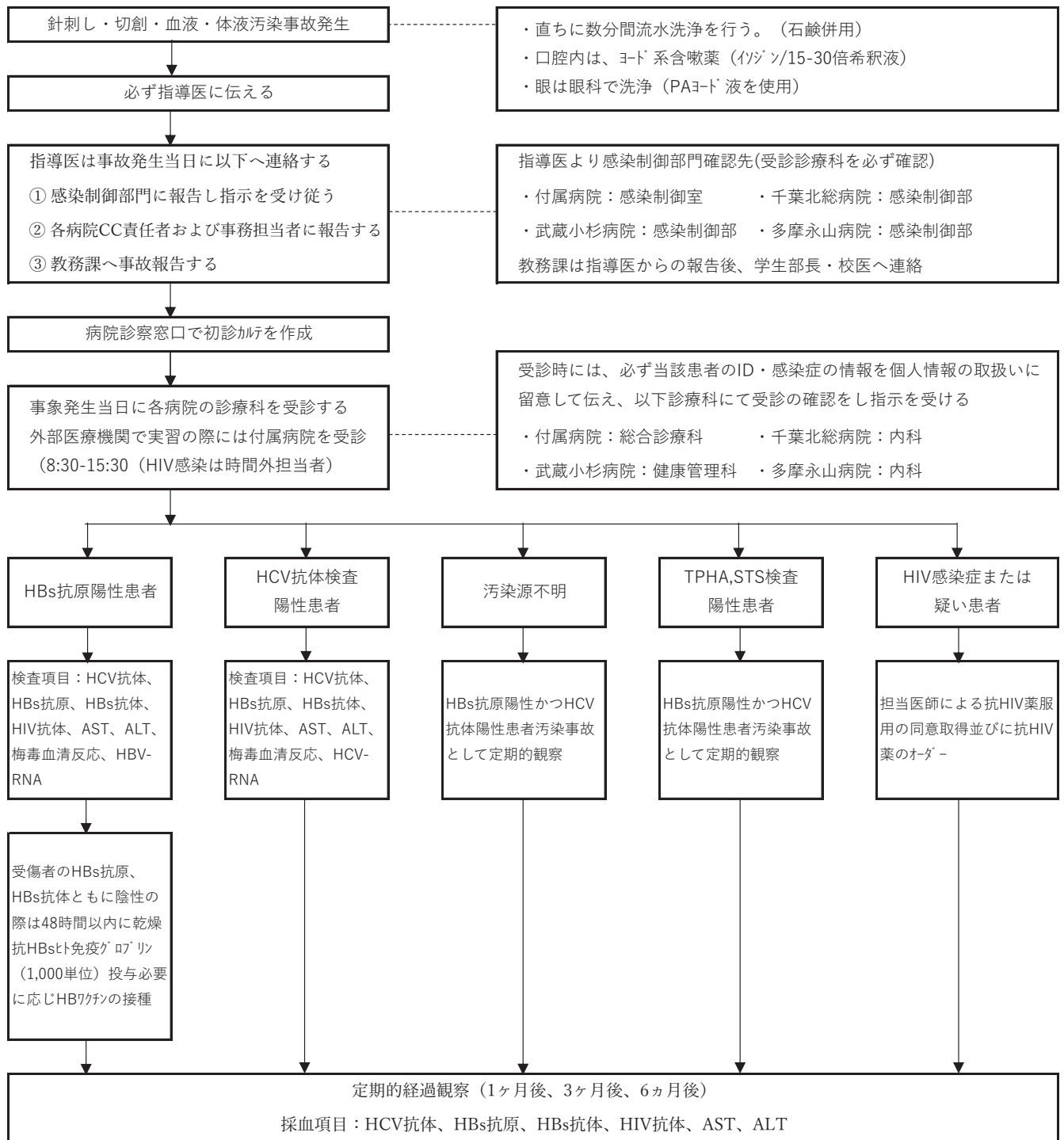
急病人発生時のエマージェンシーコール 内線 899(CCU・心臓血管集中治療科)

4. 実習中における針刺し事故・感染症患者の接触

実習中の針刺し事故や、結核・HIV・等の感染症患者との接触があった場合、実習指導者等に必ず報告し、事故のあった施設のガイドラインに従って、医療機関(付属4病院を含む)を受診すること。採血やその後のフォローアップについては、当該施設の感染制御部の指示に従うこと。なお本学付属病院内で発生した針刺し事故等の対応は次頁のフローチャートに示す通りである。

(5) 針刺し・切創・血液・体液汚染事故発生時フローチャート（臨床実習用）

実習中の針刺し事象や結核・HIV等の感染症患者との接触があった場合、以下のガイドラインに従って医療機関（付属4病院を含む）を受診してください。採血やその後のフォローアップについては、当該施設の感染制御部門の指示に従い付属病院総合診療科（もしくは適切な実習病院）で実施ください。



※武蔵小杉病院、多摩永山病院、千葉北総病院内において、針刺し・切創・血液・体液汚染事象が発生した場合、発生後の初期対応（創部および曝露部位の洗浄から、当日の診察、検査、治療完了まで）は各病院において対応。

※定期的経過観察（1ヶ月後、3ヶ月後、6ヵ月後）が必要な場合は、付属病院総合診療科（もしくは適切な実習病院）で実施。学生の実習予定に沿って付属病院総合診療科・感染制御室・教務課で連携し予定を立てる。

※原則、保険診療扱いとする。（ただし、発生時の状況および感染状況・程度により異なりますので教務課にご相談ください。）

(6) 感染症について

学校保健安全法で定められた感染症(学校感染症)に罹患または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止とする。大学内での感染症発生は、院内感染を引き起こす原因にもなり、免疫力の低い患者さんは感染症が重症化しやすく、時には死に至ることもある。大学、病院内での感染症予防、感染拡大防止のため十分に注意をし、医学生として責任ある行動をとること。該当する疾患に罹患した場合は、必ず医療機関を受診の上、診断を確定し、武蔵境校舎事務室または教務課へ連絡すること。登校する場合は、診断書（診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記されていること）または本学の登校許可書（治癒証明書）の提出が必要となる。登校許可書（治癒証明書）は、本学医務室ホームページからもダウンロードが可能である。

* 学校感染症の種類（学校保健安全法施行規則第 18 条）

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS（サーズ）コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって、その血清亜型が H5N1 であるものに限る） *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ（伝染性軟疣腫）、伝染性膿痂疹（とびひ）

※新型コロナウイルス感染症は、第一種感染症とみなされる。

* 出席停止の期間

- 第一種の感染症・・・完全に治癒するまで
- 第二種の感染症・・・病状によりにより学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）及び新型 インフルエンザ等感染症を除く	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児にあっては、3 日）を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで

結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

○第三種の感染症…病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

○その他の場合

- ・第一種もしくは第二種の感染症患者を家族に持つ家庭、または感染の疑いが見られる者については学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。
- ・第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。
- ・第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

(7) 禁煙相談について

将来医師となる本学学生にとって、生涯にわたって健康的なキャリア生活を送るためには、「禁煙」は大切な問題である。たばこを「吸わない・吸わせない」ことは医師として最低限遵守すべきルールである。医務室では、本学学生の禁煙に関する相談を受け付けている。希望者は、メールで予約の上来室すること。

担 当 衛生学・公衆衛生学 大塚俊昭

相談日 予約制

相談申し込み health@nms.ac.jp

(8) 証明書発行について

本学で行った定期健診や感染症調査の結果を基に、学外研修（国内・国外）や臨床研修マッチングプログラムの申請に必要な証明書を作成している。作成には1週間ほど時間がかかるので、予め期日の余裕を持って申し込みをすること。

- * 不足している項目のうち医務室で行うことのできない検査に関しては、付属病院等で検査を行い、結果（診断書等）を教務課へ提出すること。（要実費）。
- * 予防接種証明書を希望する場合は、必ず母子手帳のコピーを添えて申し込むこと。

申し込み 千駄木校舎 教務課

学生相談室

こんなときに・・・

- ・落ち込みやすい、傷つきやすい
- ・気持ちが不安定、ストレスで辛い、
- ・ものごとに集中できない
- ・自分のことを知りたい、向き合いたい、
- ・人と上手に関わりたい
- ・学生生活や将来に不安がある
- ・友達のこと、家族のこと、…………など

◎公認心理師・臨床心理士であるカウンセラーがお話をうかがってサポートしていきます。

◎休学中でも学生相談室を利用することができます。

◎必要と希望に応じて、適時、医療機関等の受診をお薦めすることがあります。

◎一部例外（生命と身体の安全にかかわる状況）を除いて、相談者のプライバシーや個人情報は守られます。相談室を利用したことが成績評価等に悪い影響を及ぼすことはありません。安心してください。

相談したい時は・・・

◎予約優先です。

「申し込み・問い合わせ窓口」に大学アカウント(@nms.ac.jp)からメールで申し込んでください。

◎申し込み・問い合わせ窓口

E-mail : gakusou@nms.ac.jp

*いただいたメールにすぐに対応できないこともあります。

*メールの件名には【相談希望】、本文には、①学年、②氏名、③相談を希望する曜日や時間帯、日にちがあれば3つほど、④電話番号(急な変更時の連絡用など)を書いてもらえるとスムーズです。

◎直接お会いする対面面接を基本にしています。

◎皆さんの希望と状況にあわせて遠隔相談（電話・メール）を代替手段にすることもあります。遠隔相談はプライバシーを守れる環境で利用してください。電話相談では、学生相談室から電話をかけます。

◎相談室の場所

学生便覧後方に記載している「教育施設配置図」を確認してください。

リーフレットと掲示板に掲げているポスターにも地図を載せています。

相談室の開室スケジュール（予定）

◎カウンセラー（公認心理師・臨床心理士）受付は閉室 30 分前まで。

武蔵境校舎 火曜・木曜 11：00～19：00

千駄木校舎 火曜～金曜 11：00～19：00

武蔵境、又は千駄木 土曜日（不定期・月1回）10：00～16：00

◎相談室長（精神科医・公認心理師・校医）

千駄木校舎 月曜 午後

◎諸事情で変更する月日もあります。当月の予定は、掲示板やポータルで「開室カレンダー」「予定表」を配信しています。また、メールで気軽にお問い合わせください。

その他

◎大学ホームページ（<https://www.nms.ac.jp/college/>）にも学生相談室の案内があります。

ホーム > 医学部 > 学生生活 > 学生相談室

学生教育研究災害傷害保険(学研災)

大学の教育研究活動中に生じた不慮の事故等により身体に傷害を負った場合の救済措置として、全学生がこの保険に加入しています。

教育研究活動中とは、大学内外での正課・大学行事・課外活動（事前に大学へ活動届が提出されている活動）を言います。

臨床実習中における事故（接触感染での事故）で「感染症予防措置」を受けた場合には、1事故につき15,000円（※）の定額で保険金が支払われます。（接触感染をした日を含め180日以内に感染予防措置を受けた場合）※ 保険金額は変更される可能性がある。

上記活動中に負傷を負った場合は、直ちに武蔵境校舎事務室または教務課で事故通知の手続きをして下さい。

－ 傷害が発生した時の手続き－

- i 直ちに武蔵境校舎事務室または教務課へ報告し指示を受ける。
 - ii 傷害の治療を医療機関で受ける。（領収証は紛失しないように注意して下さい。）
 - iii 治癒後に保険金の請求手続き（書類の作成）を行う。
 - iv 保険金の受領（口座振込）
- その他、詳細は『加入者のしおり』を参照下さい。

学研災付帯賠償責任保険（付帯賠償）

国内外において、正課、学校行事、課外活動及びその往復で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険に、本学では全学生が加入しています。

事象に応じて補償対象の有無が異なるため、上記活動中に問題が生じた場合は、直ちに武蔵境校舎事務室または教務課にお知らせください。

その他、詳細は『加入者のしおり』を参照下さい。

奨学金等

1) 奨学金

日本医科大学 奨学金	無利息	学費相当額を限度
日本医科大学父母会 奨学金	無利息	学費相当額の半額を限度
日本学生支援機構	第一種奨学金 (無利息)	自宅 最高月額 54,000 円 自宅外 最高月額 64,000 円 月額 200,000 円～ 120,000 円 (10,000 円刻み)
	第二種奨学金 (有利息) (貸与利率は方式 により異なる)	*私立医・歯学の過程の場合、 120,000 円に 40,000 円の増額が可能。 その他入学時特別増額貸与奨学金(最大 50 万円)等あり。
	給付型奨学金	授業料・入学金の免除/減額 家計区分に応じた返済不要の給付型 奨学金支給

※諸条件あり。最新の募集要項を確認すること。

2) 日本医科大学特別学資ローン制度

この制度は、日本医科大学奨学金貸与規程第 12 条に基づき、本学の学生が経済的理由で本学指定の銀行から学費の融資を受ける際、銀行に対して本学法人が融資金額の保証をすることにより、学生の就学及び育成に寄与することを目的とする制度である。

※詳細は、毎年 2 月下旬～ 3 月上旬に学生ポータルシステムに掲載します。

3) 国の教育ローン <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

日本政策金融公庫……融資限度額 学生 1 人につき 350 万円以内 (所得制限あり)

(利率：令和 4 年 1 月 28 日現在 年 1.65%)

返済期間：15 年以内

詳細については、直接日本政策金融公庫にお問合わせ下さい。

4) 金融機関等との提携ローン制度

i 日本医科大学特別奨学ローン制度 (2) と同様

ii 学費ローン制度「ドクター奨学プラン R」 <http://www.orico.tv/gakuhi/>

これらの制度は、本学の入学者及び在学者に対して、日本医科大学が提携する銀行または信販会社より学納金の融資等を受けられる制度である。

詳細については、直接オリコサポートデスクにお問合わせ下さい。

国民年金

20歳以上で昼間の学部にて在籍する学生は全員、国民年金に加入することになっている。

1) 年金の保障

国民年金の被保険者が障害を負い、障害等級1級、2級に該当する場合は、障害基礎年金が受給できる。

2) 学生納付特例制度

日本国内に住む全ての人は、20歳になった時点から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられているが、学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられている。(申請は毎年必要)

3) 加入の届出

加入届や学生納付特例制度の申請は、学生本人が住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口で行うこと。

4) 届出の期間

すでに20歳以上になっている在學生は速やかに届け出ること。まだ20歳に達していない在學生は、満20歳になる誕生日の前日から14日以内に届け出ること。

5) 注意

20歳以上で国民年金に加入しなかったり、加入したが保険料を納めなかった期間があると、卒業後、病院等に就職し厚生年金保険等に加入したあと発生した障害や死亡についての年金が受けられないことがある。

課 外 活 動

本学には、全学生で構成する自治会として学友会があり、その管轄のもとで次のようなクラブ、同好会が活動している。

(1) 学友会（運動部会、文化部会、その他）

学友会の主な部会として運動部会、文化部会がある。各部の予算は学友会の予算委員会で審議され、配分される。

- 1) 運動部会では、対抗試合として東日本医科学生総合体育大会を頂点に、医歯薬リーグ対抗戦等が、各クラブの活動目標となっている。
- 2) 文化部会では、他の医科大学との演奏会や海外研修、共同研究会等がその活動の目標となっている。

運動部会		文化部会
アイスホッケー部	卓球部	音楽部 (Midnight Sounds Jazz Orch.) 軽音楽部 写真部 演劇部 地域医療研究会 東南アジア医学研究会 ハルモニアオーケストラ 美術部 Medical English Speaking Society (MESS) 室内楽部 数理医学研究会 統合医療研究会 (同好会) 茶道部 (同好会)
アーチェリー部	馬術部	
弓道部	バスケットボール部	
剣道部	バドミントン部	
硬式庭球部	バレーボール部	
硬式野球部	ハンドボール部	
ゴルフ部	ボート部	
サッカー部	ヨット部	
柔道部	ラグビー部	
水泳部	陸上競技部	
スキー部	ダンス部	
相撲部	山岳・ワンダーフォーゲル部	
軟式テニス部	(25 団体)	

(2022年3月現在)

(2) 学友会の学内、学外の主な行事および催物

1) 「学園祭」(学園祭実行委員会主催)

学園祭は、日頃のクラブ活動での研究成果を学内外に公開発表する機会となっている。また、学園祭は学生が相互の交流を深めるとともに、先輩、教職員および学内外の人達と親睦を図る機会でもあり、いわば全学的な行事となっている。平成28年度から、日本獣生命科学大学と合同開催している。

2) 「全学校内体育大会」(学友会運動部主催)

全学校内体育大会は、毎年4月下旬の土曜日、1年生から6年生までの学生が、各種競技ごとに学年別の対抗戦を繰り広げ、覇を競う大会である。熱烈な戦いの一方で和気あいあいとした応援合戦もある。この大会により学年を越えた交流が見られる。

3) 「東日本医科学生総合体育大会」

この大会は、東日本の国立・公立・私立の医科学生が参加する総合体育大会である。2021年2月現在、加盟校は38校に及ぶ。大会は夏季・冬季の二部門で構成されており、本学は過去に一度総合優勝を成し遂げた経験がある。また平成22年度(第53回)・平成31年度(第62回)には主管校として大会運営に携わり、運営の成功と順位の向上に尽力した。

東日本医科学生総合体育大会での本学の成績

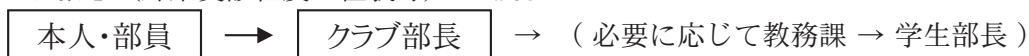
回	年度	総合順位	回	年度	総合順位	回	年度	総合順位
1	昭和33	2位	23	55	16位	45	14	19位
2	34	3位	24	56	11位	46	15	21位
3	35	4位	25	57	18位	47	16	31位
4	36	6位	26	58	16位	48	17	8位
5	37	2位	27	59	15位	49	18	28位
6	38	2位	28	60	18位	50	19	30位
7	39	4位	29	61	17位	51	20	27位
8	40	3位	30	62	24位	52	21	18位
9	41	3位	31	63	24位	53	22	21位
10	42	4位	32	平成元年	21位	54	23	21位
11	43	6位	33	2	15位	55	24	26位
12	44	7位	34	3	21位	56	25	27位
13	45	4位	35	4	18位	57	26	29位
14	46	13位	36	5	18位	58	27	19位
15	47	13位	37	6	18位	59	28	32位
16	48	17位	38	7	16位	60	29	28位
17	49	総合優勝	39	8	12位	61	30	16位
18	50	5位	40	9	12位	62	令和元年	17位※
19	51	8位	41	10	17位	63	2	中止
20	52	10位	42	11	30位	64	3	中止
21	53	16位	43	12	21位			
22	54	14位	44	13	26位			

※夏季部門終了時の順位
冬季部門は新型コロナウイルス感染対策によりスキー競技が中止となった。

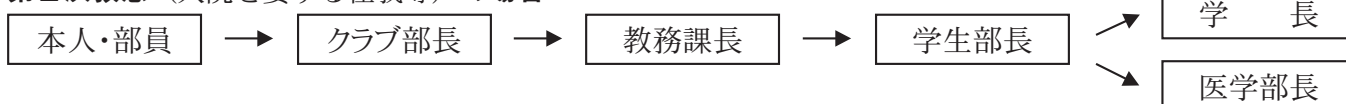
(3) 課外活動中における事故発生時の連絡体制

課外活動時に事故が発生した場合は、以下のとおり連絡を入れてください。

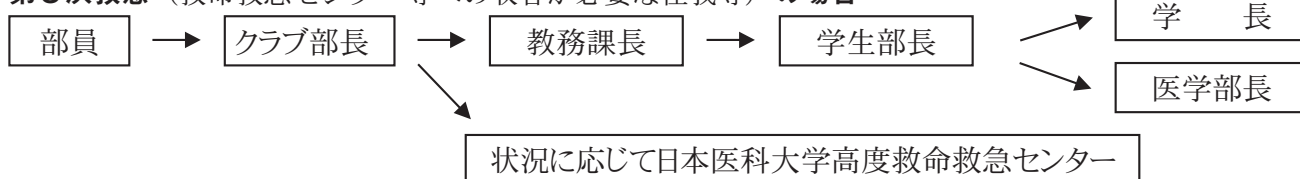
1次救急（外来受診程度の怪我等）の場合



第2次救急（入院を要する怪我等）の場合



第3次救急（救命救急センター等への収容が必要な怪我等）の場合



連絡先 クラブ部長 各クラブで把握しておく

教務課長 日本医科大学 03-3822-2131（代表）
夜間、休日は上記（代表）電話交換手を取り次ぐ

学生部長 日本医科大学 03-3822-2131（代表）
夜間、休日は上記（代表）電話交換手を取り次ぐ

※ 学生教育研究災害障害保険の保険金請求にあたっては、別途事務室・教務課への届け出及び諸手続きが必要となる。

但し、保険金請求は、課外活動届が事前に提出され承認が得られている場合に限る。

(4) 部室について

本学では学生の課外活動のために部室を提供している。使用にあたっては、学友会の教育棟管理委員会の運営のもとに火災、盗難予防の注意が払われている。各クラブは火元責任者を決めて、日頃から以下のことに十分注意して使用すること。なお、以下の事項を遵守できない場合は、部室の使用を禁ずる場合がある。

- 1) 本学は全面禁煙の為、部室での喫煙も禁ずる。
- 2) 部室及び教育棟地下1階廊下スペースは、不要物を処分し、清潔な環境作りに努める。
- 3) 部室内は常に整理整頓に努める。
- 4) 電熱器、ストーブ等の火気を絶対に使用しない。
- 5) 退室する時は、室内の消灯を確認し、必ず施錠する。

(5) 日本医科大学課外活動団体に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、学生部組織細則第3条第1号に定める学生部業務の一である日本医科大学（以下「本学」という。）学生の課外活動に関することについて、課外活動団体の登録、運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語は各号の定義によるものとする。

- (1) 課外活動団体とは、本学学生が主体となり、スポーツ、文化、芸術、社会活動その他正規の教育・研究以外の活動を目的として組織された団体であって、本学を活動の本拠とし、第4条に定める登録がなされた次に掲げる団体をいう。
 - イ 運動部団体正規所属学生を有し、スポーツ関係の一定の活動実績があり、教授以上の教員がその責任者を務める団体をいう。
 - ロ 文化部団体正規所属学生を有し、文化、芸術、社会活動その他関係の一定の活動実績があり、教授以上の教員がその責任者を務める団体をいう。
- (2) 団体正規所属学生とは、正規に課外活動団体に所属している学生をいい、運動部から1団体、文化部から1団体に所属することができる。
- (3) 団体非正規所属学生とは、正規に所属する課外活動団体以外の課外活動団体に所属している本学学生をいう。
- (4) 学外構成員とは、本学学生以外の者で課外活動団体に所属しているものをいう。
- (5) 責任者とは、部長又は顧問を務める本学教員をいう。

(登録申請手続)

第3条 本学学生が課外活動団体を結成し課外活動を行おうとする場合は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 課外活動団体申請書（様式第1号）

団体正規所属学生の中から役員として代表1名、副代表1ないし2名、会計1名を必ず置き、その役員を記載しなくてはならない。ただし、停学、留年等により活動を禁止されている期間にある者は、役員になることはできない。
- (2) 課外活動団体としての誓約書（様式第2号）
- (3) 団体正規所属学生及び団体非正規所属学生全員の個人としての誓約書（様式第3号）
- (4) 学外構成員全員の個人としての誓約書（様式第4号）
- (5) 名簿（様式第5号）

団体正規所属学生、団体非正規所属学生及び学外構成員をすべて記載したもの。

(登録)

第4条 学長は、前項に定める手続を完了した団体について学生部委員会に課外活動団体として登録の可否について審議を依頼し、審議結果を参考として登録の可否を決定する。

- 2 登録が決定し、登録がなされた時は、学長は申請者に対して登録証（様式第6号）を交付する。

(登録の更新)

第5条 前条により登録された課外活動団体は、許可された活動期間を更新しようとする場合、活動期間の終了日(4月30日)までに、第3条の規定に準じて更新手続きをし、登録を受けなければならない。

(便宜供与)

第6条 課外活動団体は、次の各号に定める便宜供与を受けることができる。

- (1) 団体名に「日本医科大学」を冠すること。
- (2) 本学の施設を利用すること。
- (3) 本学からの経済的援助を受けること。
- (4) 本学施設内に活動拠点となる部室を保有すること。

2 原則として団体正規所属学生数が3年にわたり5名未満の課外活動団体については、第1項第3号及び第4号の便宜供与は受けられない。

3 前項により便宜供与が受けられなくなった課外活動団体及び新規に登録された課外活動団体は、団体正規所属学生数が3年にわたり5名以上となるまで第1項第3号及び第4号の便宜供与を受けることができない。

4 学長は、課外活動団体の活動状況等により便宜供与を制限又は停止することができる。

(義務)

第7条 課外活動団体は、第3条に規定する登録申請手続において提出した書類の内容に変更が生じた場合は速やかに学長に届け出るものとする。

2 課外活動団体は、常に安全に配慮して活動し、起こりうる事故等への対策を講じておかなければならない。

3 課外活動団体は、その活動において問題等が生じた場合は直ちに責任者に報告しその指示に従うものとする。

4 責任者は、課外活動団体の活動内容を把握し、適切な指導を行わなければならない。

5 課外活動団体及び責任者は、第3項の報告等に関して、本学から調査の要請があった場合は、その調査に協力し、誠実に対応しなければならない。

(課外活動団体の処分等)

第8条 団体正規所属学生、団体非正規所属学生及び学外構成員が、法令、学則その他の本学の諸規則に反する行為、大学が禁止する行為、その他学生の本分にもとる行為を行った場合は、学生部委員会の審議を経て、学長は当該課外活動団体に対し、次の各号に掲げる処分を行うことができる。

- (1) 登録の取消
- (2) 課外活動の有期又は無期の停止

2 前項の規定は、本学学生に対して日本医科大学学生の懲戒に関する細則に基づき懲戒等を行うことを妨げない。

(事務)

第9条 課外活動団体に関する事務は、学事部教務課が行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、課外活動団体に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号

整理番号	
登録番号	

課外活動団体申請書 (新規・ 継続)

20 年 月 日

日本医科大学長 殿

日本医科大学課外活動団体として活動致したく、必要書類を添えて申請いたします。

申請者氏名 _____ ㊟

第 _____ 学年 学籍番号 _____

団体名	部					
	通称					
活動内容						
責任者	部長	㊟	所属		職位	
	顧問	㊟	所属		職位	
役員	代表	学年	学籍番号	氏名	メールアドレス	
	副代表				@nms.ac.jp	
	会計				@nms.ac.jp	
					@nms.ac.jp	
構成員		団体正規所属学生	団体非正規所属学生	学外所属者	合計	
	男子	名	名	名	名	名
	女子	名	名	名	名	名
主な活動場所	名称					
	(学外の場合) 住所 〒					
主な活動日程	曜日と時間			主な活動内容と場所		
	日曜日	時 分～	時 分			
	月曜日	時 分～	時 分			
	火曜日	時 分～	時 分			
	水曜日	時 分～	時 分			
	木曜日	時 分～	時 分			
	金曜日	時 分～	時 分			
土曜日	時 分～	時 分				
昨年の主な実績						

誓 約 書 (団体用)

日本医科大学長 殿

課外活動団体「 _____ 」

及びその構成員は、その活動において以下の事項を厳守し、もし違反することがあった時はいかなる処分にも従うことを誓います。

1. 法令及び本学の諸規則を遵守すること
2. 本学の教育・研究・診療を妨げないこと
3. 活動よりも学業を優先すること
4. 安全に配慮し、事故の防止に努めること
5. ハラスメントをなさないこと
6. 情報倫理を守ること
7. 常に本学学生の本分を守って活動すること

年 月 日

団体名 _____

代表 (自署) _____

誓約書（本学学生用）

日本医科大学長 殿

私は課外活動団体

「
」に所属し、その
活動において以下の事項を厳守し、もし違反することがあった時はいかなる処分にも従う
ことを誓います。

1. 法令及び本学の諸規則を遵守すること
2. 本学の教育・研究・診療を妨げないこと
3. 活動よりも学業を優先すること
4. 安全に配慮し、事故の防止に努めること
5. ハラスメントをなさないこと
6. 情報倫理を守ること
7. 常に本学学生の本分を守って活動すること

年 月 日

団体名

氏名（自署）

誓 約 書 (学外者用)

日本医科大学長 殿

私は貴学課外活動団体

「 _____ 」に所属し、その

活動において以下の事項を厳守し、もし違反することがあった時はいかなる処分にも従う

とともに、自分に被害が生じる事故等ある時も貴学の責任を一切問わないことを誓いま

す。

1. 法令及び貴学の諸規則を遵守すること
2. 貴学の教育・研究・診療を妨げないこと
3. 貴学の名誉を守ること
4. 安全に配慮し、事故の防止に努めること
5. ハラスメントをなさないこと
6. 情報倫理を守ること
7. 常に貴学学生の本分を尊重して活動すること

年 月 日

団体名 _____

氏名 (自署) _____

日本医科大学課外活動団体登録証

登録番号 _____

団体名 _____

代表 第 _____ 学年 学籍番号 _____ 氏名 _____

責任者 _____ 所属 _____ 氏名 _____

日本医科大学課外活動団体として登録し、その活動を認める。

期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日～ _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

日本医科大学長



厚生施設

1) 日医大マリンハウス

平成 19 年新築

所在地 神奈川県鎌倉市坂ノ下 31 - 14

交通機関 JR 鎌倉駅下車 (バス) 江ノ島回り藤沢行・市営プール前下車
江ノ島電鉄 長谷駅 徒歩約 10 分

利用料金 1 泊 1 人 (宿泊のみ) 500 円 (学生 250 円)

* 利用 1 回につき、2 泊を限度とします。

2) 牧心セミナーハウス

所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺 831

交通機関 JR 東海道線富士駅下車 (タクシー利用 50 分)

(中央高速バス) 河口湖 IC 下車 (タクシー利用 30 分)

(マイカー 中央高速) 河口湖 IC より国道 139 号線経由 25km、約 30 分

学生利用料金 (1 名宿泊) 和・洋室 1,500 円 ロッジ 1 棟 5,000 円

食事料金 (1 名) 朝食 500 円、昼食 600 円、夕食 800 円

特別食 (昼・夕食のみ各 2,000 円)

※上記施設の利用手続き等については武蔵境校舎事務室又は教務課まで。

図書館・図書室

(1) 日本医科大学中央図書館（千駄木）

(<https://www.nms.ac.jp/sh/library/>)

1. 利用登録 初めて来館の際は、学生証持参の上、登録手続きが必要。
利用登録をした後、学生証で入退館・貸出をする。常に携帯のこと。
2. 開館時間

	開館時間	カウンターサービス時間*
月曜日～金曜日	7:30 - 23:00	8:45 - 18:30
第2・4土曜日	7:30 - 23:00	8:45 - 15:30
第1・3・5土曜日	7:30 - 23:00	なし
日曜日・祝日 (年未年始を含む)	13:00 - 23:00	なし
毎月第1火曜日	正午 - 23:00	正午 - 18:30
閉館日	蔵書点検日 (8月中旬の3日間) 年未年始の仕事納め・仕事始め各1日	

*カウンターに職員がいる時間

未登録の場合および学生証を忘れた場合は、カウンターサービス時間帯以外の利用ができない。

※上記に変更のある場合は、

詳細を図書館ホームページ「開館予定」に掲載する。

3. 資料の種類・配置

- 1) 図書は2階の書架に主題別に配置。
- 2) 視聴覚資料は1階に配置。
- 3) 雑誌は雑誌名のアルファベット順(和雑誌はローマ字に変換)に1、2階に配置(一部例外がある)。
- 4) 電子ジャーナルは約28,000誌、電子ブックは約19,000タイトルが利用できる。
- 5) 図書・雑誌の所蔵は、図書館ホームページの蔵書検索(OPAC)で確認できる。

4. 利用について

- 1) 館内の資料は自由に閲覧できる。利用後の資料は必ず指定された返却台に置く。
- 2) 館外貸出ができる資料は、1階カウンターで手続きをとる。返却期限は厳守のこと。
- 3) 貸出期間 図書・視聴覚資料は2週間、雑誌は貸出禁止。
- 4) 貸出期間の延長は、返却日を過ぎていない場合に1回のみできる。他に延滞している資料がある場合、また予約者がいる場合は延長できない。資料をカウンターに持参するか、図書館ホームページのMyOPAC(要登録)にログインし延長する。
- 5) 延滞している資料がある場合、返却されるまで新たな貸出はできない。

- 6) 本学になく資料は、他大学等から入手できる（有料）。文献複写・借用の申込および学内の他キャンパス図書室所蔵の図書の借用はホームページの MyOPAC を利用する（要登録）。
- 7) 文京区内の 5 つの医学・医療系図書館で相互利用の協定を結んでいる。詳細は図書館ホームページの「文京医学図書館コンソーシアム利用案内」を参照。
- 8) グループ閲覧室・視聴覚室利用は要申込。
- 9) 館内での複写は、著作権法の範囲内で図書館所蔵資料のみ複写できる（有料）。個人の本やノート類の複写は禁止。
- 10) 文献検索結果や電子ジャーナルなどの印刷は有料。
- 11) キャンパス無線 LAN アクセスポイント「eduroam」が利用できる。

5. 利用上の注意

- 1) 入退館時や貸出手続に学生証が必要なため、必ず携帯すること。
- 2) 他人の学生証による入退館、1 枚の学生証による複数名の入退館禁止。
- 3) 飲食および携帯電話による通話は禁止。
- 4) 資料の無断持出し禁止。
- 5) 図書館資料の破損・汚損・紛失の場合は弁償。長期延滞者は弁償の上、1 年間貸出停止。

(2) 日本医科大学武蔵境校舎図書室(日本獣医生命科学大学図書館共同利用)

(<https://www.nvlu.ac.jp/library/>)

1. 利用登録

入館の際は、入館ゲートでの読み取りと貸出のため、必ず学生証を携帯すること。

2. 開館時間

日本獣医生命科学大学図書館に同じ。ただし臨時に開館時間を変更する場合がある。

平日：午前 9 時から午後 9 時まで（授業・試験のないときは午後 4 時 30 分まで）

土曜日：午前 9 時から午後 2 時 30 分まで（試行として午後 3 時 30 分までの開館を実施。

授業・試験のない土曜日は閉館）

原則として毎月第三水曜日午前は館内整理日、12 時から開館。

3. 休館日

休館日は次のとおりとする。ただし臨時休館の場合は、その都度掲示する。

- 1) 日曜日・国民の祝日
- 2) 春季・夏季・冬季の一定期間
- 3) その他、大学祭当日・入学試験時など

4. 閲覧

館内の資料は自由に閲覧できる。館外無断持ち出しは禁止。

5. 貸出

利用者は資料を所定の手続きを経て館外貸出を受けることができる。初回の貸出期間内に限り1回のみ更新できる。その際資料を持参するか、図書館ホームページ (<https://nvlupac.nms.ac.jp/opac/opac-sarch/>) からログインし更新する。

(ログイン方法はポータルで通知する。)

貸出中の図書は予約できる。

- 1) 貸出冊数図書3冊、AV資料3点、英語読本3冊。
- 2) 図書の貸出期間は2週間とする。辞書などの参考図書、学術雑誌は貸出禁止。
一般誌は最新号以外2週間。
- 3) 春季・夏季の長期貸出期間及びその期間中の冊数についてはその都度掲示する。

6. 返却

貸出資料は定められた期間内に返却しなければならない。

これに違反した場合は資料の貸出を一定期間禁止することがある。

貸出資料を紛失・汚損・破損の場合は2ヶ月の貸出停止、場合によっては現物弁償。

7. 複写

利用者は、教育・研究に必要な場合、著作権法遵守の上、図書館所蔵資料の複写をすることができる。(有料)

ただし破損防止上、貴重資料・特殊資料についてはこの限りではない。

ノート類のコピーは禁止。

8. 情報調査

利用者は、教育・研究に応じた情報の調査・提供を依頼することができる。

9. 相互利用

利用者は、図書館が所蔵しない資料の利用を希望する場合、図書館を經由して学内・学外の図書館への複写・借用を申し込むことができる。(有料。ただし、日本医科大学内からの借用は無料)

詳細は図書館ホームページを参照のこと。

日本医科大学図書館・図書室一覧表

館・室名	所在地	開館時間
中央図書館 ☎ 03-3822-2131 FAX 03-3822-2405 (事務室) 03-5685-3051 (相互貸借)	〒113-8602 東京都文京区千駄木1-1-5	月～土曜日 7:30～23:00 日曜祝日 13:00～23:00 毎月第1火曜日 正午～23:00 カウンターサービス時間 月～金曜日 8:45～18:30 第2・4土曜日 8:45～15:30 毎月第1火曜日 正午～18:30 *変更の場合は図書館ホームページに掲載
武蔵境校舎図書室 (日本獣医生命科学大学図書館共同利用) ☎ 0422-31-4151 FAX 0422-33-2035	〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1	月～金曜日 9:00～21:00 土曜日 9:00～15:30 *授業のない土曜日・日曜祝日は閉館 変更の場合はその都度掲示
武蔵小杉病院図 臨床研究図書センター ☎ 044-733-5181 FAX 044-712-9295	〒211-8533 神奈川県川崎市中原区小杉町 1-383	月～金曜日 8:30～17:00 土・日曜日、祝日 閉室 *実習時に貸与されるセキュリティ カードを入室時に利用
多摩永山病院図書室 ☎ 042-371-2111 FAX 042-372-7380	〒206-8512 東京都多摩市永山1-7-1	月～金曜日 9:00～17:00 土・日曜日、祝日 閉室 *図書室入口のカードリーダーに学生 証(ネームプレート)を通して利用(事 前登録が必要)
千葉北総病院図書室 ☎ 0476-99-1111 FAX 0476-99-1900	〒270-1694 千葉県印西市鎌苅1715	月～金曜日 9:00～17:00 土・日曜日、祝日 閉室 *緊急利用の場合は、防災センターに 申し出て利用届に記入

災害等への対策

(1) 自然災害の影響による授業・実習・試験等の対応について

【基本的な判断基準順位】

地震・台風・雪・その他自然災害における学生（人身）の安全を第一に
下記の公的情報を判断基準とし対応する。

1. 対象地域に警報及び特別警報のいずれかが発令された場合。
2. 公共交通機関の状況。
3. 各地域の現状況。

1. 警報・特別警報（波浪・高潮を除く。※河川氾濫は現状況による）

【対象地域】

- | | | |
|---------------|--------|--------------|
| ○ 東京都 23 区西部 | 文京区 | (千駄木校舎、付属病院) |
| ○ 東京都多摩北部 | 武蔵野市 | (武蔵境校舎) |
| ○ 東京都多摩南部 | 多摩市 | (多摩永山病院) |
| ○ 神奈川県横浜・川崎地区 | 川崎市中原区 | (武蔵小杉病院) |
| ○ 千葉県北西部印旛 | 印西市 | (千葉北総病院) |

- (1) 当日、関東全域に特別警報発令または終日警戒の予報の場合は、全学休講とする。
- (2) 当日午前 5 時の時点で警報が出ていない、または解除されている場合は通常どおりとする。
- (3) 当日午前 5 時の時点で警報が発令されている場合は、午前中を休講とする。
- (4) 当日午前 10 時の時点で警報が解除（注意報等）されている場合、午後は通常どおりとする。
- (5) 当日午前 10 時の時点で警報が解除されていない場合、午後も休講とする。

2. 交通機関の状況

(JR 山手線、中央線、総武線、京浜東北線、横須賀線、南武線、東京メトロ、都営地下鉄線、東急東横線、小田急線、京王線、京浜急行線、千葉北総線等、主要交通機関)

- (1) 当日午前 5 時の時点で上記主要交通機関の全線、またほとんどが始発から運休の場合は、全学休講とする。
- (2) 当日午前 5 時の時点で上記主要交通機関のほとんどが運転見合わせの場合は、午前中休講とする。
- (3) 当日午前 10 時の時点で上記主要交通機関のほとんどが復旧していない場合は、午後も休講とする。

3. 各地域の現状

※ 1 及び 2 においての基準はあくまでも、関東全域などの広範囲にわたる想定の出発点のない自然災害におけるものであり、通勤・通学の時間帯に著しく影響し、移動困難な場合の安全を第一に考慮した、社会一般の常識に照らした処置である。但し、下記のケースにおいては、各地域の教務事務担当者に確認の上、対応を判定する。

- (1) 当日午前 5 時の段階で警報等発令解除であっても、自然災害の影響による二次災害（冠水、倒壊、倒木、近隣火災、鉄道障害、道路事情）が各校舎や各病院に影響のある場合、各地域別に休講とする場合もある。（参照 1 - 5）
- (2) 当日午前 9 時～ 10 時時点で警報発令中だが、各地域の現状の回復を確認できた場合は午後を通常どおりとする。
また、一部の地域の場合は、影響のある地域を除き、通常どおりとする。
尚、運休・運転見合わせ等が一部であり、振替輸送や迂回経路可能であれば、休講とせず教育的不利益が生じない配慮を施す場合もある。（参照 2 - 3）

4. その他

- (1) 学業の実施場所は 2 つの校舎、4 つの病院にわたるため、通常授業となった場合においても、少なからず影響が残る可能性があり、登校および実習に向かう場合は、まず自分自身の安全を充分確保するように告知する。
- (2) 大学 HP、学内事前掲示、学生ポータルサイトなどで、速やかな伝達経路を確保する。
大学発表等の決定事項は、大学 HP に掲載することを教職員・学生に周知徹底する。
- (3) 全学休講となった場合は、クラブ活動・課外活動も自粛もしくは禁止とし、安全確保や二次災害防止に努める。
- (4) 現状が回復傾向にある場合、基本的な判断基準をもとに、臨機応変に対応する。
最終的には医学部長が判断し、場合により学長と相談の上、最終決定するが、未然の予告については、学事部で行えるよう危機災害マニュアル化する。

(2) 大規模地震に対する学生の心得

近い将来、大規模地震が起こるであろうと予想されていることから、常日頃から地震に対する心構えが必要です。

- ・ 部屋の中の家具は止め具で壁に固定しておく。
- ・ 本棚などの重いものは、中が崩れ落ちないようにしっかり留める。
- ・ 健康保険証や大事なものはすぐに持ち出せるように一箇所にまとめておく。
- ・ 自分の住んでいる地域の避難場所を確認しておく。

1. 警戒宣言が発令された場合

マグニチュード8程度の地震が発生し、震度6以上の揺れに襲われる危険性がある場合、内閣総理大臣が発表しますので、次の点に注意し冷静に行動してください。

(1) 大学構内にいたとき

- ア. 授業及び課外活動を直ちに中止し、自分の身を守り次に教員等の指示に基づいて避難してください。
- イ. 実験・実習等の場合は、自分の身を守り次に火気を消すなどの安全措置を講じた上で、避難してください。

(2) 学外にいたとき

- ア. 広報に注意し、東京都や区市町が実施する地震防災対策の指示に従ってください。
- イ. 運転中の車は、ゆっくり走り警察官の指示に従ってください。

2. 大規模地震が発生した場合

(1) 大学構内にいたとき

その場で、ア. の自らの安全を確保して、イ. から順に、教員等の指示のもとに、あわてず冷静に対処してください。(地震発生時の初動マニュアル参照)

- ア. まず、我が身を守る！
- イ. すばやく火の始末！
- ウ. 非常脱出口の確保！
- エ. 同室学生等の安全を確認！
- オ. 作動中の実験器具等の停止！
- カ. 隣接する部屋で助け合う！
- キ. 余震に注意！
- ク. あわてて建物の外に出ない！

(2) 学外にいたとき

学外にいたときも、まずは、その場でア. 身の安全を確保すること、その後、イ. から順にあわてず冷静に対処してください。

- ア. まず、わが身を守る！
- イ. あわてて建物の外に出ない！
- ウ. 狭い路地、へいぎわ、川べりに近寄るな！
- エ. 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意！
- オ. 避難は徒歩で、持ち物は少なく！
- カ. 協力し合って応急救護！
- キ. 正しい情報を掴みデマに惑わされるな！
- ク. 秩序を守り衛生に注意！

(3) 安否確認について

震度5強以上の地震が発生した場合は、身の安全等の確保ができた後に、次のメールアドレスに安否情報「学籍番号・氏名・負傷の有無・所在地」等を連絡ください。

パソコン等使用不可の場合は、葉書等で連絡してください。

安否確認メールアドレス kyoumu@nms.ac.jp

(3) 災害用伝言ダイヤル等の活用

1. 災害用伝言ダイヤル

「災害用伝言ダイヤル」とは、地震等災害発生時に被災地域内の人の安否確認等で通話がつながりにくい状況となった場合、NTT が地域（都道府県単位）を限って提供するもので、災害時にメッセージを録音して、そのメッセージを確認できる災害時専用サービスです。

※ 災害用伝言ダイヤル利用法 <http://www.ntt-east.co.jp/saigai/voice171/>

(1) メッセージの録音方法

- ア. 「171」へダイヤルする。(以下、音声ガイダンスにそって操作)
- イ. 「1」をダイヤルする。
- ウ. 「伝言したい被災地域内の方の電話番号（市外局番から）」をダイヤルする。
- エ. 「メッセージ」を録音する。(録音時間：30 秒以内 ・伝言保存期間 48 時間)

(2) メッセージの確認方法

- ア. 「171」へダイヤルする。(以下、音声ガイダンスにそって操作)
- イ. 「2」をダイヤルする。
- ウ. 「確認したい被災地域の方の電話番号（市外局番から）」をダイヤルする。
- エ. 「メッセージ」を確認する。

2. 災害用伝言板

「災害用伝言板」とは、震度 6 弱以上の地震など大災害が発生した時に、被災地域にいる人が、携帯電話やスマートフォンから自分の状況を登録し、インターネットなどを通じて安否情報が確認できる災害時専用サービスです。

各電話会社によりサービス内容・登録方法は異なるので予め確認すること。

以下に、国内主要 3 社のサービス内容記載 HP URL を参考に記載する。

NTT ドコモ

https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/

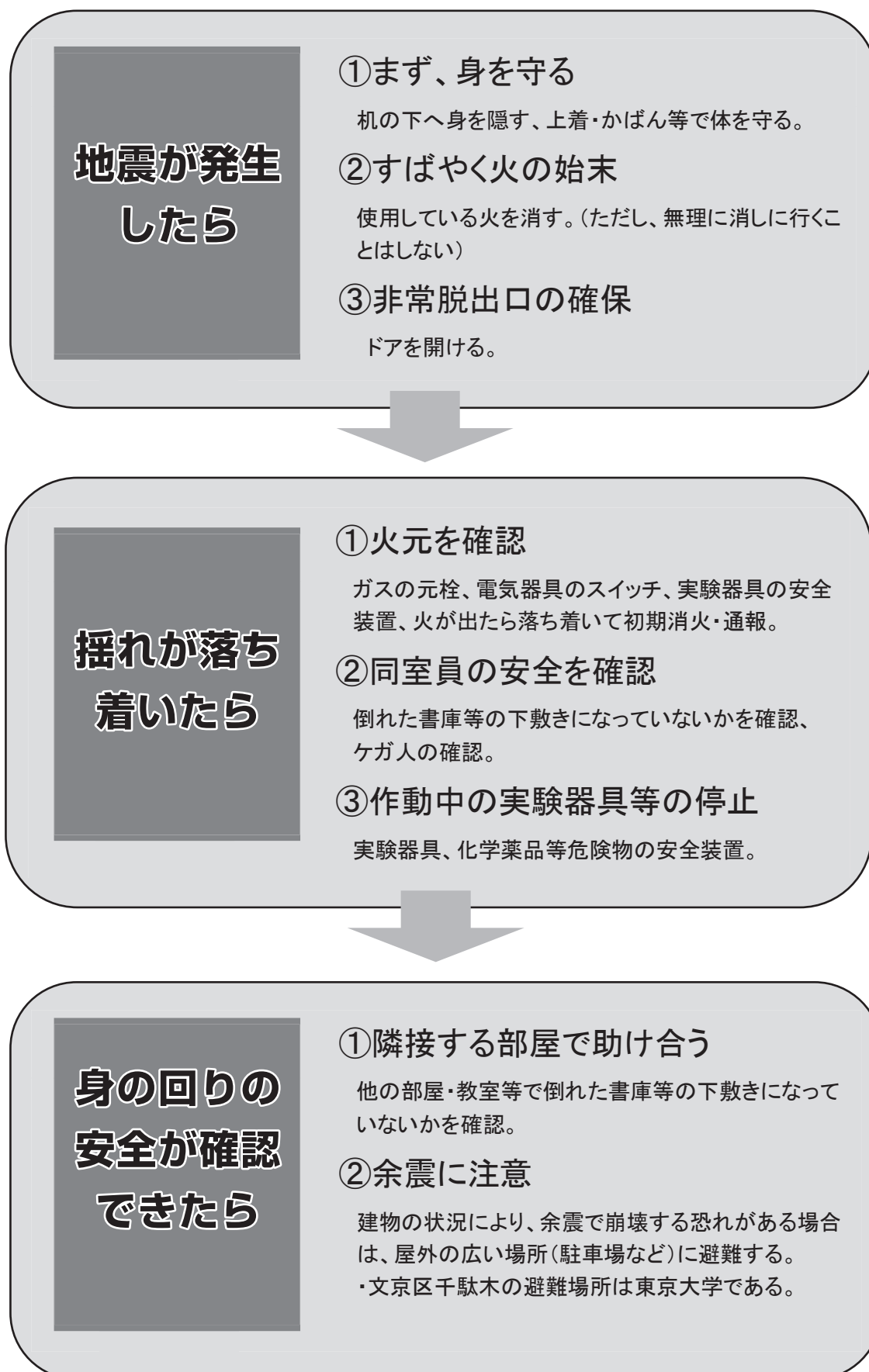
KDDI

<https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/>

ソフトバンク

<https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/>

(4) 地震発生時の初動マニュアル（学生版）



(5) 地震発生時の対応マニュアル（学生版）

■地震発生時の対応

○地震が発生した瞬間の対応

- ・窓や棚のように、ガラスが割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
- ・机の下などにもぐるか、バッグ・衣類などで頭を覆うなどして、ガラス、黒板、テレビモニター、蛍光灯などの落下物から身体を守る。
- ・余裕があれば、ドア付近にいる人は、ドアを開け出口を確保する。
- ・実験中など火気を使っているときは火を消す。ただし、無理に消しに行くことはしない。
- ・薬品などから離れる。
- ・広場やグラウンドなど、落下物がない場所にいる場合は、その場で座り込み揺れがおさまるのを待つ。

○揺れがおさまった後の対応

(1) 自分自身の心構え

- ・冷静に、落ち着いて。
- ・建物は大丈夫か、火災は起きていないか、負傷者はいないかなどの確認をする。
- ・火災や負傷者がいる場合は、最寄りの事務室や研究室に連絡し、自分の身が安全な範囲で、初期消火、応急手当をする。

(2) 自分が負傷した場合の対応

- ・大声をあげて助けを呼ぶ。
- ・自分の存在(生存)を明らかにする。声が出なければ、何らかの手段で大きな音を出すなど、周囲の人に気づいてもらえるよう試みる。

(3) 生存者を捜す場合の対応

- ・大声を出して生存者に呼びかける。
- ・発見した場合は、すぐに救助を始めるとともに大声で周囲に協力を呼びかける。

(4) 屋内にいる場合に確認すること

- ・室内の状況を確認
備品が倒れ散乱していないか、薬品が漏れたり、流れ出ていないか、などを確認する。
- ・他の教室の状況を確認
周囲の教室や部屋の状況を確認する。非常放送があった場合は、その指示に従う。
- ・建物の状況を確認
建物が傾いていないか、壁にヒビが入ったり崩れたりしていないか、などを確認する。
- ・火災の状況を確認
火災が起きていないか、起きていれば消火できるかどうかを判断する。

(5) 屋外へ避難する前に確認すること

- ・避難ルートの確保
大きな地震には必ず大きな余震があるので、窓・ドアを開け、避難ルートを確保する。
- ・ガス漏れ対策
二次災害を防ぐためにガスの元栓を閉める。
- ・電気火災への対策
配電盤のある研究室・実験室などはスイッチを切る。
電気器具はスイッチを切り、プラグを抜く。

(6) 屋外に避難するときの行動

- ・火災が起きている場合は、避難する際には、タオルやハンカチで口を覆う。
- ・どのルートで避難すれば安全か確認する。
- ・エレベーターは使わず、階段を使用する。
- ・押し合うなど周囲の人の安全を脅かさないよう注意する。

○避難

- ・避難場所は、広く、火災による延焼のおそれのないところが適している。文京区ではあらかじめ「東京大学」を避難場所として指定しているが、地震時の状況により安全な場所に避難する。
- ・住んでいる地域の避難場所については、居住している自治体のホームページなどを見て、確認しておく。

* 文京区千駄木1～2丁目の避難場所：東京大学

■地震発生直後の対応

○帰宅する場合は

- ・公共交通機関（JR・バス）の運行状況を確認してから帰宅を開始する。
(状況によっては、避難者が駅・幹線道路に集中するのを避けるため、時間をおいてから帰宅する場合も考える。)
- ・時間帯や距離に応じては、徒歩で帰宅する。
- ・幹線道路を通る。また、複数の帰宅経路を想定しておき、安全な経路を選択する。

○大学など自宅以外では

- ・自宅が遠い場合は、帰宅を見合わせ、大学が帰宅困難者等のため開設する避難所、最寄りの自治体等が開設する避難所を利用する。
- ・地震の規模、起きた時間、交通機関の状況、自身の体調や体力により臨機応変に判断する。
- ・大学が避難所を開設した場合、校内放送などで知らせる。
- ・1日～数日程度様子を見て、交通機関などの復旧状況により、帰宅するかどうか判断する。

○避難所では

- ・大学の避難所では、大学の指示に従う。備蓄物資等の運搬、避難所運営など可能なことは協力をする。
- ・自治体等の避難所では、協力し合い、助け合いながら、大学生として相応しい行動をとる。

■日頃からの備え（□にチェックを入れて確認）

○教室・研究室で準備・確認しておくこと

- 最寄りの非常口の位置はどこか。
- 最寄りの消火器の設置場所はどこか。
- いざという時に部屋から避難しやすいか。避難の障害になるものがないか。
- 一時避難場所や広域避難場所への避難経路を確認しているか。
- 自宅へ歩いて帰宅する場合の経路は決まっているか。
- 家族との連絡方法は決めているか。（災害用伝言ダイヤルも有効）
- 研究室の関係者の緊急連絡先はわかっているか。
- 薬品庫は収納された薬品が転倒しないようになっているか。

- 高圧ガスのボンベの転倒防止はしてあるか。
- 実験動物が逃げ出さない設備構造になっているか。

○ 自宅で準備・確認しておくこと

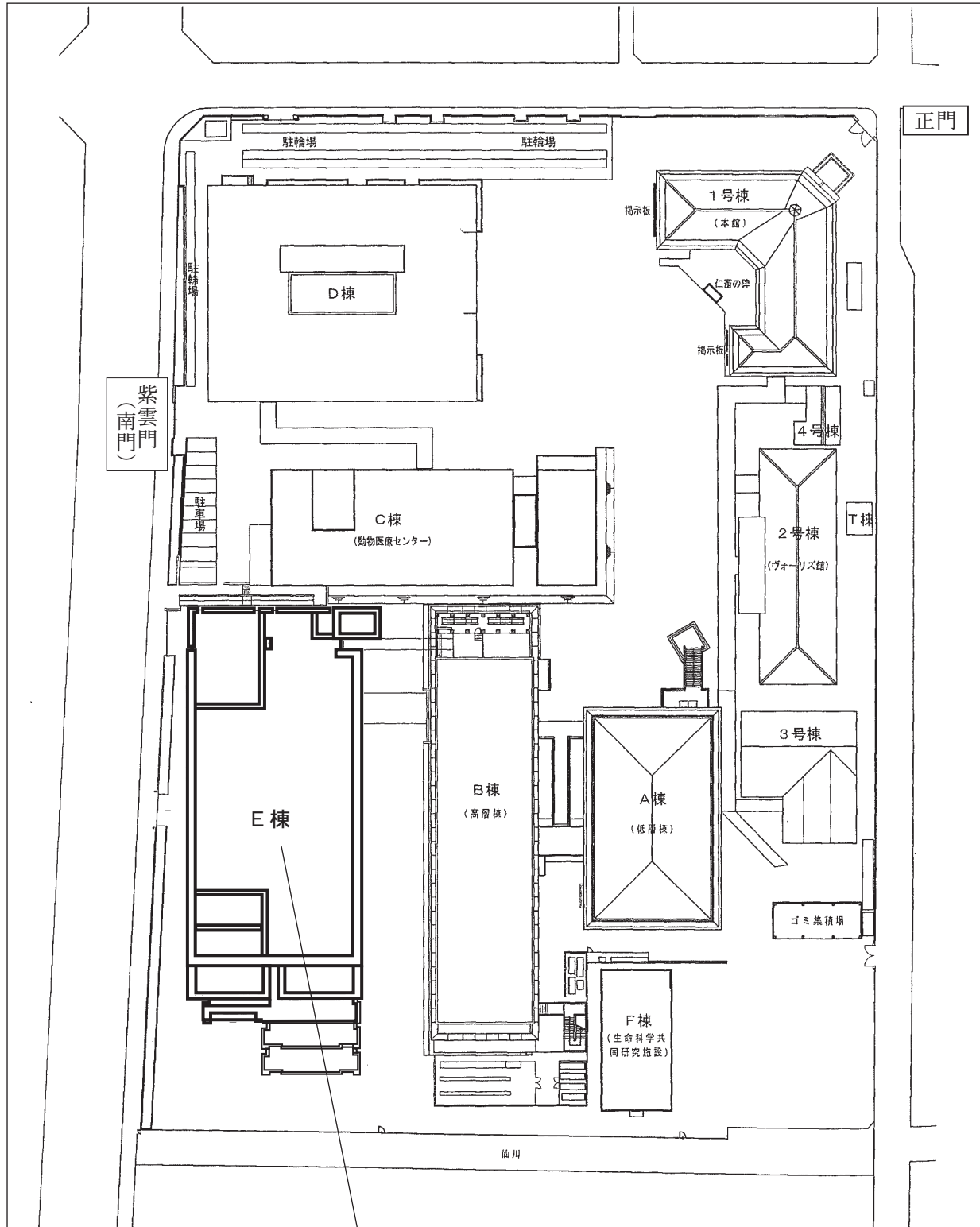
- 照明、棚、たんす、冷蔵庫、テレビなどの転倒防止はしているか。
- 広域避難場所を知っているか。避難経路を決めているか。
- 貴重品は安全な場所に保管しているか。
- 非常持出し品を準備しているか。

教育施設配置図

(1) 武蔵境校舎配置図

(2) 千駄木校舎配置図

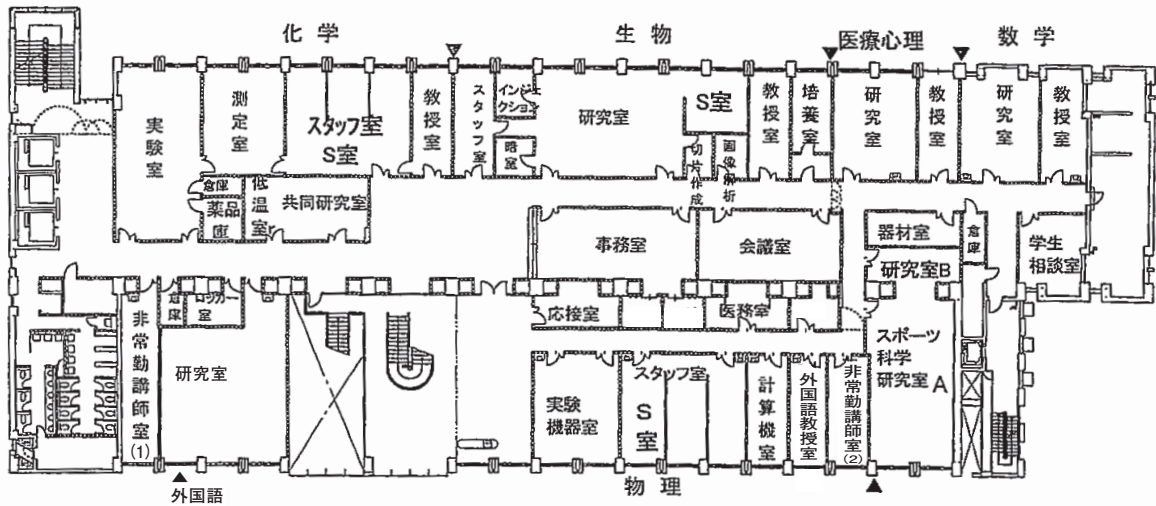
武蔵境校舎学内略図



2、3階が日本医科大学
武蔵境校舎

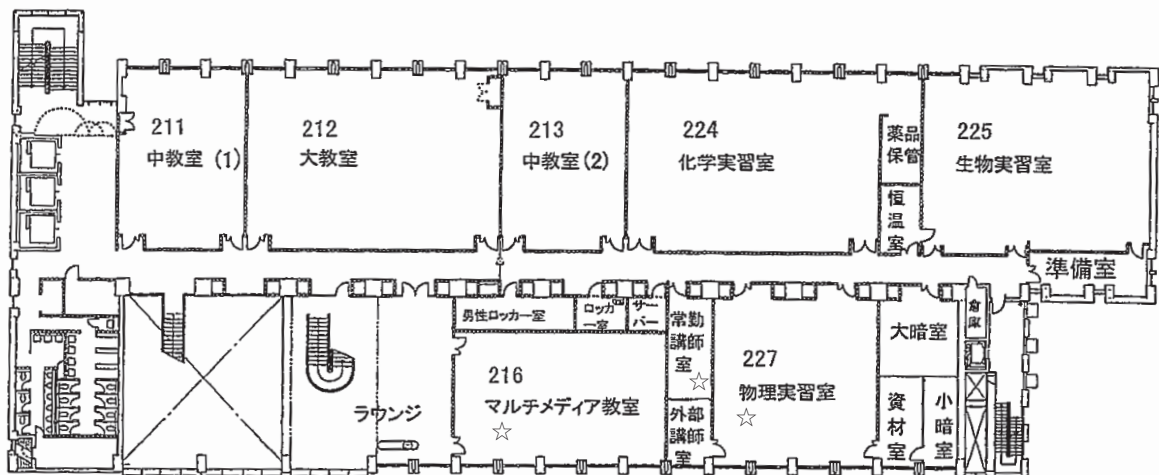
武蔵境校舎配置図

(E棟 2～3階)



3階

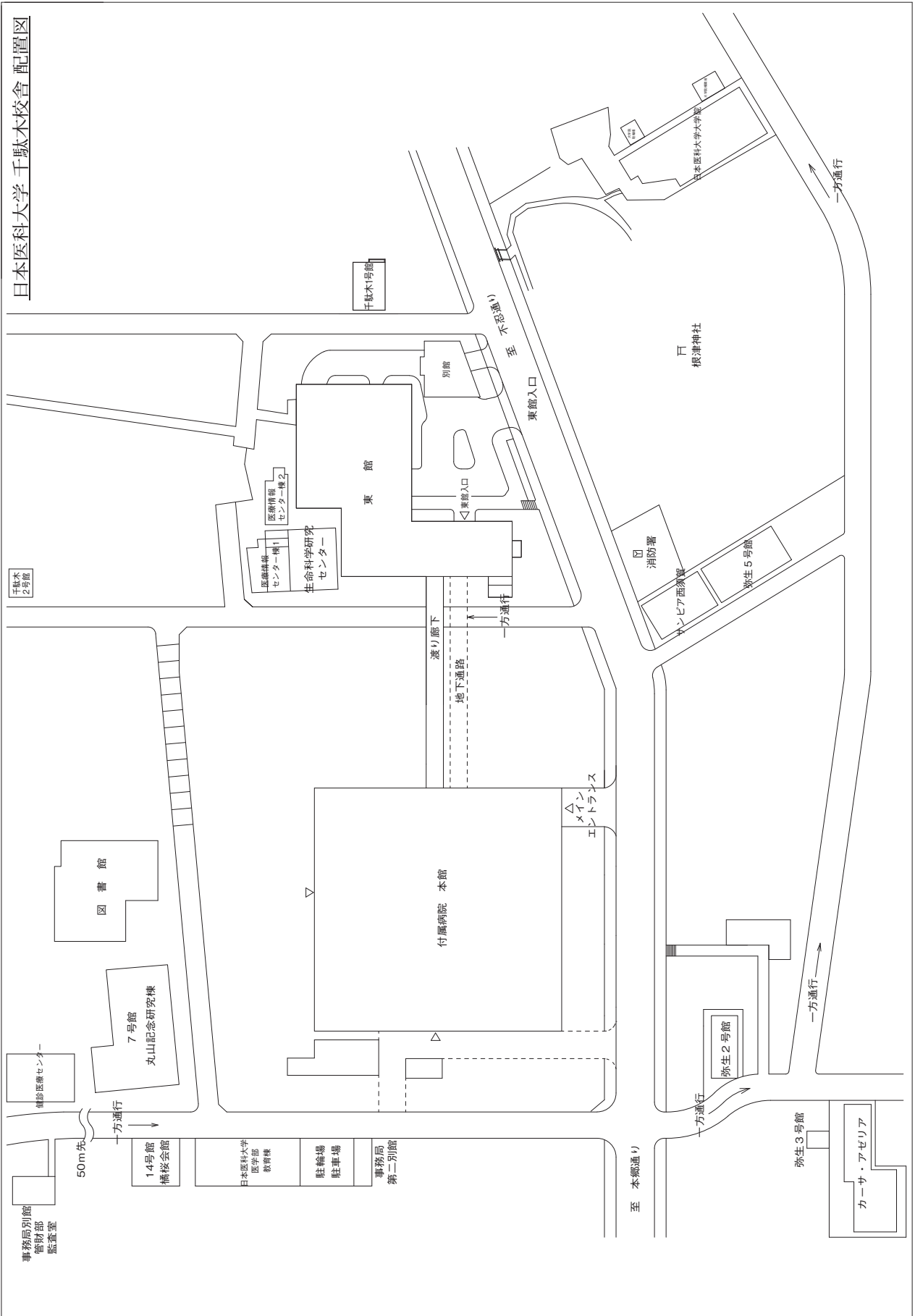
*S室:セミナー室



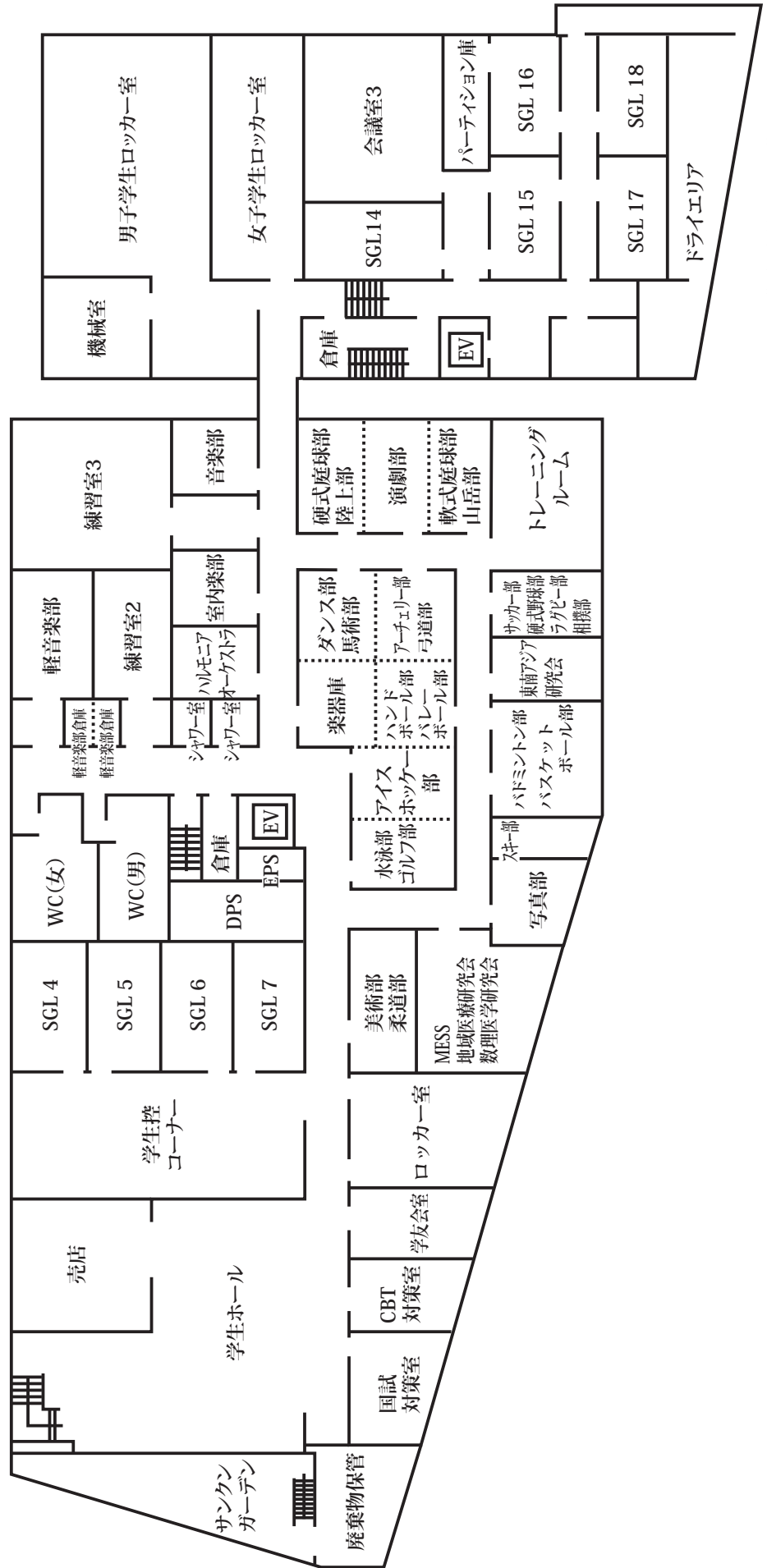
2階

☆ 数理・データサイエンス・AI教育センター

日本医科大学 千駄木校舎 配置図

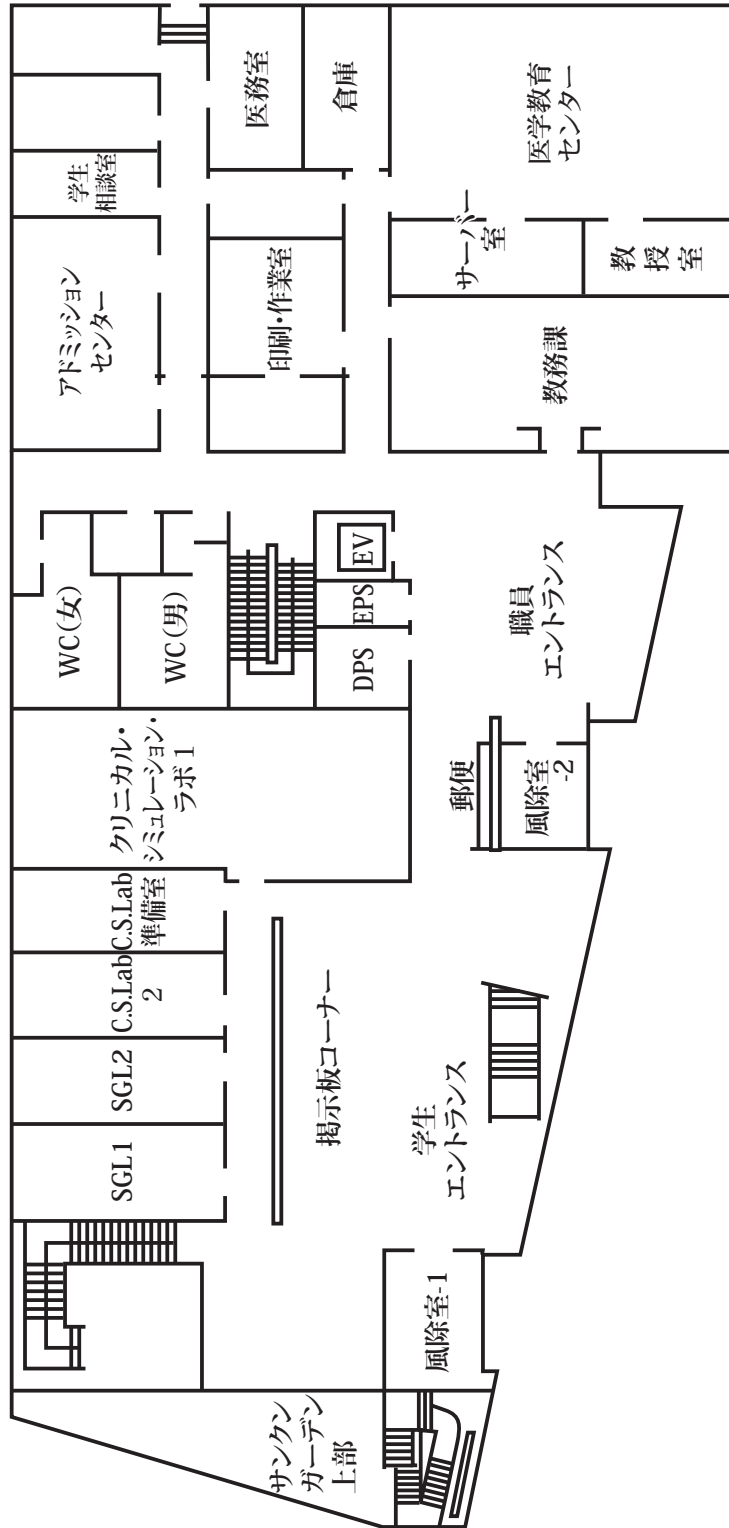


日本医科大学医学部（教育棟）配置図（地下1階）

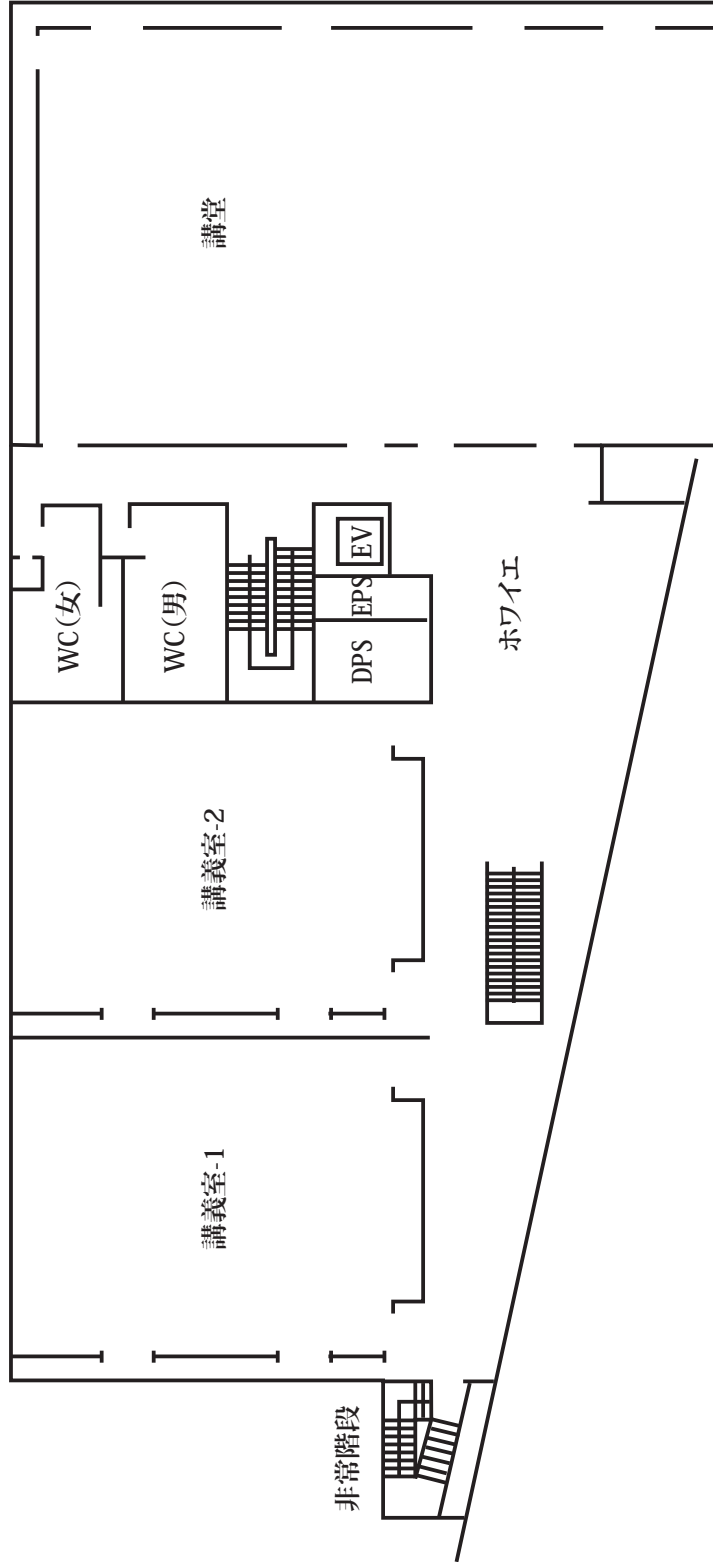


(橘桜会館 地下1階)

日本医科大学医学部（教育棟）配置図（1階）



日本医科大学医学部（教育棟）配置図（2階）



日本医科大学校歌

作詞 明本京静
作曲 橋本國彦

M.M.J.-104. 社大は行進曲風に.

りーか きいのらーはーあかつき
にーそらほろばろとーくもす
ひー胸一公一五一己ーいちろ

よき師と友が 愛と血を
携けて 燃らし 光のうた
日本医大 われらの医大

三 西に千古の 白き富士
北筑波嶺の 影清し
駿陵の森は 若き血に
くれない燃えて 秘に今
青年日本の 輝きを
背負いて立つよ 雄々しくも
日本医大 われらの医大

がーいがかくのしんーりーもともつ
つ たちばなくらーわかやかにはほほ
まひらものーまどたかしーには
んーいだいーべらのいだいー

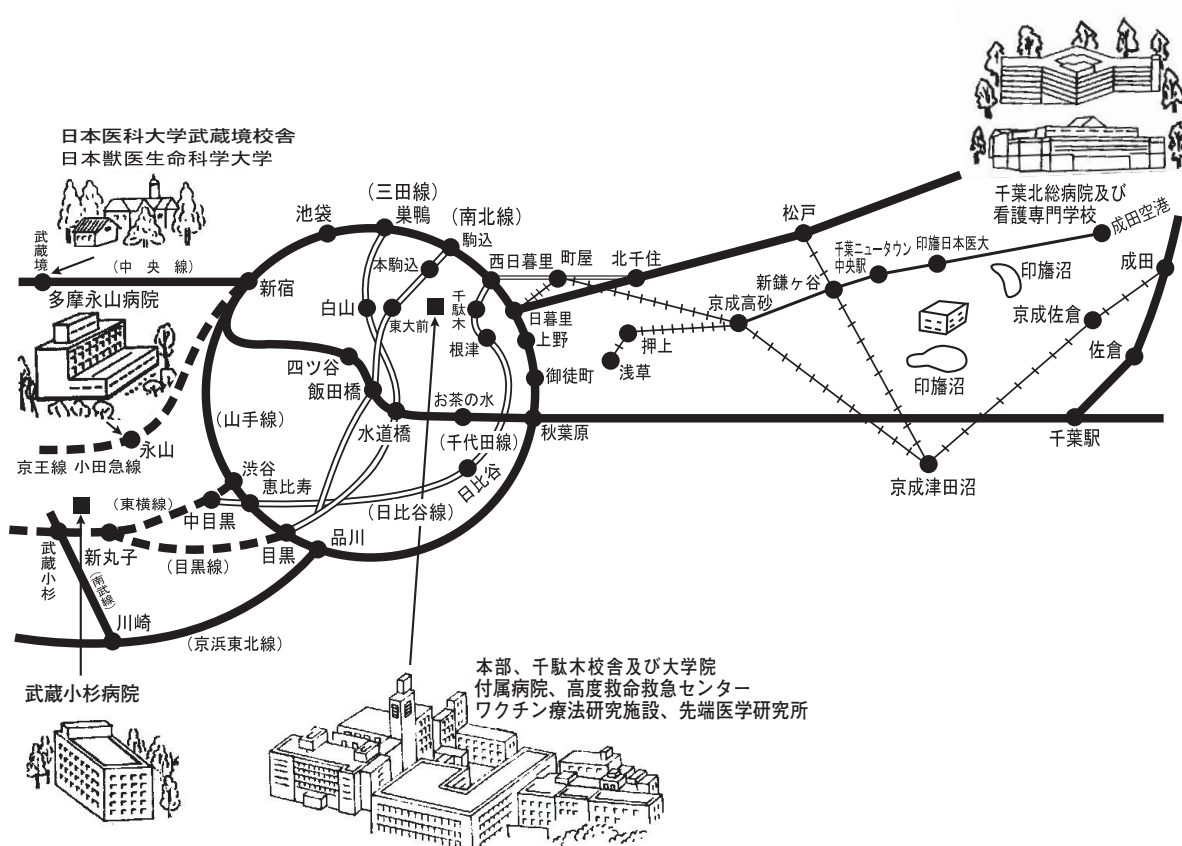
日本医科大学校歌

明本京静 作詞
橋本國彦 作曲

一 わかきいのらは あかつきに
空はるはると 雲を吸ひ
柳公克己 一路わが
医学の真理 もとめつつ
たちばなくら 若やかに
ほほむ幸の 学をたかし
日本医大 われらの医大

二 君を聞かすや 千駄木に
澄む鐘の ひびくをば
歴史に古き 刀圭の
輝のみらと ひたすらに

学校法人 日本医科大学案内図



本部・千駄木校舎・大学院 先端医学研究所	〒113-8602 東京都文京区千駄木1-1-5	TEL. (03)3822-2131(代)
武蔵境校舎	〒180-0023 東京都武蔵野市境南町1-7-1	TEL. (0422)34-3394(代)
付属病院・高度救命救急センター ワクチン療法研究施設	〒113-8603 東京都文京区千駄木1-1-5	TEL. (03)3822-2131(代)
武蔵小杉病院	〒211-8533 神奈川県川崎市中原区小杉町1-383	TEL. (044)733-5181(代)
多摩永山病院	〒206-8512 東京都多摩市永山1-7-1	TEL. (042)371-2111(代)
千葉北総病院	〒270-1694 千葉県印西市鎌苅1715	TEL. (0476)99-1111(代)
看護専門学校	〒270-1613 千葉県印西市鎌苅1955	TEL. (0476)99-1331(代)
日本獣医生命科学大学	〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1	TEL. (0422)31-4151(代)

学 生 便 覧	発行日	2022年4月1日
	編 集	日本医科大学学生部
	印 刷	栄和印刷株式会社